

令和4年第4回（12月）定例会

東伊豆町議会会議録

令和4年 12月6日 開会

令和4年 12月7日 閉会

東伊豆町議会

令和四年

第四回〔十二月〕定例会

東伊豆町議会議録

令和4年第4回東伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（12月6日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	14
楠山節雄君	15
栗原京子君	30
藤井廣明君	40
西塚孝男君	52
鈴木勉君	60
内山慎一君	73
○散会の宣告	83

第2号（12月7日）

○議事日程	85
○出席議員	86
○欠席議員	86
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	86

○職務のため出席した者の職氏名	8 7
○開議の宣告	8 8
○発言の訂正	8 8
○議事日程の報告	8 8
○一般質問	8 9
笠井政明君	8 9
山田直志君	1 0 7
須佐衛君	1 2 5
○発議第5号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	1 4 0
○専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号））	1 4 2
○専決承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号））	1 4 4
○議案第48号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1 4 7
○議案第49号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	1 4 9
○議案第50号 東伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例について	1 5 0
○議案第51号 東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について	1 5 2
○議案第52号 東伊豆町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	1 5 3
○議案第53号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	1 5 5
○議案第54号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）について	1 5 6
○議案第55号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	1 6 6
○議案第56号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）	1 6 9
○議案第57号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）	1 7 1
○報告第6号 令和4年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和3年度分）の	

提出について	173
○陳情・要望書等の審査について	174
○意見書案第2号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書 について	175
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	177
○閉会の宣告	177
○署名議員	179

令和4年第4回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和4年12月6日(火) 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1. 1番 楠山節雄君

- 1) 道路整備について
- 2) 朝市等の波及効果について
- 3) ヤングケアラーの実態について

2. 5番 栗原京子君

- 1) 子どもによるまちづくりについて

3. 11番 藤井廣明君

- 1) 遊休農地等の再生について
- 2) アサギマダラの里づくりについて

4. 6番 西塚孝男君

- 1) 人口減少について
- 2) ふるさと納税について

5. 12番 鈴木勉君

- 1) 高齢者が安心して暮らせる町づくりについて
- 2) 訪れたい魅力ある町づくりについて

6. 10番 内山愼一君

- 1) 商店街の空き店舗対策について
- 2) 子育て支援の拠点づくりについて

出席議員(12名)

1 番	楠 山 節 雄 君	2 番	笠 井 政 明 君
3 番	稲 葉 義 仁 君	5 番	栗 原 京 子 君
6 番	西 塚 孝 男 君	7 番	須 佐 衛 君
8 番	村 木 脩 君	1 0 番	内 山 慎 一 君
1 1 番	藤 井 廣 明 君	1 2 番	鈴 木 勉 君
1 3 番	定 居 利 子 君	1 4 番	山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩 井 茂 樹 君	副 町 長	鈴 木 利 昌 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
企画調整課長	森 田 七 徳 君	住民福祉課長	鈴 木 尚 和 君
住民福祉課 参 事	前 田 浩 之 君	観光産業課長	山 田 義 則 君
建設整備課長	齋 藤 匠 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	梅 原 巧 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福 岡 俊 裕 君	書 記	榊 原 大 太 君
--------	-----------	-----	-----------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

令和4年第4回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会には、条例の一部改正、規約の一部変更、各会計の補正予算などがそれぞれ日程に組み込まれております。

さて、静岡県の新型コロナウイルス感染症の状況や医療逼迫状況等は、現在、警戒を強化すべきレベルであり、新規感染者も増加傾向にあります。

感染の再拡大が懸念される所であり、本定例会におきましても、依然として収束の兆しが見えない感染症への対策を図りつつ進めていきたいと考えておりますので、マスクの着用や手指を清潔に保つなど、皆様にも御協力をいただくとともに、健康に十分御留意され審議に臨んでくださいますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和4年東伊豆町議会第4回定例会は成立しましたので、開会します。

◎議会運営委員長の報告

○議長（稲葉義仁君） 議会運営委員長より報告を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） おはようございます。

議会運営委員会より、令和4年第4回定例会の運営について御報告いたします。

まず、本定例会には9名の議員の方々より20問の一般質問が通告されております。

なお、本定例会では、一般質問について、時間は60分以内、一問一答方式で行います。終了後、新型コロナウイルス感染症対策として休憩を取り、換気を行います。

また、町長には反問権の行使が認められております。なお、反問権に要する時間は、制限

時間60分には含みません。

また、質問通告者の中で、掲示板の使用願いが7番、11番、14番より、資料配付の願いが1番、7番、11番より出されております。

本定例会の提出案件としましては、条例の一部改正が5件、規約の一部変更案が1件、補正予算案が6件、報告事項1件、それぞれ日程に組み込まれております。

さらに、議会からは、条例の一部改正案及び意見書案についての審議も予定しております。

なお、条例の一部改正につきましては、説明資料等により簡潔で分かりやすい要点説明とし、また、補正予算の説明につきましては、一般会計がおおむね200万円以上、特別会計がおおむね50万円以上で説明することが決定しておりますので、よろしくお願いたします。

閉会中に提出された要望書等につきましては、東伊豆町議会陳情書・要望書取扱いについての申合せ事項に基づき、委員会付託することが協議、決定しておりますので、御承知ください。

以上の内容を踏まえ、本定例会の会期は、本日から予備日を含めて12月8日までの3日間とします。

最後になりますが、議会運営委員会所掌事務調査につきましては、本会議の会期日程等の運営に関する事項について、閉会中の継続調査といたしますので、よろしくお願いたします。

議員の各位には、活発なる御審議と円滑なる議会運営に御協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。よろしくお願いたします。

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲葉義仁君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番、楠山議員、2番、笠井議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（稲葉義仁君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から予備日を含め12月8日までの3日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。よって、会期は3日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（稲葉義仁君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告につきましては、既に送付しました。

陳情・要望書等の付託につきましては、お手元に一覧表を配付しました。付託案件の審査につきましては、本定例会の会期中に担当常任委員会にて審査し、報告をお願いすることになりますので、御承知願います。

議長の出席した会議等の報告、議員派遣結果の報告については、お手元に資料を配付しました。

会議資料については、議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（稲葉義仁君） 日程第4 町長より行政報告を行います。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第4回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

定例会の開会に当たり、御挨拶を兼ね行政諸般の報告をさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

国の経済状況でございますが、内閣府が11月15日発表いたしました2022年7月から9月期の実質国内総生産（GDP）は、前期比0.3%減、年率換算で1.2%減となり、4四半期ぶりのマイナスとなりました。個人消費は、電気やガス、食料品の値上がりが響き、伸び悩んでいる状況にあります。今後も、冬に向け、新型コロナウイルス感染第8波到来による消費の下押しが懸念されております。

政府はこれまでに、全国旅行支援や水際対策の緩和による消費の押し上げを図っておりますが、今後は、物価高・円安への対応、構造的な賃上げなどを重点分野とする総合経済対策を実施することとしております。地方といたしましても、国の施策の動向を十分注視しながら町の施策の展開を図っていかねばなりません。

当町におきましては、ふるさと納税の増額を目指し、11名による各課横断型のプロジェクトチームを立ち上げ、活動してまいりました。町内各店舗等への新たな返礼品提供の働きかけや、新たな取組となります紙媒体による感謝券の受入れのお願いなどをいたしてきました。これらのプロジェクトチームの活動などもあり、ふるさと納税寄付金の実績は、10月末で前年比57.8%の増となっております。個人消費が伸び悩んでいる状況ではありますが、令和4年度のふるさと納税寄付金は、令和3年度実績2億4,423万円の65%増となります4億円を見込むことといたしました。

また、企業版ふるさと納税についてですが、当町として初めて企業版ふるさと納税により

4社から370万円の御寄付をいただきました。給食の食器の更新や、観光施設の整備のための貴重な財源として活用させていただきます。

現在、令和5年度当初予算の編成時期を迎えております。10月31日には職員に編成方針を通知し、要求基準を示したところではあります。今回は、町の重要課題や予算編成の方向性を示し、基本施策となるものを推進していく上での基となります「東伊豆町版骨太の方針」を令和4年8月に策定し、職員に示してきましたので、これに沿った予算編成とするものとしております。

また、予算編成に当たり、町の方針を説明し、町民の皆様の御意見をお聞きするために、12月13日を皮切りに6回の予定で町長懇談会を開催することといたしました。財政面などから、町民の皆様の御要望を全て実現することは難しいかもしれませんが、率直な御意見をお聞かせいただき、今後の町政運営の参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、行政諸般の報告をさせていただきます。

初めに、防災関係ですが、9月24日の台風15号による大雨に対し、各地区自主防災会の御協力をいただき、避難所の開設等、対応を図りました。

この台風では、静岡市をはじめ県内で土砂災害や浸水害が発生しました。当町では、10月1日、被災地給水支援として、静岡市清水区に水道課職員4名、給水車1台を派遣しました。さらに、10月13日から災害給付金事務支援に1名、10月31日から被災届出受付・交付事務支援に1名の職員を派遣しました。被災地の一日も早い復旧・復興を願っております。

10月4日、大雨により町外への陸路が寸断されたことを想定し、国土交通省中部整備局清水港湾事務所と港湾業務艇、遊漁船を使用した緊急物資輸送及び観光客移送訓練及び中部地方初となる、ドローンによる海上からの緊急物資輸送の実証実験を行いました。

当日は、国土交通省、静岡県、伊豆漁業協同組合稲取支所、稲取温泉・熱川温泉の旅館組合、稲取高等学校の御協力をいただきました。当町の課題でもあります陸路が使用できない状況への対応や、災害時における地域の災害対応の担い手の確保として、稲取高等学校の生徒の皆さんによる避難所への物資運搬を実施しました。

12月4日、地域防災訓練が行われ、住民及び消防団員などが参加し、津波避難訓練、安否確認のための黄色いリボン・ハンカチ、高齢者声かけなど、9月の総合防災訓練に引き続き、各自主防災会単位で実施しました。

また、住民が避難した場合の対応として、簡易トイレの設置等、避難所の運営に必要な資機材の取扱いや点検を実施いたしました。

次に、消防関係になりますが、11月9日から始まった秋季全国火災予防運動に伴い、9日に稲取、役場庁舎前で駿東伊豆消防組合東伊豆消防署、東伊豆町消防団全分団による中継送水及び放水訓練を実施しました。これから火災が多くなる時期を踏まえ、火災現場活動の確認を行いました。

これに先立ち、10月2日に大川旧グランドホテル駐車場で熱川地区方面の分団により、また、15日に稲取地区方面の分団により、無線機を使用した情報伝達訓練を実施し、操作方法及び交信可能区域の確認を行いました。

11月11日には、駿東伊豆消防組合東伊豆消防署と東伊豆町消防団女性消防隊が、稲取のマックスバリュ店頭で、秋季全国火災予防運動の広報・啓発活動を行いました。

これから火災の発生しやすい時期となります。住民の皆様におかれましては、暖房器具など火の取扱いには十分注意していただき、火災を出さないようにお願いいたします。

次に、企画関係ですが、交流・定住促進事業のうち、昨年度より「まちまるごとオフィス」をテーマに実施しているワーケーション推進事業により、10月と11月に企業等のモニターツアーを実施しました。20名の募集に対して約50名の応募があり、ワーケーションに対する関心の高まりが感じられました。

また、10月20日には私も参加し、東京の渋谷においてワーケーションのPRイベントを行い、都市と地方のよりよい関係性の築き方など、ワーケーションにとどまらない幅広い話題でパネルディスカッションを行うことができ、非常に有意義な取組となりました。

今年度のモニターツアーでは、アウトドアブランドのスノーピーク社の御協力を得て、奈良本けやき公園にテントを設置して参加者に仕事をしていただきましたが、モニターの方から非常に好評でした。また、併せて、町民の皆さんを対象に、テントの設営や火おこしのワークショップを行いました。けやき公園では、9月から地域おこし協力隊によりカフェがオープンし足湯も再開したことから、多くの方に御利用いただいておりますが、今後、けやき公園の活用について考える参考にしたいと考えております。

地域おこし協力隊についてですが、新たに田村葉子さんが地域おこし協力隊として着任します。田村さんは、雑誌や広告デザインの経験があり、今後はふるさと納税担当として、返礼品のPR等に従事していただく予定となっております。

全国草原の里100選についてですが、10月18日に東京農業大学において開催された「未来に残したい全国草原の里100選」の記念フォーラムに、全国草原の里市町村全国協議会の会長として出席し、第1期として選定された34地域に対し、認定書の授与を行いました。当町

の細野高原についても稲取地区特別財産運営委員会が認定され、御出席いただきましたが、日頃の関係者の皆さんの細野高原保全の活動に対し、改めてお礼を申し上げたいと思います。

フォーラムでは、全国の草原保全の取組事例の発表があり、高齢化による担い手不足という課題に対して様々な工夫をしている事例が報告され、大変参考になるとともに情報共有の重要性を感じました。

公共交通についてですが、今年度から、将来の町内の公共交通の在り方について検討を始めました。11月20日には、先進地域から2名の講師をお招きして講演会とパネルディスカッションを行いました。地方では、公共交通の存続が危ぶまれている地域が多数あり、様々な取組が行われていることから、当町においても先進地域を参考にしながら、町民の皆様の外出の足を確保する方法について検討を進めていきたいと考えています。

L I N Eクーポンの発行ですが、今年度よりL I N Eによる行政情報の配信に取り組んでいますが、間もなく、買物の際に30%お得なL I N Eクーポンを発行する予定です。クーポンを使用するには町のL I N Eに登録することが条件となりますが、登録方法等について御不明の場合は、事前に企画調整課の窓口に御相談ください。

次に、税務関係ですが、11月、12月は県下一斉の滞納整理強化月間として、広報誌やポスター等による納税啓発に努めております。町税の滞納者に対し、文書や電話による催告を通じて納税を促すとともに、賀茂地方税債権整理回収協議会との連携の下、財産調査に基づく差押えなどの滞納処分を実施しており、町民の信頼に応える納税秩序の維持と町政運営における貴重な自主財源の確保に努めてまいります。

11月14日、下田税務署及び伊豆下田税務協議会による納税表彰が行われ、当町からは税務行政に貢献した3名の方が受賞されました。

また、11月11日から17日までの税を考える週間の一環として、税に関する作品を募集したところ、税に関するポスター37点、習字60点、作文79点の応募をいただきました。このうち、伊豆下田納税貯蓄組合連合会により表彰された作品15点を、町民文化祭の会場及び役場ロビーに展示し、納税意識の高揚や滞納抑止に努めたところでございます。御協力をいただきました児童生徒をはじめ、学校関係者の皆様には改めて感謝申し上げます。

次に、住民福祉関係ですが、マイナンバーカードを健康保険証として利用した際に、利用しない場合よりも初診料が低くなる新たな診療報酬の仕組みが開始されました。国では、令和5年4月から、カード利用に必要なシステム導入を医療機関に義務化することを決めております。

当町の10月末の現在のカード交付累計数は6,857人、交付率は58.82%となります。マイナンバーカードのさらなる普及促進に向け、取り組んでまいります。

10月30日、熱川小学校体育館において、暴力追放、銃器・薬物根絶住民大会が行われました。この大会は、1市5町にて2年に一度開催するもので、「暴力団等の反社会的勢力の存在をゆるさない」「銃犯罪をゆるさない」「薬物の使用をゆるさない」ことを申し合わせるとともに、暴力追放三ない運動プラスワンを広くアピールし、住民総ぐるみで暴力・銃器・薬物犯罪のない安全で住みよい社会の実現を目指すことを目的とし、規模を縮小し開催しました。

交通安全関係では、12月15日から31日まで、年末の交通安全県民運動が実施されます。年末の慌ただしい時期となりますが、町民の皆様方には、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を心がけるようお願いいたします。

福祉関係ですが、東伊豆町敬老会は、今年度も、令和2年度、3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大のため中止いたしました。なお、本年度88歳の米寿を迎えられた93名の方々に敬老祝金を贈呈し、御長寿のお祝いをさせていただきました。また、先日めでたく100歳を迎えられた方を表敬訪問し、敬老祝金と花束を贈呈し、御長寿と誕生日のお祝いをさせていただきました。今後も御長寿の皆様には健康に御留意され、ますますの御健勝をお願い申し上げます。

子育て支援関係では、未就学児子育て支援給付金により、未就学児1人当たり1万3,500円を9月から支給しております。いまだ申請されていない方がいらっしゃいますが、この給付金は来年の2月まで受け付けておりますので、忘れずに申請をお願いいたします。

また、当町が宣言、参画しているベビーファースト運動の一環として、役場正面玄関ロビー海側に、子供が遊べる滑り台やおもちゃなどを備えたキッズスペースと、授乳やおむつ交換ができるテント「赤ちゃんの駅」を設置しました。お子様連れの方は、お気軽に自由に使ってください。

次に、健康づくり関係ですが、この秋に国の方針により実施することとなりましたオミクロン株に対応したコロナウイルスワクチン接種につきましては、これまでと同様、役場及び保健センターを会場とし、9月末より集団接種を実施しております。また、新たに接種対象範囲が拡大をされ、6か月児から4歳児を対象とした乳幼児の新型コロナワクチン接種につきましても、河津町と合同で各保健センターを会場とし、集団接種を実施しております。

今冬においては、新型コロナウイルス感染症の流行拡大と季節性インフルエンザの同時流

行による医療機関等の逼迫が懸念されます。感染拡大を抑えるためには、日常生活での予防やワクチン接種を受けることが重要です。町民の皆様には、引き続き、うがい手洗いの励行や、感染予防、重症化予防の観点から、予防接種の検討をお願いいたします。

次に、健康イベント関係であります。静岡多目的コホート事業賀茂健康長寿研究、通称「かもけん」について報告いたします。

この事業は、静岡社会健康医学大学院大学と賀茂1市5町が協力し、5年ごとに充実した健診を行い、健康づくりを直接支援するとともに、データを活用し新しい病気の予防方法を開発することで、町民の皆様と子や孫の世代の健康づくりに貢献することを目的とするものです。昨年度と今年度の事業実施予定でしたが、当町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度は中止となりました。今年度は2月4日、5日、6日の3日間で、40歳以上の国民健康保険加入者と後期高齢者医療加入者の方を対象に160名を予定しております。既に広報誌等で案内しておりますので、お申込みいただきますようお願いいたします。

次に、賀茂地域糖尿病等重症化予防共同事業といたしまして、12月11日に白田保健センターにおいて講演会を予定しています。「歯の健康とからだの関係」をテーマに、奈良本の川村歯科医院の院長である川村光弘医師に講演していただきます。当日は、講演会のほかに、健康器具による健康チェックも実施する予定になっています。

地域包括支援センターでは、11月8日に東伊豆町あんしん見守りネットワーク協力機関連絡会兼消費者安全確保地域協議会を開催しました。町内外の事業所等協力機関から32名の方が出席いただき、静岡県の賀茂広域消費生活センターから、賀茂地域における消費生活相談の現状についての報告や、下田警察署、東伊豆消防署等関係機関から情報提供をいただきました。高齢者が安心して地域で生活できるよう、多職種の関係機関で情報を共有し、地域包括支援センターとの連携を深めていただきました。

次に、観光関係ですが、3月から9月までの入湯客数は累計で33万5,591人となり、前年対比で43.7%の大幅な増となったものの、新型コロナウイルス感染拡大前と比較すると、25%の減となっております。今後の動向ですが、9月26日からは東伊豆町民及び姉妹都市の岡谷市民限定の宿泊割引キャンペーンが、10月24日からは下田市を含む賀茂郡の住民を対象とした宿泊割引キャンペーンが始まっております。また、静岡県では、10月11日から全国旅行支援「今こそしずおか元気旅」が始まり、これらの観光支援策により、年末までの予約状況は各宿泊施設とも良好であるとのこと。今後、新型コロナウイルス第8波の影響が懸念されておりますが、予算化されております地方創生臨時交付金を有効に活用しながら、支

援を続けていきたいと考えております。

商工関係ですが、消費喚起策を目的として、町民を対象に東伊豆町商工会が実施しております、33%プレミアム付き地域商品券の購入状況です。1冊3,000円の商品券を2万冊用意し、10月24日に予約受付を、11月7日に販売開始しております。11月22日現在、1万6,217冊の購入があり、残りも少なくなってきましたので、まだ購入していない方で購入を希望される方は、商工会へ申し込まれるようお願い申し上げます。

申請期間が終了した物価高騰等緊急対策事業者支援金についてですが、原油・原材料価格高騰による影響を緩和するため、仕入・原材料及び光熱水費を対象に、前年度比の差額分に応じて支援金を給付する事務を商工会で行ってきました。一方、急速な円安の影響で、電気、ガスなどの光熱水費が上昇し、事業者においてはその対応に苦慮している状況が発生しております。今回の補正予算では、これらに対応するため、第2次物価高騰等緊急対策事業者支援金を予算計上しております。燃料を含む光熱水費の一部に対し支援金を給付するもので、前年との対比をなくし申請しやすいようにしておりますので、事業実施に御理解を賜りますようお願い申し上げます。

イベント関係ですが、10月7日から11月4日まで稲取細野高原のすすきイベントが開催されました。期間の前半は雨の日が多く、来場客の伸び悩みがありましたが、後半は一転して好天に恵まれ、秋空の下、多くの方が細野高原を楽しんでおられました。結果は、入山者が8,056人となり、昨年と比較すると1,511人の増となりました。特に遊歩道を周遊される方が多く、三筋山山頂まで登られた方は1,000人を超えました。

11月20日に行われました町民ゴルフ大会ですが、新型コロナウイルス感染対応により、春の大会と同様に参加者の出場資格制限や表彰式を行わない等の感染防止対策を講じながら開催され、雨模様の中、85人の参加をいただきました。

今後のイベント等の予定ですが、雛のつるし飾りまつりについては、例年どおり1月20日から3月31日まで開催される予定です。それに伴い、昨年同様、二子玉川高島屋で、雛のつるし飾りの展示や町の観光宣伝を行う予定となっております。また、この時期に東海汽船が運航する稲取一大島航路は、稲取港への発着が例年の1回から、今回は午前、午後の2回発着となります。大島での十分な周遊時間は取れませんが、利便性は増しますので、町民の皆様におかれましては、ぜひ大島航路の御利用をお願いしたいと思います。

次に、建設整備関係ですが、橋梁補修工事2件及び5年ごとの定期点検として橋梁35橋並びにトンネル1か所の入札を執行いたしました。今後も計画に沿って推進し、歩行者及び車

両の安全確保に取り組んでまいります。

なお、白田川橋につきましては、架け替えに係る概略検討業務委託の成果を踏まえ、計画段階評価を作成中であり、今後、議会及び地域住民の皆様との合意形成を図ってまいりたいと考えております。

地籍調査事業につきましては、稲取Ⅰ区として、田町区町内会の一部であります0.04平方キロメートルについて説明会を開催し、11月15日から18日にかけて土地所有の方々との境界立会いを実施いたしました。御協力いただきました皆様に御礼を申し上げますとともに、今後も事業の完了に向けて取り組んでまいります。

白田漁港津波対策整備工事につきましては、今年度中の完成に向けて施工中であります。なお、整備される施設の長寿命化計画の策定につきましては、10月26日に入札を執行し、今後の施設維持管理に努めてまいります。

次に、教育関係ですが、各幼稚園、中学校で元気に運動会、体育祭が行われました。当日は応援をさせていただきましたが、子供たちが懸命に頑張る姿に感動するとともに、私も心に元気とやる気をいただき、感謝しております。

学校の大きな行事である修学旅行ですが、両小学校は10月に無事実施されました。また、中学校では2年生が修学旅行の該当となりますが、昨年度、コロナウイルス感染症の関係で中止となっており、現3年生につきましては12月19日に出発する予定で計画を進めております。今年度の2年生につきましても、来年2月に実施することとなっております。

11月15日には、幼稚園年長児の七五三のお祝いが、稲取、熱川の幼稚園にてそれぞれ行われました。園児とその御家族の方々にお祝いを申し上げますとともに、健やかな成長を心から願うところです。

社会教育関係では、11月5日、6日に第45回町民文化祭が開催されました。今回は、稲取小学校体育館を会場に、通常どおりの内容で開催することができ、舞台の部では10団体、展示の部では26団体もの参加により盛大に開催されましたことに対し、お祝い申し上げます。当日は私も拝見をし、皆様の舞台での発表や展示作品を鑑賞させていただくとともに、皆様の取組に関する熱いお気持ちも聞かせていただきました。

さらに、今回初めて稲取小学校児童と田町区有志により、稲取地区の郷土伝統芸能である「ばかばやし」が演じられました。子供たちが一生懸命に演じる姿に郷土愛を感じ、胸を打たれました。町民文化祭のオープニングを飾るにふさわしい演技でありました。町民文化祭におきましては、準備から開催までの関係各位の並々ならぬ努力に感謝申し上げます。

11月19日には、第38回青少年主張発表大会を開催しております。今年度は、小・中学生各2名、高校生4名の計8名の児童生徒から発表がありました。現代の社会で問題や話題となっているテーマを拾い上げ、それぞれの思いや課題解消のための提言など、真剣に悩みながら主張発表をしていただいたものと思われまます。発表された皆様の思いを受け取り、我が町の町政にも生かしていくことができればと思ひます。

また、12月3日には、毎年恒例の静岡県市町対抗駅伝競走大会が開催されました。大きな市町との競争となり、プレッシャーと緊張感が高まった中ではありましたが、町の代表として精いっぱい走っていただきました。選手の皆様はもとより、御協力いただいた関係者各位に心より感謝申し上げます。

来年の1月1日には、元旦マラソン&ウォーキングを計画しております。ここ数年開催できず久しぶりの開催であり、また、令和5年の最初のイベントともなります。町民の皆様の参加を心からお待ちしております。

次に、毎年1月に開催しております成人式ですが、成人年齢が18歳となったものの、当町においても20歳にて式典を実施することになりました。名称は「東伊豆町二十祭」とし、「歳」の字はお祭りを意味するよう「祭」という字で「さい」としております。20歳の門出を祝う行事として、令和5年1月8日に開催いたします。

次に、水道事業関係ですが、水道料金第4期分までの現年度調定額は、前年対比約1,200万円、3%の増となりました。昨年度の行動制限が緩和されたことにより、特に8月以降の使用水量が増加しております。今後も不安定な社会情勢の動向を注視しながら事業を運営し、安定した水の供給を行っていきけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、水道事業におきましては、原油価格や物価高騰の経済的な負担軽減を図るため、水道料金の基本料金免除を実施しております。前回の第4期分免除に引き続き、来月納期限の第5期につきましても、免除を行うため準備を進めておりますので、御報告いたします。

最後になりましたが、師走の慌ただしい時期を迎えております。日一日と寒さも厳しくなりますので、町民並びに議員各位におかれましては、健康に十分留意されまして、ますます御活躍いただきますよう祈念いたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。

◎日程第5 一般質問

○議長（稲葉義仁君） 日程第5 一般質問を行います。

持ち時間は、質問・答弁を含め60分以内で、本定例会は一問一答方式により行います。

また、町長の反問権については、議長の許可の下、行使することが可能です。

なお、反問権行使に要する時間は、持ち時間60分に含めませんので、御承知ください。

◇ 楠 山 節 雄 君

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員より資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

1番、楠山議員の第1問、道路整備についてを許します。

1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 今回、私、3問質問させていただきます。

一問一答の形でお願いをしたいと思います。

町長、長い行政報告で喉が疲れていると思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

まず1問目ですけれども、道路整備について。

近年、異常気象による集中豪雨災害がたびたび発生し、国道を含む幹線道路網が、交通止めの措置が取られることが多くなってきました。

そこで、観光振興や災害対応道路の位置づけとして、道路整備推進が必要との認識でありますけれども、以下についての考え方をお伺ひいたします。

1点目、湯ヶ岡赤川線を延長し、伊東市中大見八幡野線に接続する道路整備の推進についてのお考えは。

2点目、伊豆縦貫自動車道から東伊豆町へのアクセス道路の整備推進についての考え方、以上2点、お願ひをいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

楠山議員からの御質問にお答えをいたします。

道路整備についてということでございます。

まず、1つ目といたしまして、湯ヶ岡赤川線についてということでございますが、湯ヶ岡赤川線というのは、御存じのように昭和63年度から静岡県が半島振興法による代行事業として、今、整備をしている途中でございます。全路線延長というのが、細かく言うと7,264.3メートルございまして、令和4年度までにそのうちの3,106メートルの約42%が整備済みとなっております。ただ、今後もまだ残りがあるということでございまして、今後も早期完成されるように、しっかりと要望活動等をやっていきたいと思っております。

問題の伊東市の中大見八幡野線への接続についてでございます。

これ、伊豆横断道の建設期成同盟会というのがございまして、そちらを活用しまして、県のほうに要望はしております。

一方、湯ヶ岡赤川線を延長して伊東市中大見八幡野線に接続させる箇所というのは、私も実際に見に行きましたけれども、ほとんどが町の外の話であるということ、また、私、土木屋だったので何となく雰囲気分かるんですけども、あそこの地形を見ると、そのままストレートに持っていくというのがかなり技術的にも難しい、あとは、やれたとしてもかなり費用がかかるというところで、費用対効果という面でなかなか壁が厚いという認識を持っております。

ただ、いろいろ工夫をする必要があると思う中で、そのような越えなければいけないハードル、これをしっかりと越えられるように、引き続き、粘り強く当該路線の実現に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

あと、もう一つ、伊豆縦貫のほうにつきましてであります。まず、東伊豆町にいて、伊豆縦貫自動車道が何となく、そこ、東伊豆を通るわけでもない、何となくちょっと関係ないのかなんていう雰囲気を持っている方もいらっしゃるかもしれませんが、実は伊豆縦貫自動車道というのは、東伊豆町のみならず、伊豆全体にとって非常に重要な位置づけであると考えております。伊豆半島の活性化を図るという上では、まず、ネットワークと拠点づくりをしながらそれを結んでいくということが大変重要なんですけれども、まさに伊豆縦貫自動車道がそのネットワークでありまして、問題は、東伊豆町にちゃんとした拠点をどうつくるかということだと思っております。魅力的な拠点を創出していくこと、これも今後検討していかなければいけないのかなというふうに思っております。

加えて、伊豆縦貫自動車道というのは、観光のみならず、災害時の避難や、そのときの緊急物資の輸送などに大変大きな役割を果たすとも考えています。東日本大震災のときに、く

しの歯作戦とって、高規格の道路から被災した現場にいろいろ緊急物資を運んだという実績もあるということで、高規格道路というのは災害に強いということで、そこの建設というのは大変重要だと思っております。先ほどお話ししましたけれども、伊豆縦貫自動車道は当町に直接は接続はされませんが、伊豆縦貫自動車道へのアクセス道をつなげるということは、東伊豆町にとってとても重要なことだと思っております。今ちょっとお話しした観光の面もそうですし、災害があったときの面、両方の意味でそういうふうに思っております。

ただ、またこれ一方という話があるんですけども、伊豆縦貫自動車道へのアクセス道の課題ということで、先ほども少し同じような話が出ましたけれども、その用地が町の外にあるということでございます。現在、これ河津町なんですけれども、現在、河津町における河津町田中地区の事業について、賀茂農林事務所が令和3年度に県単の農業農村整備調査で、路線ルートの検討を実施していただいております。令和4年度で概略路線設計及び概算工事費の算出を一応していただいて、適用可能事業かどうかの検討をしていただくという予定になっております。引き続き河津町ともしっかりと連携を図りながら、この、ある意味、命の道、地域経済の中心となるアクセス道の事業推進に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） ありがとうございます。

町長からいろいろ出てきました。

町長が今答弁をされた中で、費用対効果の部分ということもあると思うんですけども、まず1点目の湯ヶ岡赤川線を延長して伊東市のほうにつなげるということです。

これについては、以前から森県議等を中心に、私たちも熱川地区の議員で、現地のほうも見させていただいたりした経過があります。今、想像を超える豪雨ですとか風災害、そうしたことが過去には100年に一度だとかということ言われていたんですけども、その辺がもう本当に平常化しつつあるということで、たびたび国道135号線を中心として通行止めという措置が取られてきていると思うんです。そうした場合、やっぱり町長言われるように、町内経済の部分ですとか、やっぱり観光、これらについて、本当に大きな打撃になってくる可能性があるなというふうに思っています。

用地のほとんどがやっぱり伊東市側ということですので、この辺については費用対効果と

いう部分もあると思うんですけれども、伊東市さんの協力も含めて、あるいは伊東の市長さんとの連携だとか、その辺がやっぱり必要になってくるなというふうに思うんですけれども、その辺どうでしょう、伊東市の市長さんなんかと話し合うとかという機会というものを設けるような、そういう考え方はありますか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

近隣の首長の皆様とは、おかげさまで皆さん存じ上げる方ばかりということで、日頃から大変お世話になっていたということもあるんですけれども、着任早々、実は伊東市のほうに伺いまして、市長と少しお話を、そのためだけに行ったわけではないんですけれども、いろんな、隣の市ということで、これからは緊密な連携がいろいろな面で、それはインフラの面もそうですけれども、経済の面でも、人との、結局、伊東から東伊豆に来ている、働きに来ている方もいらっしゃると思いますし、逆もまたしかりというところで、その辺が重要ということで、すぐ行ってまいりました。そのときに、少しその話は話題に出させていただきました。ただ、この件については、まだ詳細な話というのがなかなかできない中で、一応東伊豆町としては伊東市の池地区のほうに道路がつながると、今楠山議員が言われたようにレジリエンスというか、災害時の代替道路ということ、あとは、場合によれば、観光で渋滞をしたときの迂回路にもなり得るということで、そういう必要性はあるということは、実は既に申し上げております。今後、状況を見極めながら、丁寧に必要な場合は御説明をしてお願いをするということをやっていきたいというふうに思っています。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 道路整備にしても本当に大きな金がかかりますし、それを実施に移すにしても、長いやっぱり年月というのがかかりますので、本当に一朝一夕にできるという内容のものではないということは私も重々承知をしていますけれども、やっぱり将来的に大雨だけじゃなくて、本当に、前に伊豆大島の近海地震のときも大きながけ崩れがあって、長い期間道路が遮断されたという経過がありますので、ぜひともこれ、現地も含めてまた再度県の関係者と現地確認をして、可能性があるのかどうなのか、その辺やっぱり粘り強く交渉していただきたいなというふうに思いますけれども、そこをまた再度ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

県とのコミュニケーションというのはしっかり取れておりまして、この問題だけではなくて、いろいろなところで連携は取れております。

今お話ししましたように、湯ヶ岡赤川線というのがまだ道半ばというところもあって、どのタイミングで具体的な、県に動いていただくかというのは、多分タイミングがあると思いますので、それをしっかりと見極めて、絶妙なタイミングのときに動きを始めたと思っています。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） ありがとうございます。

1点目は、そういう形でお願いをしたいと思います。

2点目の伊豆縦貫道からのアクセス道路なんですけれども、お手元にもちょっと資料として配付をさせていただいた、これ国土交通省が伊豆縦貫道に関する整備と、これからという、こういう資料を下田のほうから頂いたんですけれども、この中で、お手元のほうに配付をしてある部分の内容について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

理想からすると既存の伊豆縦貫道自動車道、これが整備をされたときに東伊豆町に入ってくるルートが私は一番いいのかなというふうに思うんですけれども、途中から、天城湯ヶ島から河津町のほうについての整備というのは、これから、今現在調査中の部分があって、事業化はまだされていないんですけれども、そのルートから東伊豆町に下りてくるアクセスの道路というのがあると、一番東伊豆町にとってメリットが出てくるんじゃないかというふうに思っているんです。ただ、それについては、本当に費用も莫大ですということをやったり考えると、なかなか困難かなと。そこで、この資料のところを見ていただくと、伊豆スカイラインから延長する丸印の線がここの中に計画がされているというふうなことで、この資料の中にはうたわれてはいますが、この考え方については、町長、どうでしょうかね。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 昔の記憶を思い起こしながら、ちょっと御答弁申し上げます。

実は伊豆縦貫自動車道の天城越えのルートというのは最初3案提示されて、それで多分一番西側のルートになったのかなという気がしております。いろんな話の中で、東伊豆町により近いルートというのを少し検討をしたらどうかという話はあったんです。ただ、いろいろ報告を聞くと、天城のところについては温泉とか水の涵養地というところもあって、なかなか

かそこを例えばトンネルで抜くということについては厳しいという話もありました。

そんなことも踏まえながら実際に何ができるかということ、あとは、インフラの整備というのは時間かければよいという問題でもなくて、その機能をどうやってなるべく早く実現させるかということを見ると、例えば現道の活用とか、その辺を複合的に考えるのがいいのかなという認識はあります。

ただ、こうやって絵ができていくということに関しては、具体的にまだ、要は肋骨の部分、伊豆縦貫が背骨であるとする、その肋骨部分の整備についてでありますけれども、その整備については幅広に何が可能性があるかというのを考えながら、かつ、あまりゆっくり、なるべく早くつなげたほうがいいのかな、つなげるというのは、その海沿いではないルートで、なるべく東伊豆町にアクセスできるのがいいのかなということ、ちょっと考えていきたいというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 町長のほうからさっき答弁の中にもあったと思うんですけども、伊豆縦貫道の役割の中の4つの効果というふうなことが、この頂いた資料の中にあります。

1つは緊急輸送道路。これ、町長も述べられましたけれども、医療体制の確保、それから観光振興、渋滞の解消、こうしたものを効果として挙げているわけですので、ぜひそういう部分からすると、現在計画がされている伊豆縦貫道が完成をされても、東伊豆町側からするとやっぱり河津のほうへ一回回ってそちらのほうを経由をしていくということで、こうした効果が十分発揮されない、そのことを考えると、先ほど資料の中でお渡ししたルートのほうが効果的には大きいじゃないかなというふうに私は考えますので、その辺、町長、地元要望がどういうふうな、地元の意識がどういうふうなことなのか、やっぱり国にもしっかりと意識を持ってもらうということがやっぱり必要かなというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

多分、物事がインフラ、道路の整備で進むときというのは、地域の方々がどれだけ思いを持って声を出していくかというところが、すごく重要だと思っています。当然、その声を出す前に、事業の可能性という検討はされると思いますので、それをしっかりとされて、それで地域の方々がこういう工事が必要なんだということをもし決めたのであれば、それは一致

団結して県もしくは国に対してそういう活動をするということは可能だと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 町長、行政報告の中にもあったんですけども、最悪、車での脱出が不可能になった場合、回路のことも行政報告の中でうたわれていたじゃないですか。ですから、車の利用者とする、それは最悪の場合、そういう形を取らざるを得ないのかも分からないけれども、なるべくだったらやっぱり自分の車で帰路につきたいということを考えると、脱出ルートみたいなものというのは、やっぱり真剣に考えていかなければならないなというふうに思うんです。東伊豆町は観光地で観光客いっぱい来遊はしてくれるんですけども、その中でやっぱりおもてなしだとか施設の充実だとか、あるいは料理だとか、そういうものはやっぱり一つのおもてなしということの中の部分だと思うんですけども、そうした道路整備なんかもやっぱりしっかりと、そこまでも含めてのおもてなしというふうに私は考えるんですけども、そういう意味では、道路整備というのはやっぱり重要だなというふうに思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） おもてなしというか、それは住んでいる方々にとっても、道路の整備はしっかりやっていくというのは大変重要だと思っています。ただし、国も県も当町も財源が無制限にあるわけではないというところで、優先順位をつけるということが必要だと思います。加えて言うと、道路事業というのは、国の目線から言うと、大体エリアごとで予算額というのは何となく決まっています、言い換えると、ある程度工事が終わっていくと、またそれに代わって変えていくというような側面も多分あると思います。先ほど少しお話をしましたけれども、進捗にはやっぱりタイミングというのがありますので、その辺を見極めながら、加えて、先ほど地域住民の方がどういうふうに考えるかという話を、それは現実可能性をちゃんと検討した上での話ですけども、そういうお声も聞きながら、しかるべきタイミングを、やる場合は見計らってやっていきたい、やれることをやっていきたいというふうに思っています。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 最後に、ここの部分なんですけれども、国も国防予算もやっぱり増や

さなければならぬ、コロナ対策、あるいは物価高騰の対策だとかと、財源、本当に厳しいんですけれども、これをしっかりとやっぱり地元の考え方を伝えていただきたいなというふうに思います。そういう意味で、町長、国交省の副大臣もやられた方ですので、職員も含めて身内みたいな感じのところですので、ぜひそういうことを町民も多分期待していると思うんです。力を発揮していただきたいという、その部分では。ですから、ぜひ国にも足しげく通って、地元の意向をしっかりと伝えていただきたいなということで、最後にお聞きをして終わりたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今までの経験上、そういういろいろな関係があるというのは、そういう面もあるかと思います。ただやっぱり何をやりたいかというのが自分たちでしっかりまず考えないと、要望しようにも要望ができないというところがありますので、そこは、繰り返しになりますけれども、地域、東伊豆町のみならず、多分これは広域な話になると思いますので、その方々がどう考えてどういうことをやりたいかということを確認してから、必要な場合は県、もしくは国にそういう話をつなげていくといくことだと思っております。もしやる場合になったら、全力を挙げさせていただきます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、朝市等の波及効果についてを許します。

1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 2問目です。朝市等の波及効果について。

港の朝市及び稲取漁港直売所が開設してから、稲取漁港周辺は、多くの利用者でにぎわっています。相乗効果による町内経済の活性化が図れないか、以下について伺う。

町内の循環の取組が不十分と考えるが、いかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問、御質問ありがとうございます。

朝市等の波及効果ということで、既存の施設をしっかりと活用するということだと思います。港の朝市及び稲取漁港の直売所につきましては、商業者はもとより農業者、漁業者の所

得向上に寄与していただいていると思います。稲取漁協を中心に、またにぎわいを創出をしていただいておりますし、特に町に訪れた観光客を稲取漁港へ引き入れて施設を利用してもらおうということで、港周辺の活性化は、これ結構効果を生んでいただいているのではないかなというふうにも思っております。

ただ一方で、そこに訪れた利用者による町内循環という視点で言うと、もう少しいろいろアイデアを出してやり方を考えていくと、もう少し波及効果を広げることができるのではないかなとも思っております。

現在、観光案内的なものとしましては、もう既にですけれども、直売所ビデオモニターで町の観光用のPRビデオを流したり、また、町巡りに必要な町内観光スポットとか飲食店食べ歩きマップなど、パンフレットラックを入り口付近に配置をして、そこにいろいろ資料を入れたりとか、あとは、イベントなどのPRポスターなども店内に貼るなど、利用者に町内周遊のための情報が得られやすいような工夫、活動ということもやっていると思います。

町内の循環、周遊性を向上させる、これ、今までやったことに加えて、新規取組も含めて今後はさらなる相乗効果を得るために、関係部局や関係機関と対応をし、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） ありがとうございます。

お手元に資料を配らせていただいております。

町長言われたように、ラックのところには稲取の観光協会のほうでつくられたグルメメニューみたいなチラシというか、小冊子みたいなものが置かれています。これ、なかなか作りがよくて、どこにどういうものがあるか、どういうものが例えば飲食店なんかの場合は食べられるかということが載って、本当にうまくできているなというふうに思っています。

あと、別の資料として添付をしていただいたのが、文教厚生常任委員会で高知のほうに視察に行ったときに、宿泊施設のほうに置かれている、これ、マップなんですけれども、手作りマップなんです。色がついていないものでちょっと分かりにくいかもしれませんが、現状頂いたマップは、色が書かれたり、つけられたりして、本当手作り感満載で何かすごくいいなというふうに私は感じました。稲取観光協会ですので、当然稲取だけの内容になっているんですけれども、やっぱり町内の波及効果ということの中で、町長言われている稼ぐ力というその部分で、来たお客さんをそのまま帰してしまっているということになると、

やっぱりもったいないなという、そこでさらにお金を落としていただくという工夫が必要じゃないのかなというふうに思いました。

そんな中で、こうした手作り感でちょっと温かみのあるものを取り入れた町全体のマップ、チラシみたいなものを制作していくということについての考え方は、町長、どうなんでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず、この資料を見て感じたんですけども、ここのポイントの一つとしては、縦と横に公共交通の、これ多分路面電車なんですかね、が走っているということ。あともう一つは、恐らくこの町の中である程度ゾーニング的な話ができているんじゃないかなというふうに感じました。なので、多分公共交通については、この間、この東伊豆町内の公共交通の在り方ということで講演会をしました。来年、順調にいけば実証実験みたいなことができるかもしれないというところで、そういうところも合わせながら、かつ、ゾーニングについては、これからいろんな町の計画みたいな話を進めていく上で、そういうところもしっかりとやって、同時にその中で、それを同時かもしくはそれをやった上で、マップという話がありかなと思います。そのマップの中でもしっかりとした関係性を持たせていかないと、そのマップを見た観光客の方の立場に立って考えると、やはり魅力的なマップを作るためには、その素地となる基本的な考え方というの、町としてこれから検討していかなければいけないのかなというふうに思っています。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） ありがとうございます。

相乗効果の一番というのが、やっぱり飲食だと思うんです。やっぱり飲食店がどういうところにどういうものがあってという、その部分だと思うんですけども、町長も先ほどの答弁の中にちょっとあったんですけども、直売所の中でビデオの放映をしています。これ、町のPRのものなんですけれども、この辺を、例えば飲食店となると、昼食をじゃ、稲取だとか東伊豆町のどこかでやっぱり取るという、そういう導線をつくっていきいたいなということで、どうでしょう、今は町のPRのそのビデオなんですけれども、例えば午前中流すものについては、そういう飲食を中心とする内容のもののビデオの作成、それから、お昼からはやっぱり町のPRみたいなものという、そんなこともちょっと考えてみたんですけども、

そこの部分は、町長、考え方はどうなんでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

その飲食店の放映ということになると、個人ベース、それぞれのお店があるということで、それを満遍なくやるということについては差が出ないようにしなきゃいけないとか、いろいろな課題があるのかなと、ちょっと今思いました。

一方で、どこの役場とは言わないんですけども、もう最近、そういうコマーシャルを画面でどんどん流して、多分その代わりにお金もらっているんだと思うんですけども、そういうことをやっているところもあったりして、アピールの仕方についてはいろんな工夫ができるのかなと思います。個人ベースの飲食店については、ちょっとどういうふうにやればいいのかというのは、今ここで即答はできないんですけども、いろいろな媒体を使っている工夫、その放映時間を今変えるという話もありましたし、そういうことも含めながら、今あるものをどうやって活用するかというのは、大いに検討する余地があるのではないかなというふうに感じております。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） ぜひ内容検討をお願いをしたいと思います。

最後にちょっとここだけ町長の感覚を聞きたいんですけども、直売所ができるときに港の朝市との兼ね合いみたいなものをやっぱり心配する声もあって、朝市のほうに影響するんじゃないかというふうなことだったんですけども、ただ、目的とすると、直売所に来ていただいた人たちが朝市のほうに寄っていただいて、双方でやっぱり楽しんでいただきたいという相乗効果みたいなものを、そこで目的の一つとして挙げられたと思うんですけども、その辺どうでしょうかね、町長、足を両方運んでいると思うんですけども、その辺がやっぱりうまく機能しているというふうに、感想というか感じ方、もしあれだった最後に聞かせていただけますか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

朝市と直売所は全く雰囲気が違うということで、あと物販の売り方も、まさに朝市というだけあって、朝市のほうは昔ながらの雰囲気の中で、ちょっと懐かしい雰囲気とか、レトロとか、それも言葉が古いかもしれないですけども、そういう雰囲気で売られていると

いうこと。あと、直売所のほうは、建屋のほうも比較的新しいということで、まずイメージが違うということ。なので、共存は別にできるのではないかなど。それぞれの魅力を伸ばすことによって、まさに、先ほどお話にあったとおり、相乗効果というのを出すということができないのではないかなど。もっと言うと、もっといろいろやってもいいと思うんですけどね。観光客の立場に立って、で、そこを訪れた人が、そのときに何を感じるか。私は、例えばそこを「こらっしえ」とか、名前言っても大丈夫なんですかね、行ったときに、物を買ったときに、ちょっと休憩したいと思ったときに、ゆっくりお茶が飲めたりとか、そういうのがあったらいいなんて勝手に思ったりもするので、そういうのを、今後いろんな検討の中で皆さんが考えていかれるのかなというふうには思っております。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第3問、ヤングケアラーの実態についてを許します。

1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） すみません、3問目です。ヤングケアラーの実態についてをちょっとお伺いをしたいと思います。

大きな社会問題として報道されているヤングケアラーについて、当町の現状を伺います。

1点目、ヤングケアラーの現状把握のための調査の有無は。

2点目、実施済みの場合、どのような結果を得たか。また、未実施の場合は実施の考え方は。

それから3点目、それらを踏まえ、今後の対策・対応についての必要性は。

以上3点、お願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

○町長（岩井茂樹君） ヤングケアラーの話ということなので、これはより専門的な見解ができる教育長のほうにお話をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） では、お願いします。

楠山議員の第3問、ヤングケアラーの実態については、3点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず1点目の現状把握の調査の有無についてですが、令和3年度末に、国からの求めに応

じる形で、県内の小中学校、高等学校において、静岡県ヤングケアラー実態調査というのを実施しております。

次に2点目についてですが、既に実施しておりますので、その結果についてお答えいたします。

結果といたしましては、町内の小学校の5、6年生、中学校の1年生から3年生、さらに高校生の、合計で517名からの回答を得ています。そのうち、「家族の中にあなたがケアしている人はいますか」という質問に対して、「はい」と回答した児童生徒が19名います。

次に、3点目の今後の対策・対応の必要性ですが、町の小中学校においては、常日頃から子供の様子や家庭の環境なども把握に努めており、現在のところ、ヤングケアラーとして深刻な状況、いわゆる年齢や成長に見合わない重い負担がかかっている子供はいないという判断をしております。その根拠としては、今回の調査では、ケアしている内容として、家事、いわゆる食事の準備や掃除、洗濯、兄弟の面倒を見ているなども含まれており、深刻ではないものの、家事の手伝いをしているという子供も含まれているような内容となっているため、「ケアを行うことにきつさを感じますか」という質問に対しては、「特にきつさは感じていない」という回答が、19名中16名、84.2%と、最も多いという結果になっております。

教育委員会といたしましても、これまで以上に子供たちの様子や家庭の状況把握を学校にお願いするとともに、住民福祉課との情報共有を密にし、問題を未然に防ぐ努力をしてまいります。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 今回、私、この問題を取り上げさせていただいたのは、別に私の近くにそうした子供たちがいるということではなく、あるいはまた、町内の方からそういう相談を受けたということではありません。ただ、新聞も含めて、マスコミでやっぱり重要だということを取り上げられている。こうしたことが東伊豆町の中で実際にあるのかなということも私もやっぱり知りたかったし、町民の方も知りたいというふうな思いで、今回この問題を取り上げさせていただきました。

教育長おっしゃられたように、ヤングケアラーの定義みたいなものがあって、大人に代わって家事だとか家族の世話、それから、そういうことをすることによって、勉強することだとか友達と遊ぶことができない、少なくなってしまうという、そうした子供たちをヤングケ

アラーというふうにおっしゃられているんですね。

教育委員会、よく話に出てくるのは、学校統合だとかいろんなことの中で、やっぱり高度な教育を提供したいというふうな考え方をいつも示しているじゃないですか。そうすると、高度な教育というより、そういう子供たちなんですけれども、学業に専念できないような状況になってしまうと、言われていることと違う内容になってくるなというふうに思っています。

今、517名中、調査をした結果、19名がそうした子供たちがいるよということで、私が調べたのは浜松市の結果の中なんですけれども、やっぱり全体的には、浜松は4.6%。全体的にいろんな調査を見てみても、やっぱり5%前後かなということですから、少ないのかなというふうに思うんですけれども、でも実際にそういう子供たちがいるということを考えると、その辺をしっかりと把握をしていかないと、ケアはしていかないと、最悪の場合だとかということもやっぱり考えられますし、その辺はしっかりと関係機関と連携をしていくことが必要だなというふうに思いますけれども、その辺の考え方を、再度、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） ありがとうございます。

本当に、このヤングケアラーというのは今、全国的にも問題になっていて、学校のほうでもその辺のところはお願いをしているところなんですけれども、ややちょっと言葉だけが先走りしちゃっているところも実際のところはあるまして、例えば今回の調査の中でも、「ケアしている人はいますか」という質問に対して19名の方が答えてくれたんですけれども、その内容として、先ほども申し上げたとおり、家事、食事の準備や掃除、洗濯というのが42.1%、複数回答ができるもので、42.1%、8名の子が答えています。あるいは「兄弟、姉妹の世話や保育所等への送迎」など10名、52.6%。

でも、これってある意味、当たり前というか、家の手伝いはしなさい、兄弟の面倒は見なさいというのは当たり前というか従来は普通のこと。家で自分の仕事が、家の手伝いをすることが当たり前の時代だったのが、じゃ、それでヤングケアラーになるのかといたら、やや捉え方の違いもあるのかもしれないんですけれども、ちょっと違うのかなというふうに思うところがあります。

例えば、完全な法的な定義というのはないのですけれども、先ほど議員のほうからおっしゃられたように、過度な負担がかかるものに関しては、やはりそれは見直していかなければ

いけないのかなというところはあるんですけども、例えば「身体的な介護、入浴やトイレの世話などをしていますか」という質問に対してはゼロ%です。だから、そういうものに関しては全くないです。あるいは、金銭的な管理、介護の延長線上になると思うんですけども、金銭の管理をするなどというものに関しても、全く回答がありません。

というように、従来当たり前だった家でのお手伝いとか家のお仕事を手伝う、兄弟の面倒を見るということに関して、ケアをしているというふうに捉えている子供たちが多いということで、深刻な状況はないというふうに判断しております。

また、先ほども申し上げたように、住民福祉課との連絡、情報交換、あるいは要対協なんかで上がってくる児童・生徒のことに関しても、いろいろこちらのほうと情報交換をしていて、ケアをしていくつもりでいます。よろしいでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 教育長のほうからも、ケアのきつさについてはあまり深刻化じゃないというふうなお話がされています。浜松市のほうのこの数字なんかを見ても、「あなたがケアを行うことで特にありますか」というと、特にないとか、あるいは特にきつさは感じてないとかという、そこの回答というのは74%だとかという、すごい高い数字で、ちょっと安堵感も感じるんですけども、でも、やっぱり一方、身体的にきついですとか精神的にきついという子供たちも、数字的には出てきています。

そういうことをぜひ、今の段階ではそういうふうな感じで教育委員会のほうは捉えているかも分かりませんが、これは学年が変わるごとに、どんどんとやっぱり数字的にも変わっていく可能性ありますので、ぜひその辺はどうなんでしょう。国の指針で調査を行ったということなんですけれども、今後こうしたことをやっぱり定期的に、あるいは継続的に調査をしていくという、そういう必要性も私はあるのではないのかなというふうに思うことと、それから、あとは、こうしたことというのは、その家庭だとかという。

それと、ちょっと言い忘れたんですけども、やっぱりこういうことというのが、実態をちょっと知られたくないとか、あるいは特別扱いをされたくないとかという思いの中で、もしかしたらその数字の中に反映されてこない、実数は本当はもっといるのかなというふうな、その思いもあるんですけども、そういうことで、ぜひこれはやっぱり継続的に続けていく、定期的に続けていく必要があるんじゃないかなというふうに思うことと、あとはやっぱり言われたように、そうした子供たちを対象に関係機関がやっぱり連携をしてしっかり

と見守っていく。その中でやっぱり地域の民生委員さんなんかの協力も得て、その辺の対応、対策を取る必要があるじゃないかなというふうに思いますけれども、最後にそこをちょっと答弁いただいて、終わりたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） ありがとうございます。

まさしくそのとおりだと思います。学校だけではやっぱりちょっと限界があって、個人情報等の絡みがあって、なかなかそこまで家庭の中に入り込むというのが難しいところがありますので、議員がおっしゃられたように、民生委員さんの協力を得るとか、そのほか、福祉、介護、医療等の協力を得ながら進めていきたいななんていうふうに思います。

一番発覚するパターンというのが、やっぱり子供との会話の中でそういう家庭の状況が見えてくることとか、親が「下の子の面倒を見させるために今日休ませます」なんていう連絡が入って発覚するなんていうことが、他の県とかでの事例であるようですので、そういうようなことを、また学校とも情報共有しながら、今後も進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、楠山議員の一般質問を終結します。

この際、11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ、再開します。

◇ 栗原京子君

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員の第1問、子どもによるまちづくりについてを許します。

5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） こんにちは。

議長から許可をいただきましたので、通告書に沿って質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

子どもによるまちづくりについて。

文教厚生常任委員会で視察した、こうちこどもファンド事業は、子供たちが自分たちの町をよりよくするための提案をし、大人サポーターがアドバイスをしながらのまちづくり活動に市が補助金を交付する事業で、子供たちの活動は大人たちを巻き込み、地域が活性化していく効果もあった。

東伊豆町でも子供によるまちづくりが推進できないか、以下の点を伺う。

（1）子供によるまちづくりは、町長の所信表明にあった「未来へと希望をつなぐまちづくり」や「郷土愛・東伊豆愛の醸成」とも重なると考えるが、いかがか。

（2）子供が地域社会に関心を持ち、課題解決のために活動することは主体性やコミュニティ能力、市民性が育まれる重要な教育と考えるが、いかがか。

（3）現行の提案型まちづくり補助金に子供部門を設けたり、子ども議会を開催するなどのお考えは。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 栗原議員の御質問に御答弁させていただきます。

まず、子どもによるまちづくりという視点での御質問でありました。

1点目につきましてですが、子供たちにまちづくりに参画してもらうということは、議員が言われるように、明日へ、未来へとつながる、希望をつなげるまちづくりや郷土愛、そして東伊豆愛の醸成につながるというふうに思っております。様々な活動を通して、自分の暮らす地域のことや様々な取組を知ることで地域に愛着が湧くとともに、大切に思う心も生まれ、未来に向けてこの町を考えるきっかけとなることは期待されるというふうに思っています。

また、2点目といたしまして、町としましても、子供たちが地域社会に関心を持つことが、本当に様々な町としてもプラスのことがあるというふうには認識をしております。現在、町としても、小学校では地域のことを知るための学習としてテーマを持ち、町に出て調べたり

聞いたりする郷土学習というのを行っております。

また、一方で中学校のほうは、地域のことを調べて発表する取組とか、地域の様々な職業の方に話を聞くことで町を知ってもらうなどの総合学習の中で、実際にそのような活動をしていただいているということでもあります。

小・中学校において、防災訓練でのお手伝いをさせていただいておりますし、また稲取高等学校では、ボランティア部とか被服・食物部がいろんなところで各種行事に参画をさせていただいて、町民とも触れ合っていただく中で様々な活動をやっていただいているというふうに思っています。

一方で、これらの活動を1個1個見ていくと、自発的にまちづくり活動をやっているという感じでは、もしかしたら、ちょっとまだもう少し進化の余地があるのかもしれないけれども、町長としましては、学校関係ということですので、学校行事として実際に取り組むことができるのかということ、これを可能かどうかということのをちゃんと検証した上で、とはいっても、個人的には子供たちがまちづくりに積極的に参画していただけるというのは、未来に続くこの町、まさにこれからバトンを引き継ぐ側の考えというのは非常に重要だと思っております。

そして、3つ目であります、具体的に提案型まちづくり補助金、これを活用というか、子供部門ということを設置してはどうかというお話であります。提案型まちづくり補助金に子供部門を設置するという事自体は、多分可能だと思います。ただ、子供たちだけではなかなか実施が難しいという面があります。

例示でお話ありました、こうちこどもファンドの内容、確認というか、見させていただきました。この内容も非常に面白い内容だとは思いますが、学校の先生が関わっているケースが多いということとか、また子ども議会についても先生の協力というのがどうしても必要だということが考えられるのかなというふうに思いました。現在、学校の先生が負担が多いという話が社会的にも問題になっているということ、実施についてはまずは学校とも相談しながら、何ができるかということを検討していくことが必要なのではないかなと思っております。

子ども議会の開催につきましては、学校の理解が得られればこれできるんじゃないかなとちょっと思っています。この間、11月19日に青少年の主張発表大会というのがございまして、私も参画をさせていただきました。非常に素直な、率直な御意見があったり、大人が気づかないような視点もあったりするのではないかなと、個人的には思っております。

子ども議会もその延長線上にあるのかもしれないと感じる中で、ただポイントの一つとしては、やはり今、お話をしましたとおり、まず学校の理解というか、学校との連携をしっかりと図れるかどうかということと、もう一つ、提案する子どもたちが町の状況や現状や課題をある程度、認識してもらわないと、絵に描いた餅ではないですけれども、実情に合わないような内容よりも、やはりそこはしっかりとそこを認識してやっていただければいいのかなというふうに思います。

そんなことを考えると、まずは東伊豆町の現状を把握していただくということ。そのためにはいきなり提案するのではなくて、例えば学校内で政策コンペみたいなものを作って、それでその中でもまれていい案が出てきて、磨き上げられた優秀な提案をその中から選んでそれを町に提案するとか。その代わり、もしすばらしい提案であれば、場合によっては今後の町の町政というか、やり方に少し反映をさせていくということも、もしかしたら可能なのかなと思っております。

子ども議会を実施する場合は、新しい取組ですので、今、お話ししたようなポイント、これを押さえつつ、教育委員会とか学校関係者の皆様としっかりと相談をして連携を図りながら、でも、いいことであればやっていきたいというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ありがとうございます。

町長おっしゃったように、青少年主張大会、何年か前から私も参加をさせていただきましたけれども、本当に子供たちがすばらしい考えを持っているなというのを、びっくりするような、しっかりした意見が多々出てあります。

先ほど町長のほうから、学校の先生の負担が大きいのではないかと。子供たちが町に目を向けて課題を拾い上げても、それを形に、文章化していくのはすごく難しく、やはり先生の協力が必要で、だとすると、先生の負担がこれ以上増やすわけにはいかないのではないかと。いうふうにおっしゃいましたけれども、本当に学校の先生は今、負担がとても大きい状況の中で、さらにということはなかなか難しいと思います。

こうちこどもファンドでもそうなんですけれども、教師のOBの方、年配の方ですけれども、その方たちが大人サポーターとして子供たちの考えをまとめ上げて、文章化して、プレゼンできるように、活動につなげていけるようなアドバイザーの存在があります。

東伊豆町でも、学校の先生だけではなくて、学校指導員さん、本当に愛情を持って、子供

たちに接してくださっている学校指導員さんとか、また社会教育推進員さんとか、いろんな方たちがいると思うんです。例えば子ども議会でしたら、議会がそこら辺のサポーターになってもいいのかなんていうふうにも、ちょっと考えたりもしました。

というのは、こうちこどもファンドで子供たちの意見として、地域のことに行きようになった。また、今まで関わることのなかった地域の大人たちと関わることができよかつたという感想があったんですね。なかなか、やっぱり子供たちというのは学校と家との往復なので、家族とあと学校関係の方たちとの接点だけで、地域の方とは挨拶を交わす程度だと思っうんですけれども、青少年の主張発表の中でも、やっぱり地域の方が自分に対して声をかけてくれて、挨拶ができるというのがとてもうれしいという声が、何年か前からあったと思っいます。

子供たちって、気持ちはあっても、例えば町の課題を見つけるってなっちゃうと、何かかしまってしまっって、でも子供たちの中には、こんな町だったらいいなとか、ここがもうちょっとこうだったらいいんだよなという思っってあると思っうんですね。そこを、要は提案できるような形につくり上げていく大人サポーター、一番ここが逆にネックなんじゃないかなというふうにも私自身は思っっています。もしサポーターが見つけれれば、そこら辺で子供たちの意見を町政に反映させることはとても大切なことかなというふうに思っっています。

学校でも、それぞれ小学校、中学校で地域に出ていっって、いろんな意見を聞いたりという教育の一環としてやっっているようではありますけれども、大人の話聞くのではなくて、子供があえてまちづくりに参加していくという、この形はぜひ必要かなというふうに思っいます。

子供たちの、よく町長が言われている郷土・東伊豆愛の醸成というのに、本当につながつてくると思っうんですね。町の課題を提案して、例えばそれが形になったとき。また、それに向けて子供たち自身が活動して町を変えていっったときに、子供たちの東伊豆町への思っというのは、さらに一層深まっって、強まっっていくのではないかなというふうに思っいます。

本当に子供たち自身も毎日忙しいさなかではありますけれども、ぜひここら辺は子供たちの声を拾っって、形にして、そして反映して、実績としてつくっってあげるといっうのを大人が手伝っってあげる、やっってあげるといっうことは、大事じゃないかなというふうに思っいます。

今度、来年、こども家庭庁が設置をされます。それに向けて、こども基本法が今年、成立しました。その基本理念の中に、「こども施策の策定に当たっって、こどもの意見の反映に係る措置を講ずることを、国や地方公共団体に対し義務づける」といっう規定が設けられています。

山田議員のほうから資料なんかも頂いたんですけども、実は今年の11月17日にこども家庭庁の設置準備室のほうから、各都道府県、そして政令指定都市のほうに、要は子供の意見を反映させる仕組みをつくりなさいという通達があったばかりでございます。なので、早かれ遅かれ、市町もやっぱりそれに対応した、内容的には子供の声を形にするというのものもあるし、また何か町が施策をつくる時に子供に意見を直接聞いて、それを反映させるという部分もありますし、そういう感じで町も取り組まなくてはいけないのかなと思うんですけども、まずこどもファンド。ファンドの部分はさすがに無理かなと思うんですけども、子供の意見を形にするという部分については、ぜひ前向きに取り組んでいけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

国の流れとしても、こども家庭庁ができて、こども基本法というのも成立をしたという背景の中で、恐らくこの考え方というのは、だんだん地方にも浸透してくるのではないかなという認識が一つあります。

また、自分自身がまちづくりの中で子供の存在というのは大変重要だと思っています。なぜならば、まさにこのふるさとを引き継いでいくというのは子供たちであるということだからであります。加えて、子供がまちづくりに参画するというのは、子供たち自身にも大変いい効果があるというお話がありました。活動への参加経験を積むことによって、自分自身を肯定をする自己肯定感というのを磨くことができるのか、その活動の中で伝統文化に触れたり、地域のすばらしさを改めて見つめるということもあったり。

子供たちだけの効果ではなくて、実は大人にもいろいろな効果があるのではないかなと思っております。子供への見方が変わったり、今までは何か保護をしなきゃいけない対象という一方的な見方だったのが、実は子供たちも地域社会の一員なんだという認識に変わるということもあるかもしれません。

また、学校自体への効果というのも恐らくあって、地域によって守られている学校というイメージも出てくるかもしれませんし、様々な選択肢というのも広がってくるのかもしれない。役場もしかりであります。

以上のことを考えると、この流れがあるということ、効果があるということについて、私も同感でありますので、ここは教育委員会等と相談をしながら、できればやっていきたいなというふうには思っております。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ありがとうございます。

こうちこどもファンド、各地から視察に来るほど、今、大きな事業となっておりますけれども、ここも最初にこどもファンド始めるときには、周知、周知というか、理解をしてもらうのがすごく大変だったようです。各学校の校長先生たちのところに行って、こういう内容なんだというのを分かってもらうまでがすごく大変で、子供たちのほうも構えちゃう部分であるんですけども、そこら辺も、今となつては、本当にいろんな子供たちが、いろんな形でまちづくりをしているということで、活動の事例としては、学校横の畑で野菜を収穫して、取れたものを近所の高齢者のおうちに配って歩いたりとか、高齢者が避難路を本当にちゃんと歩けるのかなというのを、子供たちが実際歩いてみて、ここが危ない、ここは難しいというのをチェックして歩いたりとか、あとは、地区のお年寄りに防犯劇を演じて見せて、こういうことに気をつけましょうという周知を行ったりですとか、あと、地域をアピールする看板を子供たちが作ってくれたりとか。

そういう部分に対して市が助成金を出すんですけども、動画のほうも見せていただいたんですね、高知のほうでどういう活動をしているかというのを。子供たちが、自分たちの近くの地域の商店街が最近とっても元気がなくなっちゃったんだけども、商店街をもう一度元気になってもらいたいということで、活動を始めました。ちょうど七夕が近かったのかな。商店街の街頭に子供たちからのメッセージを書いた短冊をつけた飾り物みたいなのを、子供たちが取り付けて、それを見た商店街の人たちも、本当に子供たちがここまで頑張ってくれているから自分たちも頑張らなきゃというふうに思えたと、インタビューに答えている女性の方もいらっしゃいました。

先ほど町長がおっしゃいましたがけれども、本当に子供たちにとってもすごく大事なことですけれども、もっと大事なことというか、大人たちの意識が変わるという部分が、本当に私はとても大事ななというふうに思います。

今、自分は高齢者の移動支援の運転手側で参加しているんですけども、なかなか運転手さん、増えないんですね。依頼はもっともっと受けてあげたいし、買物支援なんかも大川だけなんですけれども、もっともっといろんな地域の方も使ってもらえるようにしたいんですけども、何せ運転手さんが少ない。運転手さんも仕事を持ちながらだったりするので日程が合わない。用事があってなかなかできない方も多いんですね。やっぱり町の人との協力とい

うのは本当に大事だなというふうに思う。本当に大事だな、何とかならないかなというふう
にいつも思っているんですけども。

東伊豆愛の醸成というのは、子供たちもそうですけれども、大人もそうだと思うんです。
これから人口減少に伴って職員もだんだん少なくなってきて、お金もだんだん減ってきてと
いう中で、やっぱり役場も頑張るけれども、町民の方たちにも頑張ってもらいたって、前、
何か町長が何のときかな、おっしゃったことがあったんですけども、やっぱり町民の方た
ちが自発的に何か町のために動いてくださるということって、これからますます必要になっ
てくると思うんですね。

子供たちがそういうふうに自発的に頑張っている姿を見て、大人たちが、自分たちも町の
ために何かできないかなって意識が変わって、そこすごい大事だと思うので、そこら辺も
併せて、子供たちの声をしっかりと形にしていけるような取組をしていただけたらなという
ふうに思いますが、そこら辺は町長はいかが考えますでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

町が頑張るだけではなくて、町民もというところなんですけれども、まさに本当にそうで、
人口が減ってくるといろいろなパワーが落ちてくるというところなんですけれども、それを
なるべく落とさないようにはするんですけども、そこでやはり重要なのは、人口減の社会
の中で重要なのは、男女とか性別にかかわらずなく、年齢にかかわらずなく、町民全てが一つの
方向というか、この町を続けていくという方向に向いて、みんなでやれるところを一緒にや
っていくという姿、これをやらないと、恐らく地域は残っていけないというふうに思ってい
ます。

先ほども少しお話をしましたけれども、子供たちも守らなきゃいけない対象ではあるんで
すけれども、それはまだ発育途中ということもあるんで。ただ、やはり地域のパートナーの
一員であるという認識の中で子供たちにも参画をしていただくというのは、この人口減社会
の中で、おのずとその方向性が出てくるのではないかなというふうに感じております。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 本当にこれからみんなで東伊豆町をつくり上げていく。できることは、
一人一人が大したことなくともいいと思うんですね。これだったらできるなというちょ
っとしたことの積み重ねが集まると、結構大きな力になると思いますので、そこら辺の意識

を持ちながら、また町にあっては、いきなり大人にそれを求めてもなかなかうまくいかないと思いますので、まず子供たちに先に旗振りをしてもらって、その子供たちの姿を見て、大人が意識が変わっていくような取組を、ぜひ。子ども議会もまず取っかかりやすいのかなって、子ども議会と提案型まちづくり補助金の子供部門はやりやすいのかなというふうに思いますので、できることから始めていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） いろいろありがとうございます。

ちょっと子供のことにすることなもので、一つ、PRというか、いろいろ学校のほうでは総合的な学習という学習があるんですけども、その中で、各学校とも、各小・中学校とも地域学習というのをかなり進めています。例えば稲取小学校では、稲取自慢を見つけよう、体験しようとか、稲取の伝統行事。先ほど町長のほうからも紹介がありましたが、馬鹿囃子を学んで、それを伝えようなんていうことをやっています。町民文化祭でも発表がありましたけれども、この前、12月1日ですが、校内で発表会が行われました。私も見に行きましたが、馬鹿囃子に3曲あるというのは知らなかったです。本当は4曲あるんだそうですけれども、そんなことをやっています。あるいは、稲取のために私たちができることなんてことも勉強しています。

あるいは、中学校のほうでは、稲取の観光、自然、福祉について調べたり、地方の方々をお呼びして、その仕事についての話を聞いたり、あるいは職場体験をしたり、あるいは熱川小学校のほうでは、熱川のお薦めを紹介しようとか、地域の特産物について調べようとか、町の危険箇所について話し合おうとか、あるいは熱川中学校のほうでは、主に福祉の勉強をしています。そんなようなことで、地域学習についてはかなり小・中学校のほうで進めています。

実は10月18日なんですけれども、稲取小学校の2年生が町にインタビューに来たいと。私のほうに、教育長にインタビューをしたいなんていうことで依頼があったんですけれども、どうせなら議場を使って、そちらに小学生が座って、私と局長が対応したんですけれども、ここでやろうじゃんという話をしたら許可をもらえまして、小学校2年生ですので、本当に町の職員は何人いますかとか、ふだんどんなことをやっているんですかとか、何で教育長になったんですかなんていう、そんな質問だったんですけれども、子供たちはそちらの席に座って、その質問台に立って、私に質問したり局長に質問したりする活動をやって、非常に満足しましたなんていう感想をもらいました。

そんなことで、以前、各校長先生たちに子ども議会というのをどう、やってみたらなんていう話を持ちかけたことがあります。そしたら、校長さんたちは、総合学習の発表の場として使わせてもらうならば大賛成ですという回答を得ています。ただ、まちづくりに直接貢献できるかどうかに関しては、まだちょっと未知数のところはあるんですけども、子ども議会を開催する、この場に子供たちが来て、町に提言をすとか、自分たちは町のことについてこんなふうに思っていますなんていう発表という形であれば、かなり実現性は高いなというふうに思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ありがとうございます。

教育長のほうから、本当に素晴らしい取組を学校でもされているということを伺いましてよかったなというふうに思います。また、子ども議会も発表の場という形であれば大賛成ということで、すごい素晴らしい教育で、地域にインタビューに行ったりとか、私たちにできることはという形で活動されているようですけれども、学校の中だけのことですよね。そこ、一歩開いて町民の人にも見えるような形でやれていったら、もっともったいいのかなというふうにちょっと感じました。

また、町としても、学校とぜひ連携を取り合いながら、その部分をさらにちょっと広げていけるような取組をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、栗原議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 藤 井 廣 明 君

○議長（稲葉義仁君） 午前に引き続き一般質問を行います。

11番、藤井議員より一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

11番、藤井議員の第1問、遊休農地等の再生についてを許します。

11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） それでは、通告しておきました2問について質問いたします。

第1問については、いわゆる耕作放棄地、遊休農地と申しますか、そういったことについて質問したいと思います。

今、遊休農地、いわゆる耕作放棄地については、全国的に大きな問題となっている。当町でも人口減少とともに拡大している。そこで以下を伺う。

当町における遊休農地の面積はいかほどか。

2番目、それはどのような要因で発生すると考えるか。

3、都会で暮らす人の中には農業に関心を持つ方が一定数あると聞くが、これをどう把握し呼び込むか。

4番目、「農業塾」のようなものを立ち上げるお考えは。

よろしく申し上げます。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 藤井議員の質問にお答えをさせていただきます。

遊休農地の再生についてということでございます。

遊休農地と耕作放棄地、正確に言うと若干ニュアンスが違うかもしれませんが、遊休農地ということで御答弁申し上げます。

まず最初、1番目ですけれども、当町における遊休農地の面積はということではありますが、遊休農地は、令和3年度の農地利用最適化推進委員の現地調査の結果、13.8ヘクタールとなっております。

そして、2番目の遊休農地はどのような要因で発生するのかという御質問でございますが、

東伊豆町の農地の大部分が、御存じのとおり中山間地に位置をしております、耕作に適したまとまった農地がなかなかない、少ないということから、生産性の悪い農地、収益に見合わない農地が遊休農地化しているという状況にあるのではないのでしょうか。また、全国的な傾向でもありますけれども、農業の担い手が年々減少しております、当町においても、農家数が20年前と比べて約4割減少している状況です。農業者の高齢化や後継者不足が主な要因となっております、耕作者が減れば、当然遊休農地が増えるという構図が見て取れると考えております。

また、3番目であります、都会で暮らす人の中には農業に関心があるということで、そのような方を一定数あるという、これをどう把握し呼び込んでいくかという御質問でありますけれども、新規就農希望者の受入れについてということでもあります、静岡県が窓口となりまして、市・町に紹介するような流れに現状、今なっております。実際の受入れに対しては、賀茂農林事務所、農協、農業委員会の協力を得てプロジェクトチームをつくり、対応を図っているところであります。また、都会で暮らす人で田舎での農業経営に関心を持つ人を募りまして、農業者として自立させることを目的に活動をしている民間の就農支援サポート企業と連携をし、東伊豆町への就農を斡旋する試みも、今年から始めているところであります。

そして最後の、農業塾のようなものを立ち上げてはというお話であります、農業塾的なものということで、実は既に賀茂農林事務所が中心となりまして、賀茂農業寺子屋というものを開催しております。若手農業者を対象として、経営管理講座とか、先進経営体や農業関連業種への視察とか、個別相談、これも受け入れるとか、目指す経営像の模索、地域や作目を超えたネットワークの構築を目指して、将来を意識した農業について、様々なところ、様々なことを学べる内容となっております。また、就農希望者に対しては、インターンシップなども行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） ただいまお答えいただきましたけれども、我が町にも、やはり耕作放棄地といいますか、農業を諦めてそのまま放棄されているような土地が、13.8ヘクタールというような数値でございました。

国のほうでも、これは全体の放置面積が、令和1年頃ですと439.7万ヘクタールというこ

とだそうです。そのうち、いわゆる耕作放棄地というのが、平成27年になりますけれども、これは42.3万ヘクタールと、およそ1割近い、約9.6%が、全国的には耕作放棄地になっているということだそうです。あと、同じく静岡県は、ちょっと年数が古いですが、2010年、平成22年ですと4万9,084ヘクタール、これが全面積の耕作地です、ただいま申し上げたのは耕作面積なんです、その中の耕作の放棄地といわれる部分が、約1万2,494ヘクタール。今全国ですと、平均が10.6%くらいが耕作放棄地とされているところ、静岡県の場合は20%を超えていて、かなり多くなっているというようなことだそうです。

当町の13.8ヘクタールというのが、全耕作面積の中のどのくらいかというのは、ちょっとまだ先ほどの答弁の中で分からなかったんですが、いずれにせよ、少しずつ増えているのではないかというのが、私たちの実感です。自分なども水下のほうに住んでいるんですが、隣の畑が放棄された。あるいはずっと手伝っていたミカン畑の辺りも、もう自分たちも少し手伝っていたんですが、どんなふうにやっていいんだか、よくこうやり方も分かんないでいる間に、どんどん台風でやられ、老木化して木が駄目になってしまう。次に、例えばオリーブを植えたり、幾つかこうやってみたんですが、やはり素人の悲しさ、なかなかうまくいかないというようなこともございました。

その耕作放棄地の全国的なこれは傾向なんです、その理由としては高齢化、労働力不足というのが、これは全体の複数回答で88%、それから農作物価格の低迷、これが43.4%、鳥獣被害が大きいというのも複数回答で、17.7%、農地の受け手がいないというのが26.5%等々の理由で、耕作の放棄に至るようだそうです。日本は狭い国土ながらよく耕して天に至るというような言葉があるように、整備された国なわけですけれども、年々人口減少とともに、耕作が放棄される傾向があつて、非常に残念だなというふうに思っております。

その中で、これは新規に農業をやりたいんだという方が時々テレビの番組で、例えば、「いいいじゅー！！」であるとか、そのほかのいろんなマスコミ等を通じて報道されますけれども、民間の若い方の中、あるいは定年退職された方、そういった方で地方に行って農業やってみたいななんていう希望の方が、やはり少なからず関心持っていらっしゃるということだそうです。

先ほど、新規就農については県が窓口になって、賀茂農林事務所とか、あるいは農協さん、あるいはそういったところのようなプロジェクトチームを組んで対応をしているというようなお話ですけれども、これはなかなかしかし、やりたい人とそれから貸したい人、どこを借りたらいいのかというような、都会には情報もなかなかつかめないんじゃないかという

ことで、これはやっぱり一つには、そういった方たちの要求に応えると同時に、農業の衰退に歯止めをかけると、同時に人口減少にも歯止めをかけていけないのではないか。あるいは、逆に農業人口の増加並びに町の人口増加にもなっていく方策になるのではないかという思いで、私、今回質問しております。

先月、10月です。私ども視察に行っていました。信州の南箕輪村というところがございまして、そこでやっている様々な人口増加策やら政策で、実際人口が増えているわけなんです。ここは村ですけれども、この15年間で4,000人人口が増えている。いろんな条件がありますから一概にまねするわけにもいかないし、ケース・バイ・ケースということもいっぱいあるんですけれども、その中の政策の一つとして、ここにありますちょっと農業塾などという塾の取組がありまして、これがなかなかしゃれているなというふうに関心したものですから、私、今日ちょっと持ってまいりました。

その中で、この人口増加策の中で見てみますと、他府県からお見えになるという方が7割を超えているということでございます。ですから、自然増というのはもうほとんどどこも一緒で、そんなに増えるわけではないというふうにおっしゃっていました。その村でも自然増よりも、よそからこの村に来るんだということが多いようで、その様々な子育て政策とかの中で、この農業塾というふうなものを開いて、これがまことにユニークだなと、実質的なというふうに思いましたもので、今日ちょっと紹介したような次第でございます。

我が町にも様々な、例えば、先ほど町長の施政方針演説でも言っていましたけれども地域おこし協力隊の方がまたお見えになったということのようでございますが、この村でやっている農業塾というのは、村が主催してやっているというところが全然違うわけで、そういったいろんな協力体制とかを、村自身が、もちろん独自じゃなくて、いろんな協力してもらっているところ、宣伝には新聞社やら、それから農業の指導では信州大学農学部とか、そういったところが行っているようでございますが、いずれにせよ、町が主催して、今後そういう単発的な農業の指導ということじゃなくて、継続的な農業指導、そういったものをしていくような方策を町が考えてはいかがかなというふうに思いまして、質問しておりますが、町長、そういった構想としてはちょっと今のところどうでしょうか、難しいでしょうか、いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず、いろいろなものが変わっているの、その中で考えていかなければいけないという

ふうに思っております。東伊豆町の特徴として、農地というのが急傾斜地に多くあって、なかなか広い、生産性の高いというか、効率がいい、要は農業がしやすいエリアというのがなかなかないというのが、大きく違うんじゃないかなと思います。南箕輪村でしたっけ、の、ちょっと詳細が分かっているんで、何とも比較はできないんですけども、恐らく、農業が非常にやりやすい村なのかなというところもあって、その辺の違いも十分考えていかなければいけない。大規模集約化できる農業と家族的農業という大きな2本の柱がありまして、それは同じ政策では多分できないというふうに思っております、東伊豆町には東伊豆町に合った農業の在り方があるのではないかなというふうに思っています。

一方で、ちょっと最近感じるんですけども、世界的な情勢というのがありまして、ロシア・ウクライナ危機というのがありまして、物価が上がり、そして燃油とかエネルギー関係が高騰している中で、実はその向こうに、もしかしたら、食べる物もなかなか手に入らなくなるのではないかなという可能性も、将来的にはこれは少し予測をしておかなきゃいけないのかなという中で、恐らく国のほうもですけども、食料自給率というのがなかなか上がってこない中で、それをしっかりと上げる努力というのをこれからしてくるのではないかなというふうに、個人的には思っています。そういうことを考えると、東伊豆町においても、その耕作放棄地等々については、有効に活用できるものはしっかりと活用していくという姿勢は大事ではないかなと思います。

農業塾については、なかなかそのまま、東伊豆バージョンでできるかどうかというのはしっかりと検討しなければいけないかとは思いますが、様々な施策を動員しながら、耕作放棄地をなるべく使えるようにするという、人口減少という中で、どういう分野でもこの東伊豆にお越しいただけるといのはありがたい話なので、その辺も含めて、関係機関と調整しながら検討していきたいと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 確かにケース・バイ・ケースで、これは農業しやすいところ、そうではないところ、傾斜地、平坦地、いろいろあるかと思うんですけども、ただ、私の体験やら最近の見聞見ている、たくさんの方が割とうちの町にも若い方もミカン農家とかなんかにもやって来ている。その方たちにミカン農家の方、あるいはイチゴの方、様々な指導はされているんですけども、それがその、言わば個々に行われたり、あるいは単発的に行われたり、継続的にこう、そこが常にあるというふうな政策ではないと思うんです。そこで、

私が言っているのは、その経常的かというと、恒常的に、そこに行けばその町の農業の有様
が分かる、農業を教えてもらえる、そこに相談したいというような何か機関みたいなもの
をつくられてはどうかということなんです。

例えば、こっちの先ほど申した南箕輪村ですと、東京で、あるいは、名古屋と東京の間
ですから、その会場で人を募集したんだそうですよ。まず、その東京とその名古屋で講習会
を開く。この農業に関心のある方という形で、研修会を東京、名古屋で、月一遍ずつ5回開
いた。で、関心のある方に30名ずつ募集したんだそうですけれども、何と東京会場では30人
募集のところ107人応募あった、名古屋会場では30人募集したところに52人応募があっ
た。ですから、こちらが言わば募集したほうでは、こんなにたくさん来るんで、非常に選
びやすいと言いますか、本当にやる気のある方とだんだんこの条件を厳しくして、単に興
味とか何かじゃなくて、その真剣さの度合いとか、移住定住の可能性とか、そういうふう
なものを絞って、それから今度現地で講習をしたと、そういった経過をたどったようでござ
います。

その募集して説明会とかあるいは講習なんかにも、現に先に来ていた方、自分たちが
実際移住して来たと、で、農業をやっていますよという人たちが講師になって、体験を
語る、そういった風なことで、なお、その応募者といいますか、やる気の方は安心感を持
って移住して来られたと。この間に、實際上、この村のほうに6組の方が現実に移住し
て来られたと。移住ということは、こちらにお家も建てて住んでいるという方が6組出
られたということでした。その後の移住された方たちへのサポートも、JAとの強固な協
力体制、あるいは青年農業者団体の人たちとの交流活動等も通じて、初め3年間に関し
ては、年額210万で農業研修のインターン制度という形でやっているそうです。その210
万はJAが105万円出し、村のほうも105万円出しているという形で、その後のサポ
ート体制もなされていると。

こういったことで、実際上に塾といいますか、そういう窓口を東京等にこう広げてい
って、向こうで募集して、こちらでまた講習して、その中で実際やりたい人が移住して
くる、それをまたサポートしていく、ということで、移住者が増えている、農家の方
が増えている。実際、耕作放棄地との関係がまだ全面的に分かったわけではありませ
んけれども、そういった形でそのちょっと農業塾なんていう形で、この村役場の産
業課において進めているということですので、なかなかこういうところはその成
果があるんじゃないかというふうに思って、今回提案といいますか、紹介させて
いただいた次第でございます。

何度も申しますように、一概に、全面的にそのもの、全くそのとおり
のことはできないにしても、そこから少し教訓となることはあるんじゃないか
と思うんですが、真剣な取り組み

であるとか、農業者と連携した塾のような段階を追ってやる、そうでなければ、いきなり地方に行って農業やりたいなというふうに言っても、実際上いろんな不安あるわけですよ、情報もないわけだし。その中で、町がやはりその中心になってはいかがでしょうかというような提案ですので、賀茂農林局とか、そのほかにいろんな県の施設、窓口あることも分かりますが、ひとつここは町長いかがでしょうか、人口増加策も含めて、人口の社会的増加を図るという意味で、また、農業振興、産業の隆盛を図る意味で、そういった恒常的な農業塾のような組織を置かれてはいかがかなというふうに思うんですが、最後にお答えいただきたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） やはり、その状況をやっぱり踏まえた施策じゃないと、なかなか実行力が伴わないのかなということと、あと、実際に移住する方々が多分生活があるので、ある程度利益を上げられるという、そういう環境が整っているかどうかということもいろいろ考えていかなければいけないと思います。移住で来ていただいて、来ていただいたのはいいけれども、なかなか頑張っている割には利益が上がってこないとか、大変だというような中で、持続的なことができるかということも、しっかりとそこも踏まえてやらなければいけないのかなというふうに思います。

ただ、先ほどお話したように、農業というのはまさに地域の基でありますから、農業についてはしっかりと下支えをしなければいけないと思います。この東伊豆町に合った、農業に合ったやり方というのを、農業従事者の方々並びに農協の皆様、関係者の皆様にちゃんと話を聞きながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、アサギマダラの里づくりについてを許します。

11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 続きまして、第2問に移ります。

アサギマダラの里づくりについてということでお尋ねしたいと思います。

チョウの一種であるアサギマダラの里づくりについて、以下の点を伺います。

近年、伊豆各地でアサギマダラの里をつくらうという話が進んでいます。これらの構想をお耳に挟んだことはございますか。

2番目、アサギマダラが飛来するフジバカマを町内の花壇、空き地、遊休農地に植栽するプロジェクトを立ち上げてはいかがでしょうか。

3番、観光地伊豆のもう一つの目玉として、先頭に立って伊豆半島をアサギマダラ半島にする考えはございませんか、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 御答弁申し上げます。

アサギマダラの里づくりについてということですが、まず、伊豆各地でアサギマダラの里をつくらうという構想でしたっけ、があるというお話。構想というよりも、何か、個々の個人個人の皆さんのそんな話というのは、例えば伊豆新聞で見た程度ですが、10月21日に掲載された河津町浜の私設植物園、伊藤植物園の花畑とか、下田市の下田セントラルホテルに飛来した記事とか、10月28日には、松崎町のなまこ壁通りに飛来した記事などで拝見した程度でございます。

アサギマダラの里づくり、同じについてということの中で、プロジェクトの立ち上げという話であります。町内の花壇については、花壇を管理しているのは花の会ということで、運営を委ねておりますので、その辺り、皆さんとの話もしなければ、もしやるとしても、いけないのかなというふうに思っておりますし、遊休農地については、フジバカマの苗を植える前に、これ整地しなければいけないという労力、かかる経費の負担も少し考えなければいけない。遊休農地化している場合も、傾斜地に点在する樹園地が多いため、これなかなか抜根したりとか、なかなか難しい。イメージするのと実際やるところに少し乖離があるのかなと、これをどうやって埋めるのかというのは考えなければいけないというふうに思います。

ここが一番個人的には大事かなと思うんですけれども、一般的に蝶類の害虫被害に対して、チョウというのは、卵を産んで幼虫が生まれて、さなぎになって成虫になるということだと思うんですけれども、当然、幼虫になった段階で蝕害というか、そういうのが発生するということもあります。

生産農家は大変苦慮しているという状況であるということも聞いておまして、アサギマダラの影響かどうかは確認はできておりませんが、その辺は十分配慮しなければいけないということが一つ。あと、何て言うんですか、生態系の話も絡んでくるので、その辺もしっかりと考えなければ、慎重に検討しなければいけないのかなというふうに思っております。

また、観光地の伊豆のもう一つの目玉として、先頭に立って伊豆半島をアサギマダラ半島

にする考えはないかという話であります、その前の問いと比較的似ているんですけれども、ここにおいても生態系の話です。伊豆全体の中でどう考えるかというのは慎重に考えなければいけないというふうに思っています。その幼虫の、何ですかね、蝕害というか害虫被害というところも含めて、ほかにも農業やっている方がいらっしゃるんで、そういうところもしつかりと考えなければいけないのかなというふうに思っているのと、あとは、ちょうど飛来の時期が10月から11月の中旬ということなんですけれども、この時期は何ととっても稲取細野高原のススキ祭りということで、その辺はそこも含めて、これから細野高原については保全と、そして活用というところで新しい道に歩みたいというふうに思っている中で、どういうふうに整理をしていくかということもあろうかと思えます。ですので、現状、今のところ、東伊豆町が主体となってこの伊豆半島全体に先頭切ってその辺を広げていくというところまでの状況には至っていないのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 町長おっしゃられるのはごもっともなところも多々ありまして、私なんかも素人ながら畑やっております、そうしますと、今年なんかは網なんかをかけてもキャベツなんかは全部食べられてしましまして、これはチョウチョウの一種、もちろん、皆さん御存じのモンシロチョウです、その幼虫にやられたんだというようなこともございます。ですから、確かにチョウの生態等々デメリットもいろいろ生態系調べなければならないというのは、まことにごもっともなことでございます。

ただ、フジバカマというの、これは秋の七草の中の一つで、萩、ススキ、クズ、オミナエシありましたね、それからナデシコ、その後フジバカマが来てキキョウが来るんですが、そういった昔からある在来の言わば野草です、野の花です、そこに飛来するんだということでございます。

ここに、掲示した、掲示板に貼ってある写真2枚は、右のほうがこれは松崎町のほうにある程度の花壇みたいなのところがありまして、そこにはかなりの数が来ております。これはもう一つ観光の目玉みたいなものになりつつあるんじゃないか、もう一つのなまこ壁なんかとちよっところセットで見ると、まことにきれいだし、またそこに来るチョウの美しさといえますか、これも含めて一つ誘客の要因にもなりつつあるというところでございます。

あと、先ほど町長おっしゃられるように、下田セントラルホテルさんでは、既にかなり植

えておられて、それを目当てに来られるお客さんもいるということでございます。

そういう在来の、日本の野草ですから、そのような作物にどのくらいの影響があるかというふうなことはちょっと考えられないんですが、ただ、植えると、かなりこの草は生命力も強くて、どんどん挿し芽でもついていきます。左の写真は、これ私のところで恐縮なんですけれども、2鉢ばかり買ってきた自分ちの鉢に、もう2年目からアサギマダラが来まして、今年も来ました。ですから、本当にごく少ない花壇といいますか、鉢なんかにもそれが飛来してくるということのようでございます。

何でそのフジバカマという草に来るのかなということなんですが、これは、そのフジバカマの蜜に含まれる毒であるピロリジジンアルカロイドという毒素があるんだそうなんですが、それを逆に蜜として吸うんだそうです。そうしますと、チョウの体内にそれが取り入れられると、逆に他の虫やら鳥とかに捕食されない、食べられないというようなことが分かっていて、それを蜜を吸うんだそうです。体内に取り込む。それで、日本にはそのフジバカマの咲く秋ぐらいに渡ってくるんですが、それがなくなると、ずっとその九州、沖縄、さらに台湾のほうまで渡っていくという生体系が知られております。ですからこれは、確かに何らかの害とかそういうものないとは限りませんが、今のところ、その在来のフジバカマという、言わば野草です、そういうところに飛来しているということで、直ちにその農作物に影響を与えるというふうには、今のところ研究されてはいないようでございます。

それで今、細野高原の話も出たんですが、先ほど同僚議員なんかとも話しましたが、細野高原全体に植えるという感じじゃなくて、駐車場の下の花壇の一面辺りに、鉢なり場所をつくってそこに植えてみてはどうかというような構想も聞かせていただきました。そんなふうには、高原の場所とか、それからそういう細野高原のような高地にはまことに適した場所ではないかなと、こういったアサギマダラが群舞しているような姿は、やはり観光の方やら、もちろん地元の人たちも、これを見に来られる方もないとはいえないんじゃないかというふうに思います。

現に、河津のほうで栽培している方は、伊豆のちょっと向かいの山の上のほうなんですが、そこのほうに、伊藤園というふうな個人でやっている方ですが、かなりの面積で広げて、そこには季節になりますと相当量のアサギマダラが飛来しております。そういったことで、これから先、どのようにこれを考えるかですが、私は他の作物やら他の花もたくさんありますが、こういった特別な習性を持っているチョウチョウを寄せるとか、そういうような活動、またこういったものを花壇にこれから植えていくということが、やはり伊豆半島の価値を少し

高めていくのではないかと、それはまた逆に、野生種類の保護とか、そういうところでもつながっていくのではないかというふうに考えるものです。

ですから一概に、なかなか、どこがということはないんですが、町長、この辺で町の例えば細野高原も今言ったような利用の仕方でも少し考えられるでしょうし、町なかに植える花も立派ですけれども、この花の部分もあってもいいんじゃないかと思しますので、これからのプロジェクトチームとまではいかないけれども、そういう団体に対しての支援であるとか、あるいはその推奨するというようなお考えをお持ちいただけないかなというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） そうですね、やはり一番ネックになるのは、それを整備するに当たって、どれぐらいの労力がかかってくるかということだと思います。

以前、個人的に担当課に相談をした案件があって、それは何かというと、菜の花を植えたらどうかという、菜の花というのは、バイオ燃料の燃料にもなるということで、これから航空機業界がバイオ燃料必須という話になってくる中で、あとは、この地域がエネルギーの面で、ある程度自給自足的な話をしていかなきゃいけないという中で、そういう話をしたことがあるんですけども、誰が、じゃ植えるんですかという話になって、結局なかなか、それ以上話が今もまだそんなに進んでいないという状況です。やはり、誰が植えるか、誰が、その耕して植えて、管理をしてというところまでやっていくかということについては、なかなか難しいところがあります。なので、今もそうですけれども、当面は、個人でやれるところをこうやっていくというのがいいのではないかなというふうに思っております。

そういう団体に対する補助という話はなかなか具体的な話がまだ見えてこない中で何とも今言えないんですけども、花の会というところもある中で、どうやってそれをすみ分けていくとか、その辺も検討しなければいけないのかなとは思っています。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） お答えいただいてうれしく思います。分かりました。

もちろん、新しいことをやるには、それなりの予算なり、やる人なり、そういったものがなければ進んでいかないわけですけども、これは単なる思いつきというんじゃなくて、これだけいろんなところで衰退しているような中で、町をもっともっとう盛り上げていく中

の一つとして、そういう遊休の町なかやら、高原やら、そのほかの場所に、花の町、それから、そのチョウが飛んで来るような町、そういう自然豊かな町というような意味で、こういったものを推し進めていただいてはどうかと。

また、今言った、町長がおっしゃられるように、誰がやるのかとか、その予算はどうするのかという問題は当然あるわけですがけれども、個人でやるにしても、個人というのとはどんなふうな、どこにどういうふうな植えていいかというふうな、場所そのものがまだ分かんないというネックもありますので、その点は、例えばの話、まだ役場のこういうところに聞きに行くとそういう情報はあるよと、ここに植えたらいいよとか、あるいはここで借りたらどうだろうとか、その生態はこうですよとかいうことを教えてもらえるような、ひとつ窓口になってもらえばありがたいなというような思いでおりますので、その点を要望してこの質問を終えたいと思うんですが、町長、その窓口を設置するくらいの考えはいかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） どちらかというと、今行政の方向性はどういうことになっているかという、役場は役場でやらなければいけないことがあるという中で、ある程度民間の皆さんのお力を借りながら、民間活力を生かしながら調整を進めていくという状況であります。なので、どちらかというと、そういう業務については逆方向で、ベクトルが、なるべく民間企業さんで、民間の方々の取組の中でやれるところはやっていただけるとありがたいのかなと思って。状況次第では役場がということはあるかもしれませんが、今の現状、役場の職員もマンパワー限られている中でどうやってやるかということについては、幾つか工夫が必要なのかなとは思いますが、繰り返しになりますけれども、やはり公共と民間がやっぱり連携をするということが大事なので、その中でやるとしても、その取組をやっていけばいいのかなというふうには思います。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、藤井議員の一般質問を終結します。

この際、13時55分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時55分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 西 塚 孝 男 君

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員の第1問、人口減少についてを許します。

6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 私の質問は、2問からになってますので、ひとつよろしくお願ひします。

1問目、人口減少について、9月の住民基本台帳では、人口が1万1,469人で、前年度比29人減となっている。内訳は転入40人、転出44人、出生4人、死亡29人となっているが、以下について伺う。

1、人口減少が進む中で、預かり保育等の子育て環境についてどのように考えているか、答弁をお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 西塚議員の質問にお答えをいたします。

人口減少が進む中で、預かり保育などの子育て環境についてどのように考えているかという話でございますが、まず、東伊豆町における子育て環境について。現状を少し触れさせていただきます。

まずは、いろいろな施設があるんですけども、例えば、東伊豆の認定こども園では、月曜日から土曜日まで午前7時半から午後6時30分まで、お子様を預かっていただいております。また、認可外の保育園であります。三宝保育園では、平日の午前7時15分から午後7時30分まで、自己負担はございますけれども、お子様を預かっていただいております。また、祝日は午前8時から午後6時までで、有料で保育をしていただいているという現状でございます。

この両者を見ると、どちらも午前7時台から午後6時台までの対応ということで、多分、西塚議員が懸念されているのは、そこでカバーできないところの話も含まれているのかなというふうに推察をしております。

これらの施設で対応できない部分をどうやって補っていくかということに関してなんですけれども、この課題に対しましては、東伊豆町においては、休日、夜間の預かりについては、ファミリーサポートセンターというところで対応させていただいております。ファミリーサポートセンターとは、会員登録した依頼会員、これは育児の援助を受けたい方ということなんですけれども、が、提供会員、提供会員とは、育児の援助を行いたい方ということで、が、依頼会員が提供会員に小学生以下の児童を預けるというものでございまして、依頼会員と提供会員が事前に十分な協議を行って、両者合意の上、お子様を預けるというもので、利用には1時間当たり600円から700円の利用料金が発生するというものであります。

東伊豆町のファミリーサポートセンターには、現在、依頼会員47人、提供会員8人の登録がありますが、ここで大きな問題なんです、問題は、利用実績がございません。せっかくこの制度があるんですが、これが使われていない。依頼会員が47人いるのに、その方がファミリーサポートセンターを利用しない。どうして利用しないのかというところを、例えば原因アンケート等で探っていかなければいけないのかなというふうに思っています。

個人的には、予想される原因としては、今お話ししましたけれども、設定料金が高い、または依頼会員と提供会員との合意形成がなかなかうまくいかない。預けたい、預かるというところの話がうまくいっていないんじゃないかということとか、あとは、ファミリーサポートセンター制度の周知徹底が不十分じゃないかということ、ほかにも原因があるかもしれません。そのような様々なところをまずはちょっと探る必要があるのかなと思っています。

東伊豆認定こども園、三宝保育園が行っている子育てサービスが、どうしても届かないところを補完するためにできたファミリーサポートセンターということだというふうに思っておりますが、このような既にあるこの制度を生かしながら、何がまずいのかと、不備なところをしっかりと修正をして、今ある制度をできれば活用して、磨き上げて、子育て世代の親御さんの使い勝手のよい制度をブラッシュアップしていきたいというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 今、町長の答弁の中で、この町の在り方というのは聞きましたけれども、そこで今、料金の発生とか、今、本当にこの町で、いわゆる今どこの町でも人口減と言っている中で、いわゆる子供のいる家庭、子供を産める環境、それはどこかというところ、やっぱりこの町に住んでる人が、この町で子供産んで楽しいよと、ちゃんと預かってくれるよ、それはなぜかと言ったら、この町に企業がないし、女性も、今は結婚したから仕事やすじゃ

なくて、やっぱり仕事を続けたいとなると、伊東市とか下田市行くと、5時まで働いたら、やっぱり帰ってくるのに1時間で、買物して夕食7時。やっぱりそのぐらいの時間までやらないと、女性も自分の仕事とかやりたいことを、結婚したからよすんじゃないくて、そういうこともちゃんとやっていると、この町で共に働いて、それで子育てやっていけるというまちづくりができるんじゃないかと。

それで、有料になっているけれども、そういうところだって、やっぱり町は無料化していかなかったら、住みやすい町、この町に住んでいる人が住みやすくて子育てができると思えば、自然と移住者も集まってくると。先ほど南箕輪村の話もしましたけれども、そこはやっぱり20年かかって、一つ一つの政策をして、子供の預かり所も夜間教育もちゃんとしてやっていく中で、どんどん増えている、そういうことを、いきなり人口を増やすなんていうのは無理だと思います。やっぱり一つの長いスパンでものを考えていかなきゃならないと思うんですけれども、どうですか、町長。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 同じような感覚を持ちまして、ベビーファースト宣言をさせていただきました。

まさに子供たちが安心して暮らせる、イコール子育てにも優しいまちということが大変重要だと思っていまして、施策というか、町の予算の投入の仕方も含め、そこはしっかりと考えていかなければいけないし、何か中途半端なことをやってもなかなか伝わらないので、そこはすぐというわけにはいかないかもしれませんが、子供たちを第一義的に置いて、考えて、それで、効果的な予算の使い方、今、使用料のお金、もう無料でもいいんじゃないかみたいなお話があるのも含めて、どういうことがいいのかというのを考えていきたいというふうに思っています。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 本当に日本中で人口減がなっている中で、どこが、何を言っても住んでいる人が楽しくなければ絶対来ないことだし、来てくれよと言ったって、すぐ離れていくと思うんですね。

それで、やっぱり子供を持つ若い人が、いわゆる何ですか、親がいない、ただ若者が結婚して身近に親戚もいない、何もいないというと、子供を持って不安じゃないですか。そういうところをサポートするところもつくらなきゃならないだろうし、やっぱり一番はそういう

不安が第一だと思うんですよ。今、なかなか若者が、やはり結婚して子育てしていく中で、いろんなことが生まれてくるわけですよ。そういうところを逃がしてやるところを、何ですか、たおやかにしてやる、そういう、いわゆる子供のために親と子が一緒に遊べるところとか集まれるところ、そういう場所なんかも、この村には造っているんですよ。すくすくハウスとか。いわゆる、ちょっと身体の発達に支障がある子のためには、そういう施設も造ってというふうに、何しろ、そういう不安を取る、そして、いわゆる、もしよそから来た人が、そういう全てのことが子供を育てる18歳までのスパン、0歳から18歳、生まれる前からの環境整備という中で物事を考えたときに、そこまで考えないと、この田舎で交通の便も悪い中ですよ、が、中学、高校行ったら、またよそへ通ったりする。そういうときの、料金が高い伊豆急線ですから分からないです。そのぐらいの通学のお金とかいうことを考えてしまうと、より近いところへ出ていったり、稲取から出ていっている人も結構、いるんだけど、そういう環境もちゃんと考えていかないといけないと思うんですよ。

だから、町長は今すぐいろんなできること、今からできることを一つ一つ積み重ねていって、15年かかるかも分からないけれども、この人口減少を止めるには、2040年までには何とかしていかなきゃならないという意気込みでやらないと、駄目だと思うんですよ。

どうですか、町長。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 私もまだ5歳の子供がおりまして、今言われたことは、もう本当に自分でも痛切に感じております。

まず遊ぶところ、これ特に雨が降った日に、室内でやっぱり子供を遊ばせないと、親がもう大変なんです、休めなくて。遊ばせながら目配りをしなきゃいけないんですけども、家の中にずっといるということがどれだけ大変かというのが、実体験で経験をしているというところで、親も子供も雨の日もちゃんと遊べるようなところが、この町にあったらいいなというふうなことを、今感じているところであります。

あと、親と親戚がいないということについては、もう本当に子育てというのは、夫婦間だけでは無理です。それだけ負担、特に、今はどちらかというと、女性のほうに負担がいきがちですけども、特にそういう中で、親とか親戚、関係者のフォローというのがないと、なかなか、現状は子育てが難しいというふうに思います。

この東伊豆についてはどうかということなんですけれども、これはあくまでも私の独り言かもしれませんが、将来的には、この地域全体が子供を温かく見れるような雰囲気づ

くりというか、制度も含めて、何かそういうことができるといいのかなと思う中で、ただ、いきなりそこにはいかないの、その前段階として、子供たちが本当に住みやすい、子育てがしやすいまちづくりというのは、大変重要な視点だと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） そこで考えられるのは、今度、空いた稲取幼稚園の活用とか、それと、今、町長が言ったように、子供たちを遊ばせる屋外の遊具とか、そういうのが今、いろんな公園が危ないからとか、みんな撤去されたり使えなくなったりとか、昔のふれあいの森のアスレチックですか、ああいうのあって、楽しいところあったのに、そういうところがもう荒れ放題、なぜそういう子供たちが遊べる場所、親がついてって、そういうところをなぜ町はつくっていかないのかなと思うんですけれども、どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 昔の遊具と今の遊具は若干ちょっと変わってきていて、何ていうんですか、ブランコも多少あるんですけれども、どちらかという、よじ登ったりとか、そういうものが、滑り台があったとかというのが増えてきているし、屋外になるとさびにくいとか、材質も良くなってるんじゃないかなというふうに思います。

私自身も、子供たちが遊べる、言い方を変えると、親が安心して遊ばせることができる場所というのは、とても重要だと思っていまして、その第一歩にならないかもしれませんが、なるつもりでやったんですけれども、役場の2階のところに、役場にきたお子さん連れの御両親が、子供を少し遊ばせるようなスペースをつくらせていただきました。あくまでも第一歩です。これをしっかりと広げて、あとは、東伊豆町が人口減少、なかなかスピードが止まらないところもあるんですけれども、ただ、それは悪いことばかりではなくて、例えば学校、幼稚園が一つになったときに、もう一つのほう为空いてくるというところの有効活用というのは、実はこれからのチャンスなのかなと思っておりますので、今、具体的なお名前が出ました稲取幼稚園の跡地というか利活用については、現在、役場のほうでどういう使い方を考えているかというのをヒアリングをしておりますし、あとは、役場だけではなくて、町内関係者、あとは親御さん、いろんな方からいろんなお話を聞いて、よりよい使い方を考えていきたいというふうに思っています。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 早急にできることと、長いスパンで考えることと、集まる委員会というのは、非常にこの町は同じ人たちが、いつもどこの委員会も同じ人たちで変わらないんじゃないかと。やっぱり頭を変えなきゃ駄目だと思うんですよ。いろんな頭を。

今度、うちの頭も変わりましたけれども、そういう中で、いろんな委員会もつくり方を変えていかないと、いいものがないんじゃないかと。一つ、この町のために頑張ってもらいたいと思います。

1問目はこれで終わります。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、ふるさと納税についてを許します。

6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 2問目のふるさと納税について。

ふるさと納税というのは、全国の応援したい地域に寄付ができる取組であり、使い道を選ぶことができ、その地域に貢献することができるが、以下の点について伺う。

1、現状はどのように活用しているのか。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ふるさと納税の基金活用に関してということで、使い方についての御質問です。事実関係だけ、ここは答弁させて、後ほどいろいろあればお願いいたします。

まず、ふるさと納税については、寄付者の意向に沿った使い方をしております。寄付者から意向のないものについては、当然、町の発展に寄与するために使っていきたいというふうを考えております。

具体的な話で言うと、令和3年度につきましては、例えば地域振興事業とか、観光産業振興事業、または、地域基盤整備事業、環境保護事業、子育て支援事業、健康福祉事業、生活環境整備事業、教育環境整備事業及びコロナ対策事業とかに、ふるさと納税基金を活用させていただいているところでございます。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 今年度のふるさと納税の金額とかは、大体もう出ているんですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 行政報告でも少し触れたかと思いますが、たしか4億円ぐらいを見込んであるかと、大体2倍ぐらいになったと思います。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 本当にコロナ禍で、この町の商業、飲食業、ホテルも本当に大変な思いをしている。だから、こういうときに、やっぱりそのお金の有効活用というのは絶対必要だと思うし、いわゆる、その使ったところをちゃんとくれた人に、こういうことに使いましたよとか、こういうところを直しましたよというものの、ちゃんとした返事が出てるのかなと。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） これまでについては、少し把握をしていないんですけども、今回、私が町長になってから、ふるさと納税については、当然、寄付をいただいた方々に対しては、手紙、あと、連絡等々、しっかりとやらせていただいていると思います。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ふるさと納税の使い道につきましては、御寄付者の意向がございまして、それに使った使い道を正しく公表するためにも、町のホームページのほうに、毎年、使い道のほうをお知らせをさせていただいている現状でございます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 本当に、去年の2倍、いろいろ町長がプロジェクトチームをつくったり、そういう中で寄付の在り方を見直しして始めていると。

そういう中で、やっぱりもっと、西伊豆町は25億ですか、すごい隔たりがあって、これはよく言えば、全然当て物で当たったみたいなお金なんだから、簡単に言えば。もうそれはばしっと1年に全部使い切るぐらいなことをして町を活性化しなかったら、残してどうするのと。ここに書いてあるように、貢献できるように、みんながこの町をちゃんときれいにしたとか、いろいろなものをつくってもらいたいとかという願いの下にあると思うんですよ。

だから、町の当初予算でやるようなことに使わないで、やっぱりその寄付というものの使い道をよく考えてもらいたいと思うんですよ。それでやらないと、寄付した人が何にやったのか分からない。町の財政でやることは自分たちの頭で考えることであって、寄付はその

年に使い切るような頭の使い方をする。

今は、何ですか、フェイスブックとか、写真をみんなに旅行行ったらアピールして送ったりしている。そういうインスタ映えするような、ちょっと例だと、この町は石の町であって、築城石の石があると。だったら、石を使ったモニュメントの大会を開かせると、それで置いていかせるとか。自分が30代の頃、鈴木 勉さん達とみんなでイサム・ノグチの作品とか見てきたり、そこは1年に1回、石のコンテストをやる。そういう中で、たったの100万円が、1位が50万、2位が30万、20万ぐらいで、入った石は置いていってもらおうという中でやっているんですよ。

この町だったら、本当に朝日と石とか、それと、大川から稲取までそういうモニュメントができてインスタ映えするというのも面白い考えかなと。そういう夢のある使い方も面白いんじゃないかなと思うんですけども、どうですか、町長。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まさにそういうところあると思います。

つまり予算の使い方というのは、目の前にある課題をまずは解決しなきゃいけないという使い方と、あとは投資的な、少しチャレンジ精神にあふれた使い方というのがあると思います。

普通は、目の前にある課題をとにかく解決するために使っていくということなんですけれども、今これからの時代は、ある意味、インパクトのある投資的なチャレンジ精神のある使い方というのもあり得ると思っています。ただし、前提条件としては、日頃からどういうことをやるか、イメージをしっかりと持っておくこと。それは、一部の人間が決めるのではなくて、ちゃんと町民も巻き込んで、合意形成をしながら、何をしたいんだというのをちゃんと明確にそれぞれが持っていないと、使い道が分からないということだと思います。

残念ながら、現状、明確なそういう様々な種というのが、まだそんなに成長していないというところで、これからしっかりと、例えば、今、お話にあった稲取幼稚園の活用についてもそうです。議論を始めたところでもあります。しっかりと議論をして、こういうふうにしたんだというのを明確にビジョンを示しながら、有効なお金の、例えばインパクトのある使い方というの、検討・実践していきたいというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 本当に、一つ町の方針で、在り方によって、いわゆるふるさと納税が

どんどん増えていく。というのは、いい使い方をすれば増えてくると思うんですよ。あげる方も、よかったなと思える使い方をしていかなかったら、次につながらないし、そういう意味では、さっきも言ったように、いろんな、町長が考えるチームとか、チームも本当にいろんな人を出さなかったら、安易にこれというんじゃなくて、やっぱりいろんな人を入れなきゃ駄目だと思うし、この中に住んでいる人は、よさが分からない人、けれども、よそから来た人を見て、いいところ、悪いところとか、そういういろんな人が、移住してきている人もいるし、若者もいる。だから、そういう人、いろんな幅での役員の選択とか、そういうことをしなかったら、この町の、さっきも言ったように、どこの委員会行っても同じ人がいるとかじゃなくて、そういう一つのつくり方をしていかなかったら、いい案が出ないし、町長言うようにヒット作も出ないと思うんですよ。

そここのところを、これからもそういう一つの役づくり、委員づくり、考え方は、いろんな考え方、一つの、瓶を見ても上から見ると下から見ると、斜めから見たり、そういう人たちの考えを一つにまとめてやっていくほうが、面白い案が出ると思うんですよ。町長が言うように偏らないでできること。一つ、やっぱり人は集まって考えなきゃならないから、そういうふうになると、ちゃんと頭の活用ができて、ちゃんと心で人にしゃべれる人たちを集めてやると、いいチームできると思うんです。ひとつ、いいチームをつくって、町のために頑張ってください。

これで終わります。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、西塚議員の一般質問を終結します。

この際、14時35分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時35分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 鈴木 勉 君

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員の第1問、高齢者が安心して暮らせるまちづくりについてを許します。

12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） こんにちは。

私の今回の一般質問は、特に第1問は、戦前戦中に生まれました80歳を超えた独り暮らしや、高齢者だけの世帯で元気に暮らしております人たちのことが心配で質問しますので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、第1問、高齢者が安心して暮らせるまちづくりについてをお伺いをいたしたいと思います。

高齢者が安心して暮らせるまちづくりについて、以下の点を伺います。

1点目、町の高齢化が進み、独り暮らしや高齢者のみの世帯が増えている。安否確認等、見守りがなされておりますが、夜間においての急病は不安でございます。そこで、緊急通報システムの普及が必要だと考えておりますが、いかがでしょうか。

2点目として、2年後、マイナンバーカードを保険証代わりに使うマイナ保険証に一本化される。高齢者の取得に向けた支援が必要と考えておりますが、いかがでございましょうか。

答弁のほど、よろしくお願ひします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 鈴木議員の質問にお答えをいたします。

まず、1つ目ですけれども、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに関してということで、緊急通報システムの普及ということでございます。

東伊豆町で設置している緊急通報システムは、高齢者が住み慣れた家での急病などの緊急事態に対応するために、住居に設置する無線発信機・救助通信機と駿東伊豆消防指令センターを電話回線で結んで、高齢者が緊急時に援助を求めるというシステムでございます。

対象者は、町の住民基本台帳に登録されている65歳以上の独り暮らしの世帯、または、世帯全員が65歳以上の高齢者世帯であって、虚弱な身体状況にある者、崖地災害及び津波被害が想定される地域に住む者で、現在、町が所有している緊急通報システムの機器の台数は、役場に設置する管理用の機器1台と各世帯に配置するための69台で、そのうち実際に設置さ

れている世帯数は37世帯ということであります。

一方で、令和4年5月1日時点で、65歳以上の高齢者の人口は5,408人で、世帯数は、独り暮らし高齢者世帯で1,779世帯、高齢者のみで構成されている世帯、独居と老老ということではありますが、2,829世帯となっております。この状況を踏まえますと、緊急通報システムの設置台数37台というのは少な過ぎるのではないかなというふうに考えられます。

設置数が少ない要因の一つとして、携帯電話やスマートフォンの普及による一般電話回線の廃止、令和元年から令和2年にかけて包括支援センターと協力をし、施設入所した利用者の緊急通報システムを22台撤去したこと、そして、3番目として、緊急通報システムの周知不足などが可能性として考えられます。まずは、緊急通報システムが普及しない原因、これ、今言ったような、少なくとも幾つかの原因が考えられているという中で、それをしっかりと探らせていただいて、それに応じた対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

続きまして、マイナンバーカードについて、高齢者の取得に向けた支援についての御質問であります。

デジタル社会の実現に向けた重点計画、これは令和4年6月7日、閣議決定されたものがありますが、そこにおいて、令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指すとの方針の下、当町でもマイナンバーカードの普及に向け、昨年度から実施している毎月1回の休日申請以外に、コロナ接種会場等に出張申請を実施しているところがあります。

この取組により、10月末現在の交付累計数は6,857人、交付率は58.82%で、県内第4位となっております。11月に入りましても、2週間で申請者数が178件、ポイント申請者数が169件となっております。10月末現在の65歳以上の高齢者の交付率は61.4%、65歳以下の交付率は56.57%となっております。高齢者のほうが、交付率が実は高い状況、高齢者のほうが高いという状況になっております。

役場窓口では、マイナンバーカード申請補助、写真撮影補助を行っておりますので、引き続き広報を継続をし、さらなる普及促進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 答弁ありがとうございました。

まず、1点目について質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この1点目につきましては、答弁いただきましたように、緊急通報システムの普及をお願いしているわけでございます。

町長は、電話で救急車を願う、この願うことの大変さを御存じだろうかと思っておりますけれども、これは消防署の業務上のお話ですから、そちらについての意味はないんですけれども、非常に電話をして救急車を頼むと、いろいろなことが聞かれるわけですね。それは病状だとか怪我だとかの状況を判断して、救急車の手配をしてくれると、そういう形の中で、私、理解しておるんですけれども、私が一番心配しておりますのは、急病になった独り暮らし、または、高齢者だけの世帯の人が電話をして、救急車が来てくれるまでそういう対応に耐えられるのかなというのが心配の元なんですよね。

ですから、本当に自分のことではないんですけれども、心筋梗塞だとか狭心症だとか、もしかしら脳溢血だとかという、そういう病気になったときに、普通の固定電話から消防署に電話して、救急車を願うたいですと言って、今、私が言ってるようないろいろな、救急車を呼ぶのが大変なんですよという手続が、なかなか増えるかなという心配をしているわけなんですよ。

本当に、この緊急通報システムというのは、ボタンを押せば消防署のほうに本人の急病を知らせて救急車が来てくれるという、簡単に言えばこういう一つのシステムだろうと、私、理解しているんですけれども、本当に病気になったときには、こんなに安心してボタン一つで救急車が呼べますよというこのシステムを、私、お話を聞いたところ、独り暮らしの人や高齢者だけの家庭の人は、知らないよ、そういうことがあるのは、というのが結構多いんですよ。

ですから、こういう人たちにも、やはりこういう町がしっかりとやっている通報システムというものを、やはり勧めたいなと思っているわけなんですけれども、これからはこの町も高齢化の一つの中で高齢者が増えますし、自分もそうですけれども、後期高齢者の方たちは、一つや二つ持病を持って病院通いをしているわけなんですけれども、ですから、私が今心配しているような急病というものの発症率は、非常に高いのではないのかなと私は思っておるんですけれども、ですから、何とかこの救急システムをもっと多くの人たちに知ってもらい、また、不安のある人には活用してもらいたいなと思っておるんですけれども、町長のお考えはどうですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） お答えをいたします。

先ほど、緊急通報システムがそれほど活用されていないという理由、幾つか述べたと思います。

今、議員のお話の中で、固定電話から連絡をするというお話がありましたけれども、最初に、先ほど設置数が少ない要因の一つとして、携帯電話やスマートフォンの普及による一般電話回線の廃止というのを理由に挙げさせていただきました。ということは、固定電話でかけるという話ではないというふうに思います。

そういう方もいらっしゃるかもしれませんが、逆に言うと、東伊豆町から緊急通報システムの連絡が伝わるのは、現在、駿東伊豆消防指令センターの管内ということであるんですけれども、聞いたところによると、このシステムを使っているのは東伊豆町だけということであります。また、他地域はどうなんだという話の中で、民間の警備会社と契約を結んで、同じような効果を得ているという話も聞こえてきます。

そのようなことも踏まえ、どうしてこの緊急通報システム自体が本当にどうなのかというところもしっかりと考えて、それで、どうしても必要なものということになるのであれば、それは周知徹底を図っていく。場合によれば制度を少し変えていくということもあり得ると思います。

ただ、その前に、この緊急通報システム自体が本当に今の状況に合って、これかなり古いシステムだと思うんですけれども、本当に今の状況に合っているのか、現在のあらゆる最新技術を使ったほうがいいのではないかという選択肢も捨て切れないという中で、しっかりと検証しなければいけないのではないかなというふうに考えております。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 答弁ありがとうございます。

今、町長が言われたみたいに、この時代に合ったそういうシステムに変えていくというのは大事なことだろうかなど、私、思うわけなんですけれども、そういう、この機械を設置していただくのにどういう申請をすればいいのかなというのを伺いたいなと思っております。

今、設置しているそういう人たちに聞くと、私、自分は介護業者にお世話になっておりますと、そういう業者から緊急通報システムを設置したらどうですかと勧めていただいたりして、その手続も取っていただける、そういう形の中で設置したという人もおりますし、また、私、心配な人がおまして、こういうシステムを町にお願いしたらどうですかと言って、その人に相談しましたら、町長が言われたみたいに、俺は民間の業者とこういう形の中でボタ

ン一つ押すと来てくれるんだよという、そういうことを頼んでいるから安心だよと言っている人もおるわけなんですけれども、そういう業者を頼める人なんかは、私は自己防衛ですか、自分をどうして守っていくのかなという中では、心配はしないわけでございますけれども、このシステムの事業を知らない人が多くいるという認識の中で、私、課長さんには助言がありましたら教えてもらいたいと思うんですけれども、この緊急通報システムの設置をお願いするには、町の健康づくり課の地域包括支援センターに本人が行くか、代理人が伺って、こういう住所氏名の人が申請をお願いしたいですよと言っている、これ代理人のほうなんですけれども、本人は住所氏名を言って申請をお願いするわけなんですけれども、電話でもこういう申請は可能なのかなのかということ、後で教えていただければ結構なんですけれども。

それから、一つの流れとして、申請を受けてから職員の方が家庭訪問をして、いろいろとその本人とお話をして、設置できるかできないかの決定をする。それからまた、その流れの中では、今度は民生委員がその状況を、この申請をした人の状況確認をする、これもまた必要だという形を私は聞いておりますし、消防署から救急車が着くまでに、状況確認のため、消防署から電話連絡する親族や近所の人が必要だと、そういうことも聞いておりますし、申請するには東伊豆町に住所がなければ駄目ですよ、そういう形を聞いておるわけなんですけれども、課長さん、私が言っていることについて、不足している点とか間違っている点がございますか。お願いします。

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（前田浩之君） ただいまの質問で、申請につきましては、大体、対象者の家族や民生委員からが多いです。それで、申請につきましては、包括支援センターではなくて、住民福祉課の福祉系のほうで受け付けております。

それで、申請書には、その本人の住所、連絡先、電話番号はもちろん、あと、調査票というのがありまして、そこに緊急の連絡先、医療機関、あと協力員、あと親族などを書いて申請していただきます。

あと、ちょっと周知が足りないということで、これからも高齢化が予想されるものですから、民生委員や介護事業所のケアマネジャー、包括支援センター等から緊急通報システムを必要とする方の把握に努めまして、町の広報紙や包括支援センターが実施しているケアマネ連絡会等で周知を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 答弁ありがとうございます。

なかなか自分でもこういう設置についての申請については、いろいろと勉強しておるわけなんですけれども、課長さんの今の答弁を聞くと、まだまだ私の知り得ない範囲があるなという気持ちができるわけなんですけれども、私、今回のこの緊急通報システムを取り上げましたのは、今、聞いた形の中にありますように、これからまた高齢者が増えます。移住してくれる人も増えると思います。私は、この申請するに当たり、今、課長さんからいただきました答弁のように、なかなか難しい問題点もあろうかなと思うわけなんですけれども、町長さんにお伺いしたいのは、こういう申請するに当たり、親族が遠くにいたりする人とか、消防署が来るまでに状況を判断していただけるような、見回りをしてくれるような、ごめんなさい、その家へと行って、現状の急病の方を見ていただけるような、そういう近所の人を頼めない人も、私いると思うんですよ。

それから、住所の件なんですけれども、これからは東伊豆町に住所がない高齢の移住者も、私、増えてくると思うわけですよ。こういう幾つかの条件を改正することができるかできないかを町長にお伺いしたいなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） なかなか言いづらいところもあるんですけども、町の一応サービスの対象というのは町民というふうな認識でおります。1点は。

あと、何が一番大事かということ、高齢者の方々が本当に安心して暮らせるという環境づくりという中で、先ほどからお話をしているのは、本当にその今の制度がそれでいいのかどうかの検証をしっかりとしたほうがいいんじゃないかなということでもあります。

最近、もうたしか、今年、高齢者のスマートフォンを購入補助みたいな話をしたかと思えます。世の中の流れは、そういう携帯とか高齢者用のスマートフォンも出ていたりする中で、あそこにはもう位置情報とかも全部入っています。そういうことをうまく活用したほうがいいのかもしれない。もしかしたら、今使っている緊急通報システムのほうがいいのかもしれない。そこはしっかりと見極めて、よりいいほうを使っていくということが必要ではないかなというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 答弁ありがとうございます。

町長が答弁したことが、これからは非常に大事になるのかなと私も思っておりますよ。

しかし、冒頭に申し上げたみたいに、私たちみたいに戦前に生まれたり戦中に生まれた人たちが、今、この町にも多くいるわけなんです。そういう人たちには、今、町長が言われたような、そういうハイテクなものに対しては、なかなか順応できないんじゃないのかなというのが、今回、私を取り上げている、今、何かZ世代とかという、こういう時代の流れの中では、私たち昭和の初期の生まれ、それこそSFの世代に私たちはいるわけなんですけれども、そういう今のこの時代についていけないような高齢者を、やはりこういう急病から、すごく救ってあげる、そういうシステムが、現在、この町にあるわけなんです。

自分のことで申し訳ないんですけれども、私はこの緊急システムを町のほうにお願いして引いていただいた人が何人か、もういるわけなんですけれども、その人が、もうお亡くなりになったんですけれども、ボタンで救急車を呼んで、その親戚の人が、こういうシステム使ってよかったですよとかという感謝の言葉もいただいておりますよ。

ですから、私は今、町長に答弁を求めるわけじゃないんですけれども、やはり本当に後期高齢者の上をいく超後期高齢者の人たちが、やはり元気な人たちもいるわけなんです。先ほど町長の報告書の中にもありましたように、88歳になった人が90何人もいるとかという、そういうこの時代の中では、やはり今のこの時代のシステムの中に、ごめんなさい。この時代の中の流れの中になかなか順応できない人たちには、やはり今あるこの通報システムをもっと活用したりする、そういう認識が欲しいなど、私、思うわけなんですけれども。

それで、この町でもこういうものが緊急システム、これが急病のときに役立ちますから、持病をお持ちの方で心配な独り暮らしの方は利用したらどうですかというようなものを、私はお願いしていただきたいなと思っておりますけれども、1点目につきましては終わらせていただきたいなと思います。

2点目につきましては、マイナ保険証の質問でございますけれども、国もまだ決定したわけではありませんが、大臣発言の方針では、2024年秋には現行の健康保険証が廃止され、保険証の新規発行が停止される、そのような内容が、この間、新聞に載ったわけなんですけれども、マイナ保険証の一本化が決定したら、本当に取得していない高齢者はどうするのかなと思うわけなんです。

通院をしている、私も通院しているわけなんですけれども、高齢者も多いと思っておりますし、本当に、自分の質問の中では、町全体の取得率はどれぐらいですかということをお聞き

うかなと思ったんですけれども、町長の答弁の中にもありましたし、行政報告書の中にもこの町は58.82%とありましたので、この質問はしないでおうかなと思うんですけれども、国のほうも、10月11日時点で56.2%がそうでございますけれども、先ほど私が心配しております通報システムの中でもそうなんですけれども、80を超えるような高齢者の取得者というのは、このマイナンバーカードの取得者というのは、結構いるんでしょうか。町長、どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） ただいまの80歳以上の交付率ですけれども、85歳以上人口が1,816人に対して交付数が1,088人で、交付率は59.91%。90歳以上についても、363人の人口に対して交付数186名、51.24%となっております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） ごめんなさい。率はちょっとあるんですけど、結構な人がもう取得しているという理解でいいんですか。高齢者の80以上の人たちは相当数持っていますよという形の中で理解していいんですか。

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） 59.91%です。60%近いということです。

11月に入りまして、申請者数がかなり来ていますもので、10月末現在の取得率が59.91%です。1週間に大体80名ぐらいの新規申請者が来ているもので、ちょっと統計のほう年代を一々つけていなくて、10月末現在のほうは国のほうから示された資料を基に、今、お伝えした数字になっておりますもので、毎週毎週、年齢別で統計取っておりませんので、ちょっとそこら辺は把握しておりません。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 答弁ありがとうございます。

今、答弁をいただいたわけなんですけれども、やはり高齢者が安心して暮らせるという形の中を、私、そういうまちづくりを町長にお願いしているわけなんですけれども、なかなか高齢者というのは情報を取得するのが苦手ですか、下手というのか、なかなか、今、町のほうでも一生懸命やってくれているいろいろな事業だとか、さっきのシステムもそうですけれ

ども、通報システムもそうですけれども、町が一生懸命やっている、そういうことを知らないという形が非常に多く感じられるわけなんですけれども、できれば町のほうでも、私、広報「ひがしいず」、そういう紙面の一角の中に、数か月に1回か2回はお年寄りコーナーみたいに設けていただいて、お年寄りには、町もこういう形の支援制度がありますから、ぜひ御利用くださいねとかという、そういうコーナーを設けていただきたいなと思いつつ、この1問目につきましては終了したいと思いますけれども、町長、何か答弁ありますか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません。事実関係、少し確認をいたします。

2022年10月31日現在のマイナンバーカード交付数という一覧表、資料が手元にございまして、これによりますと、75歳から79歳の高齢者の方、男性が69.44%、交付率です。女性が64.47%。実は年が上がるほど増えていきまして、90歳から94歳、これ男性が交付率98.61%、女性がなぜか低くて41.95%、平均すると56.68なんですけど、65歳からの上の方のほうが、どちらかというと交付率が高いです。

ただし、95歳、99歳、あまりにも御高齢だと、確かに交付率というのは、それは少なくなります。それは何て言うんですか、ほかのいろんな事情があると思います。

現状、そういうことでありますので、若者よりも交付率が高いというふうには言えるかもしれませんが。

以上です。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） ありがとうございます。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、訪れたい魅力あるまちづくりについてを許します。
12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） それでは、第2問、訪れたい魅力あるまちづくりについてをお伺いしたいと思います。

近年、コロナ禍の影響もありますが、来遊客数や宿泊客数が大きく減少しております。

（1）東伊豆町のセールスポイントはどのようなものがあるのでしょうか。

2点目として、東京などで実施する誘客宣伝事業で配布するチラシに、QRコードの活用はされておりますか。また、その内容につきましても答弁をお願いしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) 第2問についてお答えをいたします。

まず、東伊豆町のセールスポイントはということで、これ考える方によっていろいろあると思うんですけれども、なので、客観的というか、アンケート結果を踏まえて御答弁させていただきます。

訪れたい魅力あるまちづくりについてなんですけれども、東伊豆町を訪れた人から、何を目的に来られたかというアンケートを取らせていただいたんですけれども、その結果が、温泉、食事、自然景観などの評価が高かったということでございまして、このアンケートの上で言うと、この辺が東伊豆のセールスポイントになっているんじゃないでしょうか。

それと、誘客宣伝事業で配布するチラシにQRコードは活用されているのかということについてなんですけれども、誘客宣伝事業で配布するチラシには、東伊豆町観光協会をはじめ各地区観光組合などで作成されたものを主に配っておりまして、そのほとんどにQRコードがついております。

内容につきましては、その団体のホームページ、QRコードを読んでもらうと、その団体のホームページが表示され、観光情報がそこから入手できるという内容になっております。

以上です。

○議長(稲葉義仁君) 12番、鈴木議員。

(12番 鈴木 勉君登壇)

○12番(鈴木 勉君) 答弁ありがとうございました。

私もこの町に80年も住んでおりまして、町の魅力はどこにあるのかなというのはそれなりに感じながら、こういう質問するという、ちょっと悪さがあるんですけれども、この町にも本当にセールスポイントはあるんですけれども、私、この間、この町に来た来遊客の方から、これから二、三時間時間があるんだけど、どこかこの近くで見るところあると聞かれたんですけれども、なかなかと考えながら、お寺がいいのかな、何がいいのかなと、その人と話をキャッチボールしながら即答できない。自分たちがこの町に住んでいながら、ここは絶対見ていきなさいよという、そういうことが言えなかった自分が恥ずかしいとは思っているわけなんですけれども、私もこのQRコードを自分のスマホで開いてみて、町の観光協会がいろいろなデータを発信してくれているという形は確認をしております。

ですから、そういう細かい内容についての質問はするつもりはございませんけれども、な

ぜこのQRコードつきのチラシを配布するのかなど、私なりに思いますと、このQRコードを開いてもらうことによって、町の魅力を知ってもらいたい、そしてまた、この魅力を持った東伊豆町を訪れてもらいたい、そう思っておりますが、町長、このQRコードの使い方というのは、私の考え方ですけれども、いかがですか。そういう考え方でよろしいんですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） QRコードは一般的にスマートフォンで読み取るということで、アドレスを一々入力する必要がないとか、検索用のワードを入れる必要がないということで手間が省けるということと、的確に見ていただきたいホームページ等に誘導できるという意味であります。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 答弁ありがとうございました。

配布するチラシの紙面だけでは、いろいろなチラシを作って、何種類かのチラシを作って、それなりに配っているということも知っておるんですけども、なかなかチラシだけではこの町の魅力が分かっただけじゃない。それで、この町の観光スポットもなかなか、言葉ですか、そういうチラシの一片ではなかなか周知できない、そういう形の中で、それを補足するためにQRコードを活用しているのかなど、私は理解しているわけなんですけれども、このチラシにあるQRコードにアクセスしてもらわないと、そこに、QRコードの中にあるこの町の観光スポットだとか町の形成だとか、観光客の方ですから、町のこういうイベントだとか、見たいところ、こういう魅力ある景勝地があるんですよとかという、そういう情報の発信が、私はQRコードにアクセスしていただかないと分かっただけじゃないのかなと思って、今回の質問をしているわけなんですけれども。

それで、何とかして私はQRコードにアクセスしていただかなければ、配布したチラシの効果がないのではないのかなという心配もしているわけなんですよ。何とかこのQRコードにアクセスしてもらう方法として、そのQRコードを開いたら、その中に抽せんで景品が当たるコーナーみたいなものを設けて、そこに希望者は応募してもらう。応募していただければ、何人の方がQRコードからアクセスしてくれたかも、アクセス数も、私は分かるんじゃないかなと思ったりしていますし、配布したチラシの効果というのものも、何人ぐらいの人がそういう形の中で、このチラシからこの町の情報を取得してくれたのかなという効果も見

えてくるんじゃないかなと思っております。

質問でございますけれども、お伺いしたいのは、今のこの社会は、本当に情報の発信をうまく活用するか、そして、この東伊豆町に多くの来遊客や宿泊客に来てもらうか、そこが町が繁栄する、私は勝負だと思っております。

私が今提案しているQRコードにアクセスして景品を当てよう、こういうキャンペーンなんてことを、私、考えたんですけれども、町長はそのお考え、どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、紙媒体によるチラシの効果とQRコードで情報発信をするというのは、ちょっと中身が違う、狙いが違うのかなというふうに思います。

紙媒体のチラシについては、まずアイキャッチで、それを手に取った方がまずインパクトを持っていただくということで、手元にもチラシありますけれども、チラシだけでも最低限の情報は、ここから十分入手できます。そこでアイキャッチでよいと思った方が、さらに詳しい情報を知りたい、もしくは、もっと違う角度の情報が欲しいというときに、QRコードにアクセスをするということだと思っております。

QRコードの中で景品云々という話については、QRコード、そこは個々の事業者さんのアイデアのところなんではないかなというふうに思います。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 質問を終わります。

○議長（稲葉義仁君） よろしいですか。

以上で、鈴木議員の一般質問を終結します。

この際、15時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時30分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 内 山 慎 一 君

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員の第1問、商店街の空き店舗対策についてを許します。
10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 私は2問、通告してあるもので、よろしく申し上げます。

まず、商店街の空き店舗対策について。

町内の商店街の空き店舗が増え、商店街としての形成が困難な状況が見受けられます。優先順位をつけた対策が急務であると思われるので、以下の点についてお伺いします。

まず、第1点目は、町内の空き店舗の状況とその対策について申し上げます。

2点目については、稲取温泉の玄関口である顔でもあり、最も再生が求められている駅前通りの商店街の空き店舗の状況についてはどうなっていますか。

3点目については、駅前商店街の空き店舗が埋まらない原因・理由をどう考えているのかどうか。

4点目については、どのような対策を講ずれば、空き店舗が埋まり、商店街が形成できるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 内山議員の質問にお答えをいたします。

商店街の空き店舗対策についてということですが、まず、1番目に、町内の空き店舗の状況と、その対策はということでございます。

現在の町内の空き店舗数は126店であります。ただし、もともとあった店舗を倉庫として利用している場合や、貸す意思のない店舗も含まれております。

対策ですが、商工会にて認定創業者へのあっせんや空き店舗の紹介、入居時の家賃、改修費の補助を行っているという状況でございます。

2つ目の稲取温泉の玄関口であります駅前商店街の空き店舗の状況ということですが、駅前商店街の空き店舗の数は24店舗となっております。その内訳ですが、物販関係が9店舗、サービス業が5店舗、飲食店が8店舗、その他が2店舗となっております。

そして、3番目ですが、その駅前商店街の空き店舗が埋まらない原因・理由、これは何なのかという話ですが、空き店舗が埋まらない原因としては、まずは家賃の折り

合いが見つからないということ、店舗の老朽化により改修費がかさむということ、駐車場が少ないことなどが主な理由となりますが、そもそもテナント募集を出しているところが少ないという状況もあるようです。

4つ目でありますが、どのような対策を講じれば空き店舗が埋まるかということですが、商店街の形成については、ネット販売の普及、大型量販店などの進出により、全国各地で商店街通りへの集客が難しくなっている状況、これがございます。特に、消費者ニーズとの乖離が大きくなっていることなどから、商店街の在り方についても、ただ商店街を整備するだけでは解決できないものと考えております。

一方、町では、創業者への援助を目的に、新規事業参入支援事業を行っており、起業を目指す多くの事業者が生まれてきております。

1点目でも申しましたが、商工会による空き店舗の紹介や、入居時の家賃、改修費に対する補助の活用を通して、まずは空き店舗の利用を促していきたいと考えております。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） どうもありがとうございました。

お願いします。

まず、第1点の全体的な状況と対策ということですがけれども、160店舗が云々ということがありましたけれども、従来、例えば城東地区では、各地区、白田、片瀬、例えば奈良本、大川、北川、その中で商店街が形成されたわけです。

稲取地区については、駅前通り、それから銀座通り、センターロード商店街、それから、東西通り、それから新宿通り、海の近くの為朝通り、それから、温泉場のどんつく通りだとか、温泉場の通り、そういう通りが実際に商店街を形成したわけですがけれども、今、町長言うまでもなく、城東地区の場合は、ほぼ商店街の形成ということは壊滅状況になっていると思うんです。

それと、稲取については、一部、今、盛んになっているのは、駅前通りが衰退しているといえども商店街の形成を考えれば何とかなるかな。あるいは銀座通り、その2つぐらいが一つの候補として、町のほうで力を入れて、ここの商店街については十分優先順位つけてやっていただいたらどうかな。稲取については駅前と、それから、銀座通りを中心にやっていただく。それから、あと、稲取の温泉場の通り、それとあと、城東地区の場合は、温泉場の通りを考えていただくような格好の中で、対策を講じてもらったらいいのかな、そんなふうに

考えております。

いずれにしても、昭和の年代から、令和のときから、子供たちの交流だとか、それから、コンビニエンスストアが出店して、あるいは令和になったときには、コロナの関係で商店の売上もほぼ3分の1ぐらいになったのかな、そんなふうに取り扱っております。

そんな中で、商店街という形のもので壊滅状況になっているような恰好ですから、先ほど、大枠の中で、商工会を經由しながら改修費の補助、それから、家賃補助というようなことをするという事の中で、それから、商工会に委託をしながら、新規事業、そういう確保の参入のことについても、うまくマッチングできるような格好で商店街が形成できればなというようなことが、町長のほうから今答弁がありましたけれども、一応、実際に改修費だとか家賃の補助ということは、現在、お幾らぐらいの中で考えているのかどうか、それをまず伺います。

○議長（稲葉義仁君） 観光産業課長。

○観光産業課長（山田義則君） 商店街の空き店舗対策として事業費補助を行っているという中で、その内容のほうを説明させていただきます。

これについては商工会の事業になりまして、町自体ではやっておりません。

主に賃借料と改装費、これについてかかる費用の2分の1、15万円を上限として交付されているものであります。

そして、その事業実績ですけれども、近々の令和2年ですと、59人で6万2,800円、令和3年度で、59人で7万4,800円という報告のほうを商工会のほうからいただいております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 内山です。よろしく申し上げます。

費用についても、かかる費用は2分の1ということですが、その限度を教えてくださいたいことと、それと、もう一回、商工会から何人で、何件で幾らということがちょっと聞こえませんでしたから、ちょっとお願いします。もう一度。

○議長（稲葉義仁君） 観光産業課長。

○観光産業課長（山田義則君） それでは、その賃料と改修費の内容、これをもう少し説明いたしますと、賃借料については、助成額は2分の1以内で、15万円、助成期間は1年のうち3か月とし、2か年を限度とするという内容になっております。

改装費については、工事金額等の2分の1以内で15万円を限度とし、初年度のみ助成いたします。そういう内容になっております。そして、利用実績なんですけれども、令和2年度につきましては、利用人数が59ということで、料金が6万2,800円、令和3年度59人で7万4,800円ということで、すみません。賃借料と改装費の内訳についてはちょっと資料はいただいておりますので、以上になります。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 今の御説明で、大体、今、町のやっている対策が、全体的なことが分かりましたので、ありがとうございました。

それで、2番目のほうの稲取の玄関口である駅前通りの、その状況ですけれども、私もこの間も実際に写真を撮影したりしてきましたけれども、本当に昔の名残がなくなってしまって、ちょうど駅から降りて正面のところ、ほとんど空き店舗になっちゃっているわけです、ビルが。それから、もうその横、あそこも大きな建物が、状態が空き家の状態になっちゃっているわけです。

そういうことで、どこの都市へ行っても、都市でなくても、田舎でも、駅前通りには食事をするとか、あるいは喫茶店だとか、そういうところがあります。そういう中で、できれば、今、2番と3番を一緒にしてしまいますけれども、実際に駅前の顔があんな状況だと、せっかく来たお客さんが、何だ、この町はというようなことになりますから、できるだけこの通りは、先ほど言ったように、優先順位を優位にさせていただいて対策を実現、講じてもらいたいと思いますけれども、その辺について、もう一度よろしくお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

駅前の商店街につきまして、私もちょっと寂しいなという印象、本当に店舗が閉めているところが多いという印象を、まず持っています。

まず、駅自体の、少しにぎやかさも必要なのかなという中で、今後、ちょっとどこまでやるか、ちょっとまだ未定なところが多いんですけれども、伊豆急さんと連携をしながら、駅構内も含めた、何か活性化策というのをこれから検討したいなというふうに、今思っております。

商店街については、やっぱり商店街の、何て言うんですか、いろいろな支援をやったとしても、そこに訪れる人がいないと結局変わらないところがあるので、人の動きをどこまで出

せるかというところが重要かと思っています。

先般も東伊豆町内の公共交通の講演会をやりましたけれども、そこですばらしいというか、一つ指摘があったのは、人口がある程度減ったとしても、その分移動する距離を皆さんが増やしていけば活性化が図られるということもありました。そんなことを踏まえると、なるべく商店街を歩いていただくなり移動するなりする方を増やしていくという方策を、これから地元の方とも相談しながら考えていければというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 今、町長言われる、私も全くそのように考えております。

駅の構内と併せて、商店街が見る目でやっていただくことが本当に必要だと思いますよ。

それと、店舗が埋まらない理由も、先ほど町長からも言ったように、私も全く本当に考えて、まず、家主さんが私も商工会に何年も勤めていたんですけども、家賃の折り合いがつかないということ、それはやっぱり高度成長というか、いいときに建ったものですから、固定費がかかっているもので、なかなか家賃を安くできないというようなことが店舗の皆さんの考え方、テナントの人の考え方なんですよね。

そういう点で、あと、駐車場がないとか、それから、建物が古くなってしまったと、そういうふうな大きな要因もあるわけですけども、昔のことを考えれば、もう一度再生することは駅前の場合には可能かなというふうなことの中で、私、考えているものですから、そういう点で、一応、理由だとかそういう形のものと考えながらやっていく点で、町長言われたような構内と合わせてやっていくようなこと、それから今の原因だというようなことについては、この次の対策の中で、もう一度町長と考えてみたいと思うんで、今の時点の中で回答があればお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今、考え得る対策ということでしょうか。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 今の状況の中で。

○町長（岩井茂樹君） 現状、正直な話、まだ東伊豆町内の全体の中で公共交通をどうするかを検討を始めたばかりなので、何て言うんですか、各商店街についての具体的な対策というのは、まだ検討がしっかりとできていないというのが状況です。

ただ、一つ言えるのは、やっぱり町民も歩いてもらいたいですけれども、観光客もあそ

ここに降りたら歩いてもらいたいということを考えると、そこで公共交通が絡んでくるんですけども、各自各ホテル・旅館が送り迎えをしているバスの在り方みたいなことも、観光協会とかホテル関係者のホテル・旅館の関係者の方とも意見交換をこれからしていきたいなどは思っております。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） ありがとうございます。

それでは、4点目のほうに入りますけれども、実際どのようなことを講じれば空き店舗が埋まったり、商店街形成がなされるかどうか。

先ほど、町長言われたように、駅の構内等やっている、それから、交通コース、その交通、そういうものと一体になってやっていかなきゃいけないんですけども、まず今やっている中で、家賃補助、それと、改修費について、もう少し補助率を上げてあげるとか、そういう形のこともまず、そういう整備をすることも大事なと思うんですよ。

それとあと、新規の事業者については100万円ですか、そういうものがありますから、そういう中のものを駆使してやっていくことによれば、また違った形で財源として出てくると思うんですけども、あとは、商店街を再生するに当たっての財源については、今までいうところについては、観光だとか衛生の関係だとか、そういう形が主だったわけですけども、その一部を商店街に回すとか、それとあと、今、町長のほうで一生懸命やっていたている、ふるさと納税の関係、その寄付金の比率、何%かというか、そういうものを商店街につき込むというか、それを財源にした中で、再生の考え方をまとめて支援をしていくというか、そういうことを考えていただくことができるのかどうか。

それとあと、移住です。実際に移住だとか定住をする方の中で、起業したい人たちが、そういう人もいらっしゃると思うんです。そういうことのマッチングといいますか、地元だけじゃなくて、よそに向けた形の中で、こういう空き店舗というかテナントがあるんですけども、いかがですかというようなこともやってみる必要があるのかな。それを町だとか商工会のホームページだとか、そういうものに載つけた中で、補助制度とか申請だとか、そういうものと一緒に、やはりこのことができるのかどうか、それについて、まず伺います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 幾つか御提案をありがとうございます。

大前提がやっぱり大事だと思っていて、先ほども少し触れましたけれども、幾らそこ

で創業支援をして、100万円を例えば倍にするとか、起業していただくということをやったとしても、そこを使う方が増えない限り、状況は変わらない、またしばらくたったら店を閉めるということになり得ると思います。

なので、そういう支援策だけではなくて、先ほどお話ししたように、そこの地域に人の流れる工夫とか、人がとどまるような工夫、そういう対策も同時に考えていかないと、効果的な支援策というふうにはならないのではないかなと思っております。

現在行っている家賃とか改修費に対する補助、これはしっかりと継続をしつつ、ただ、同時に、今足りないところというのは人の流れをつくり出すというところだと思うので、その辺を少し考えていければいいのではないかなというふうに思っております。

あと、外に向けた取組については、これは空き家もそうなんですけれども、議会でも言ったかもしれませんが、できれば見える化というところで、いろいろなところから空き物件、空き店舗というのが見えるような、もし環境がつくれれば、少しその改善に役立つのではないかなと思っています。

ただ、ここについては、まだ担当課とも調整をしていないという状況なので、今後の課題ということだと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 今、町長申し述べたような格好で、私もお金の支援策だけでは、まず無理だと思いますよ。

だから、そういうアイデアとかそういうものも含めたの中で、駅の構内だとか全体のものを考えながらやっていかなきゃいけない。そういう点では、商工会あたりに委託しながら、調査事業というか、駅前の通りがどういう格好の中で再生できるかということ調査事業をやってみて、そういうもののいろんな皆さんの声を聞きながら、一つのものをまとめてやっていくようなことができればいい商店街ができて再生ができるのかな。

特に、今度の場合は、駅前の通り出しましたけれども、できれば駅前の通りを優先をつけてやっていくようなことを希望いたしまして、一応これでおしまいにします。お願いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません。今、見える化については、もう既に商工会とやって取り組んでいるということなので、少しずつ状況は進展しているのではないかなと思います。

あと、入湯税の話とかふるさと納税の一部を使うという話については、商店街なので、まさに町の顔でありますんで、そこにある一定の何ですか、お金を投ずるということは、可能性はあると思うんですが、ただ、その前提条件として、そこを本当にどうするかという明確なビジョンをちゃんとつくらないと駄目だと思いますので、その検討からしっかり積み上げていかなければいけないと思ってる。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） そんな点で調査事業というか、そういうものをしっかりしたものをつくったものの中でビジョンをつくって、それで、今、町長言われたような形に追っていたければ幸いだと思っています。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、子育て支援の拠点づくりについてを許します。

10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 子育て支援の拠点づくりについてお伺いいたします。

町内の児童公園の遊具の多くが撤去され、遊び場、集いの場としての機能が失われています。町は役場2階のロビーへキッズスペースと授乳、それから、おむつ替えのテント開設、また、先日は、幼稚園・保育園児から中学生までを対象にした子供広場を、小学校の体育館で開催したが、町長言うベビーファースト事業の延長で、子育て支援の拠点づくりを考えているのかどうかお伺いいたします。

まず、第1点目については、雨風が防げ、あらゆる子育て世代の親子が遊び集える常設施設の計画を持っているのかどうか。

2点目については、観光地の特性に沿った内容で、休日や夜間の一時預かりの取組ができないのかどうか。

3点目については、その拠点の場所には、空き教室や稲取幼稚園の利活用が考えるが、いかがですか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） 子育て支援の拠点づくりについてということで、大変重要な視点だと思えます。ありがとうございます。

お答えをいたします。

まず、雨風が防げ、あらゆる子育て世代の親子が遊び集えるという話でありました。計画があるかということで、今はありません。

ただし、先ほども少し触れましたけれども、私自身がまだ5歳の子供がいて、本当に子供を遊ばせる、しかも雨の日でも遊ばせる場所というのは非常に重要だと思っておりまして、その問題意識、やりたいという気持ちはしっかりと持っております。

あらゆる子育て世代の親子が遊び集える施設というのは、今のよう、少しこれから具体的な、今はないですけれども、しっかりと検討していきたいというふうに思っております。個人的なイメージですけれども、これ子育て世代のみならず、場合によれば老若男女を問わず、町のどこかに集まる場所があってもいいのかもしれない、そんな、ぼやっとした感じですが、思ったりもしております。

町の財政状況を考えますと、新しく拠点を新設するというのはなかなか難しいというところの中で、多額の建設費用がかかるため、新設はハードルが高いんですけれども、既存施設の利活用ということで、実現可能性が出てくるのではないかと考えています。

そこで真っ先に頭に浮かぶのが、現状の稲取幼稚園の利活用ということでありまして稲取幼稚園のある場所は複合商業施設に隣接をしております、敷地内の温泉の源泉もたしかあったかと思えます。あの近くには文化公園もあるという非常にポテンシャルの高い場所で、様々な活用の方法が、これは考えられると思っております。

現在、その活用方法に関しては、役場内の各課に活用方法の希望やアイデアをヒアリングしているところでありますが、加えて、町民の皆さんからも希望・アイデアを伺い、町にとってよりよい活用方法を考えていきたいというふうに考えております。

観光地の特性に沿った一時預かりの取組に関しても、制度的にはファミリーサポートセンター、先ほども少し御答弁しましたけれども、その活用をしっかりと図りつつ、稲取幼稚園のような既存施設を活用することも大いにあり得るのではないかなと思う中で、引き続き、あらゆる選択肢を排除することなく検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

(10番 内山慎一君登壇)

○10番(内山慎一君) 町長のほうも、今私のお願いしたことを十分理解していただいているものですから、細かい点はもう言いませんけれども、私は、本当に児童公園の中に遊具なくなってしまって、ここの地域の方は、昔から河津の公園に行ったんですよ。そういうことを私ずっと記憶しています。自分の孫だとか、そういう形のことを考えると。

それで、今度、町長のほうで玄関のロビーのところにキッズスペースとかそういうものをつくっていただいたから、そういう考え方もあるのかな、そういうことの中で、たまたま河津のほうでは「かわづっこひろば」というようなことで、私が今日質問したような、センターといいますか、子育ての支援の拠点を実際につくったわけですよ。約4億ぐらいですか。

私のほうの町では、今の財源というようなことを考えるとなかなか大変だから、町長言ったように幼稚園が今、空きになっているから、すぐさま、もし皆さんの合意が得られれば、できるというようなことの今、御返答もらったものですから、私もぜひ幼稚園のスペースというか、そういうものを使ってやっていただくのはどうかな。

一つは、難は、あそこの場合、駐車場が今狭いですから、もう少し女性の運転だとか、子供さん連れだと危ないですから、もうちょっとその奥まで駐車場入れるような格好をすれば完全な駐車場スペースになって、事故もないのかな、そういうふうを考えるような次第であります。

そういう中で、町長言ったように、ここの町は観光地ですから、そういう特性を生かした夜間の保育だとかそういうことも、預かり保育だとかそういうものもしていただいたり、それから、先ほどの西塚議員も言ったように、料金についても、子育て支援の一環の中で予算づけをしていただいて、そういう費用を無料にさせていただくとか、そういうものもプロジェクトの中でだとか、あるいは委員会をつくった中で検討していただいてやっていただければ、本当にいいのかな。

そういう点で、今の自治体の認可の保育園だとか、あるいは認可がなくても保育している、その狭間の中で、できるだけやれるような可能性があることは全部そのところで、新しくできる子育ての拠点でやっていただくようなことができればいいのかな。そういう点で、もう細かいことは言いませんけれども、ぜひそういう施設を早急に検討していただいて、やっていくようによろしく願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 町長。

○町長(岩井茂樹君) 検討いたします。よろしく願いいたします。

(10番 内山慎一君登壇)

○10番(内山慎一君) ありがとうございます。

○議長(稲葉義仁君) 以上で、内山議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長(稲葉義仁君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後 4時02分

令和4年第4回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和4年12月7日（水）午前9時30分開会

日程第 1 一般質問

7. 2番 笠井政明君

1) 子どもたちの教育環境の今後について

2) 町有施設の今後の活用、管理について

8. 14番 山田直志君

1) 観光産業の磨き上げについて

2) 農業経営基盤強化促進法、地球温暖化対策推進法の改正と町の対応について

3) 景観上の懸念について

4) 学校給食への支援、無償化について

9. 7番 須佐衛君

1) 町内産業の労働力不足解消に向けた取り組みについて

2) 町の水道事業について

日程第 2 発議第 5号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号））

日程第 4 専決承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号））

日程第 5 議案第48号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第49号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第50号 東伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第51号 東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第52号 東伊豆町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第10 議案第53号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第11 議案第54号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議案第55号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第56号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第57号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第15 報告第6号 令和4年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和3年度分）の提出について
- 日程第16 陳情・要望書等の審査について
- 日程第17 意見書案第2号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（12名）

1番	楠山節雄君	2番	笠井政明君
3番	稲葉義仁君	5番	栗原京子君
6番	西塚孝男君	7番	須佐衛君
8番	村木脩君	10番	内山慎一君
11番	藤井廣明君	12番	鈴木勉君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木利昌君
教育長	横山尋司君	総務課長	村木善幸君
防災課長	国持健一君	企画調整課長	森田七徳君
税務課長	木田尚宏君	住民福祉課長	鈴木尚和君
住民福祉課参事	前田浩之君	健康づくり課長	齋藤和也君
健康づくり課参事	齋藤徳人君	観光産業課長	山田義則君

建設整備課長	齋藤	匠君	教育委員会 事務局局長	梅原	巧君
水道課長	鈴木	貞雄君	水道課技監	桑原	建美君
会計課長	正木	三郎君			

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福岡	俊裕君	書記	榊原	大太君
--------	----	-----	----	----	-----

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和4年東伊豆町議会第4回定例会第2日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎発言の訂正

○議長（稲葉義仁君） 観光産業課長より、昨日の内山議員の一般質問の答弁について、発言の訂正を求められていますので、許可します。

観光産業課長。

○観光産業課長（山田義則君） 昨日行われました内山議員の一般質問、第1問、商店街の空き店舗対策についての質疑の中で、商工会が空き店舗対策として行った賃借料や改装費に対する助成の実績について、該当した数字に誤りがありましたので訂正させていただきます。

質問に対して、令和2年度の利用人数59名、助成額6万2,800円、令和3年度の利用人数59名、助成額7万4,800円と答弁しましたが、正しくは、令和2年度の利用人数1名、助成額21万円、令和3年度の利用人数2名、助成額51万円となります。

御報告させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（稲葉義仁君） 日程第1 昨日に引き続き一般質問を行います。

◇ 笠 井 政 明 君

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員の第1問、子どもたちの教育環境の今後についてを許します。

2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） おはようございます。

事前に通告したとおり、今回2問になっていますので、1つずつお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

早速ですけれども、1問目、子どもたちの教育環境の今後についてということで、現在、学校教育環境整備委員会において、小中学校の今後の在り方を検討していただいております。近々答申がまとめられると聞いておりますが、そこで、現在の町の考え方を伺います。

1点目、現在、学校教育環境整備委員会においてどのような検討がされていますか。

2点目、9月20日付、教育委員会だよりに教育環境整備についての保護者アンケートの結果が掲載されているが、それを踏まえて、方向性は決まっていますか。

3点目、町としては、答申提出後、どのようなスケジュールで検討していくのでしょうか。

4点目、小中学校に限定して話が進んでいるように感じておりますが、幼稚園、認定こども園まで含めた町の教育、9か年計画のようなものは検討していないか、4点、お願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、子供たちの教育環境ということでありますので、この答弁については、基本的には教育長のほうからお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） それでは、お願いします。

笠井議員の第1問、子どもたちの教育環境の今後については、4点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、学校教育環境整備委員会は小中学校の今後の在り方を検討し、町に答申をするため、今年度これまでに9回の委員会を開催してきました。この委員会は町からの諮問に答申する目的で委員会を開催してきておりますので、内容的には、小中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方等、同じく、適正化に向けた整備等、具体的な方策について検討を重ね、現在は、議会の中でも申し上げてまいりましたように、今年中に完成できるように答申案の内容を調整している最終段階となっております。

続いて、2点目についてですが、学校教育環境整備委員会において、アンケートの結果については皆様に見ていただき、内容を確認しながら意見をまとめております。アンケート結果は、「賛成」「反対」が大差ではなかったため、検討の段階で様々な意見があったのも事実です。ただ、目先だけでなく将来を見て考えていかなくてはという共通認識の下、現在、議論をしている段階です。

続いて、3点目についてですが、答申を受けた後、町長と教育委員で構成する総合教育会議にて、答申に基づき、町の方向性を決定することとなります。しかし、例えば、統廃合をするなんていう方向に決まったとしても、場所を一つ取ってみても、どこが最適なのか、最終決定のためには様々な課題を解決していかなくてはなりません。

だからといって、いつまでも迷っているわけにはいかないのも事実です。早急に、場所等も決定していかなくてはなりません。それ以外にも、通学のこと、施設内の教育環境のこと、さらには教育内容のことなど、今後検討していく流れを決めていきたいと考えております。

具体的に、令和何年度から新しい環境でスタートすることができるか、答申を基に計画を立てていく所存ですが、遅くなるほど児童生徒数も減ってしまう見込みがある以上、可能な限り、早急に進めていきたいと思っております。

最後に、4点目についてですが、教育委員会においては、昨年度の学校教育環境整備委員会にて、幼稚園の統合について検討がなされ、稲取、熱川の両幼稚園を統合すべきという答申をいただきました。これを受け、総合教育会議にて、熱川幼稚園の園舎を活用し幼稚園を統合、新幼稚園、東伊豆幼稚園として令和5年度からスタートすることを決定しております。

今年度は、幼稚園統廃合準備委員会を開催し、新幼稚園の運営体制や送迎について検討を

行っており、これまでより延長した預かり保育時間とすることや、園バスについては稲取方面も追加すること、また、給食を実施することなどを決めております。

出生数の減少が続く中、認定こども園と幼稚園の2園が永遠に存続することは難しいと思われまますので、将来的にどうしていくのか、こう心配されるのは当然のことと思います。町といたしましても問題意識がないわけではありませんが、これまで正式な検討がなされてはおりません。認定こども園は民営、幼稚園は町営であり、複雑な検討が必要となりますが、取り組むべき課題であるとは認識しております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 御回答、ありがとうございます。

今、進められているというのは、全員協議会とかでも御説明をいただいております、今年中に最終の答申が出るだろうということもお伺いはしていますが、なかなかまだ、決定事項ではないので、教育長、中まではちょっと難しいのかなというところはあると思いますけれども、要は今回、小中一貫にするとか、1校にするとか、2校にするとかというのがまとまってくると思うんですけれども、全協の中でもあったんですけれども、費用も特に考えないで、どうあるべきかということを最優先で検討してくださいということを伝えていますということは、お伺いしていますが、要はそれを受けて、町としては、じゃ、答申が、例えばですけれども、小中一貫、1校ですとか、熱川と稲取で1校ずつですとかというような形が出てきたときに、そのまんまその答申を受けて検討に入るのか、それとも費用とかいろんな部分、コスト部分、今後を見据えて、答申はそうなんだけれども、町としてはちょっとそこはというふうに考えを変えていくのか、ちょっとその辺の内容をまず1点目として、ちょっと1個ずつ聞いていきたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

幼稚園もそうですけれども、子供たちが学ぶ場の環境というのは大変、非常に重要だと思っています。ある意味、これは町全体のまちづくりとも非常に絡む話であるので、しっかりとした検討をしなければいけない、しかも、1度つくとそれが何十年も先まで、ある程度、様々なことを見極めながら、予測をして、子供たちにとって何が一番いいのかというところをしっかりと考えてやらなければいけないと思っております。教育長の御答弁の中に、スピー

ド感というのがありました。まさにそこも重要なポイントだと思っております。一方で、議会のほうからも御指摘のあった、費用優先ではなくて、是々非々でというお話だったかと思うんですけども、そういう視点も大事かと思っております。

それらを踏まえますと、やはり、町、町長としてその議論に参画するときに当たっては、答申は答申で一つの方向性だと思っておりますが、ただそれが100%そのままそのとおりにやればいいのかというと、また、それはなかなか、是々非々のところがあってもいいのかなと思っております。答申の意義というのは大変重く受け取りながら、与えられた状況の中で何が一番子供たちにとって必要かということをも最優先に考えて、考えていきたいと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

そうですね、今、町長からそのような発言がありましたので、私もそう思います。答申というのはあくまでも、やっぱり、こうあったらいいよねとか、こうあるべきがやっぱり理想というところはあると思うんですけども、やっぱり現状だったりとか、将来像というところを見据えてくると、答申イコール方向性、あくまでも一つの可能性で、そこを重く受け止めながらできるところは酌んでいくというような、私もこの考え方がいいかなと思っておりますので、今の町長の答弁は非常に近いかななんて思いました。

その中で、この学校の話は、私も過去から何度もやらせていただいています、時間的なことを言ってしまうと、大分、私が議員になった1年目に視察に行ってからその後提案をしていますので、少なくとも6年以上はちょっと時間がたっちゃっているかなというところはあります。

その中で、小中一貫がとかという話がいろいろ出てくる中で、前から提案はさせていただいているんですが、この4番目にもかかってくるころにはなるんですけども、要は、学校を必ずしも統合をしなければいけないのか、そこからじゃないとスタートができないのかということをお話を以前もしたかなと思われま。例えば、小中一貫の方向性でいくと、前もあったかななんて思ったんですけども、と言ったときに、何か話を聞いていると学校を1つにしないと進まないみたいな雰囲気はちょっとあったような気がします。

全協の中でもお話ししましたが、私は必ずしもそうではなくて、プログラム、要はこの4番にも出てきますけれども、町の教育の方向性というのをしっかり、教育委員会だっ

たりとか、町長、町はこういうふうな子供を育てていくんだということをやっけていだけで、小中一貫プログラム、小中一貫校という形にしなくても、町の、例えば今だったら、そうですね、9か年だったりとか、12か年とか、そういうふうな形のプログラムもできて、もう、すぐじゃないですけども、小学校から中学校へ上がるときの引継ぎとかもスムーズにいつて、この小中一貫になったときにすつと変えられるような方向性というのができるんじゃないかなと思って、以前も提案したとは思うんですけども、その辺もう一回ちょっと、方向性というか、教育長、お話ちょっとしてもらっていいですか。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 今の環境整備委員会の中に、今、ちょうど最終的な答申をまとめる段階ですので、自分はちょっと出席できていません。明日が恐らく最後の委員会として最終的な答申がまとまってくれるのかなんていうふうに思っています。

ただ、その前段階では自分も参加させていただき、委員さん方の御意見を幾つか聞きました。その中では、やはり、子供たちが一定の人数、ある程度的人数の中で教育がされるのがいいという御意見がほとんどでした。中には少人数の教育も大切にしてほしいという委員さんもいたんですけども、やはり、ある程度的人数が必要だよねという意見でまとまりました。

また、教育委員会日より、9月20日に20号が出ていますが、保護者の方々、地域住民の保護者の方々の意見を聞く中でも、やはり何らかの統廃合が必要だよねという意見がほとんどでした。その中には3つのパターンとして、小中一貫校を1校とする、中学校を統合して小学校はそのまま、中学校を統合し将来的には小中一貫校を1校とするという3つのパターンがあったんですけども、どれもほとんどが50%以上を占めていたんですけども、その結果から見ても、何らかの形で統廃合が必要だよねという意見がほとんどでした。

ですので、議員がおっしゃるように、9か年、あるいは12か年のプログラムをつくるのであればいいじゃないかというのも確におっしゃるとおりなんですけれども、やはり、何らかの統廃合をして、そこで9か年、あるいは12か年のプログラムを実施するという方向性がいかなというふうには、町としても思っています。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

教育長、確かに、アンケート見ると、統廃合が、統合何かしらしたほうがいいよというの

が多いのは分かりますし、私もある一定の人数必要かなとは思っております。ごめんなさい、私がちょっとその9か年と言ったのは、何かというと、これから、じゃ、答申を受けて、アンケートのように小中一貫にします。中学校統合にしますとかというような、1校にしますよというふうな答申を受けて進みますよと、仮になった場合なんですけれども、進みますよといったときに、要は、そこから、じゃ、1校にするのか2校にする、例えば、1校で小中一貫にしますというふうな答申だったとしたら、そこを踏まえて考えていくわけじゃないですか。

じゃ、例えば校舎どこにしますか、改修はどうしますか、費用はどうしますか、開校時期はどうしますかというのが出てくると、教育長、前にも言ったように、2年、3年でどうこうなる問題じゃないよと言っていたと思うんですよ。決まってから最低5年ぐらいはかかるよねというお話を以前してくれたと思うんです。

そうすると、要は5年後のスタートになっちゃうと思うんですよ。じゃ、その5年間は どうしますよといった場合は、じゃ、現状のまんまいきましょうよ、要は5年後スタートを合わせて考えていくんだけど、今いる子たちの5年間は今までどおりで、5年後になったらスタートするみたいな感じなのかなというふうな印象に取れちゃうんですけれども、私が言ったその9か年12か年というのは、単純に町として方向性としてですけど、例えば、小中という感じの9年にした場合なんですけれども、小学校では低学年はこういうふうな教育、多分今もあると思います。中学年はこうだ、高学年はこうで、中学になったら中学校で、また1年生、2年生、3年生、こういうふうな目標があると思うんですけど、その共有化を、だったら学校を統合する前から検討をして、2年とか3年でスタートができるんじゃないかと。で、5年後の例えば小中一貫にしますよと、スタートする前の2年間でプレみたいな形で教育としてはできるんじゃないかなと、だからスタートしたときにはよりよい形でいけるんじゃないですか、それだったら教育プログラムとして早い段階でできるんじゃないかなというのが私の提案なんですけれども、その辺ちょっとどうでしょう。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） そうですね、年数的には本当にかかってしまいます。例えばの話で聞いてください。例えば中学を統合します。熱中なり稲中なり、どちらかの校舎を使います。そのまんま使いますといたら、3年ぐらい出てきます。どこか改修したり、新築したり、そういうことがかかると5年ぐらいかかってしまいます。また、新しい校舎を造りますよとなんて言ったらもっとかかってしまいます。

例えば、一番身近な例で、下田中学校が今年から新下田中学校としてスタートしたんですけれども、答申が出たのが平成29年、2017年です。で、開校したのが今年度の2022年、5年かかっていますよね、4年間かけて準備をして5年目にスタート。ですので、下田中学校に関しても増改築があったり、体育館を新築したり、そういう形で時間がかかっていますが、その間にいろいろなことがあるもので、単純に年数だけ、それだけかかっているじゃないかと言われるとあれなんですけれども、いろんなことを決めていかなければならないもので、それだけの時間がかかります。

議員がおっしゃるように、プレ段階でいろんなことが進められるんじゃないかということで、確かにそうです。

自分がちょっと、校長時代、熱川中学校の校長時代に、そろそろ統合というか、小中一貫が始まるんじゃないかなんていうことがうわさされていたときに、熱川小学校と乗り合わせというか、研修を同じテーマでやろう、小学校から中学に上がってきたときに、教員側のほうが同じ研修テーマでやっていれば、子供たちも受入れが簡単というかスムーズにいくよね。あるいは、生活のルールとか学習のルールもできる限り統一しようよねというような交流をしました。それは今でも続いているんですけれども、そんなことは可能です。

東伊豆町は幼、小、中の連携が結構進んでいます。稲取地区に関しては幼、小、中、高、稲取高校まで入れた連携が進んでいますので、そういう、例えば何年度に、例えば小中一貫だとしたら、小中一貫校が進みますよと言ったら、それに向けての準備は先生方の協力を得ながら進められます。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。教育長。

今、教育長からお話しいただいて、ごめんなさい、私もそこまで連携が強いはちょっと感じておりませんでしたので、私の心配事は1つ減ったかなと思っております。

答申を受けて進めていくよというところで、やっぱり時間の問題はどうしても、当然新しく何かをしたら5年以上かかるというのは分かっているつもりです。

考え方としてですけれども、例えばその費用の部分、さっきから出ていますが、コスト、新築するなんていうところはなかなか難しい、現実的ではないよねというところ。ただ、どれがいいと言ったら、単純に費用考えなければ、新しい校舎で、新しいところでやると、最新の設備が整っているものが一番いいに決まっているんですけれども、難しいというところ

あると、今、現状あるものを使いながら、スピード感持って対応していくというのが、答申を見ないと何とも言えないですけども、考えられるところかな。

必要最低限の部分、私は、個人的には必ずしも1校の小中一貫ではなくていいと思っています。例えばの例ですけども、どっちに、熱川になっても稲取になってもですけども、そんなに両校が距離があるわけではないので、先ほど言っていた交流という部分で、学生というか、生徒の交流というのはできると思うし、小学校1校にして、中学校と小学校1年生が休み時間に遊ぶというのはなかなか考えにくいのかなというところもあるので、見えるところありますけれども、やれるように、スピード感もって対応していただけたらなと思います。その辺、最後、意見だけちょっとお伺いできればなと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

質問と教育長の御答弁も聞きながら、感じたことも含めてお話をしたいと思います。

まず、スピード感というのが大事だということ。あとは、最終的には子供たちの視点でしっかり考えなきゃいけないというふうに思っております。

学校教育環境整備委員会で、今まで議論してきて、答申がもうすぐ出るというお話であります。恐らくその部分については、子供たち及び親御さんの意見、考え方というのを多分、集約をしていただいたという話であると思います。その後、町というのも一緒に議論の場に立って話を進めていくということだと思っておりますけれども、恐らくその部分においては、その現場サイドのお話と、あとは、コストという話がありましたけれども、町の財政的にどういうことができるかということも含め、もしくは、先ほども少しお話をしましたけれども、この学校の話というのは、まちづくり全体で大変重要な位置を占めているということで、まちづくりの観点からも、町がそこを踏まえながら総合的に考えていく、多分、そういう過程に入っていくというふうに認識をしております。

なので、先ほどの繰り返しになりますけれども、答申は答申でしっかりと重く受け止めながら、町として考えなければいけないことをしっかりとそこに加味しながら、子供たちにとってよい結果を出していきたいと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、町有施設の今後の活用、管理についてを許します。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） それでは、2つ目の町有施設の今後の活用、管理についてをお伺い

たします。

町所有の施設管理や活用については、リノベーションや地域おこし協力隊の活動などで、活用に取り組んでいる部分も多く見られますが、また逆に手つかずになっている部分もたくさんまだありますよということで、そこで以下の点をお伺いしていきます。

1点目、現状、今、EASTDOCK、ダイロクキッチン、MORIEの管理運営、現在、どのような契約で行われていますか。

2点目、本年度から奈良本のけやき公園の管理を地域おこし協力隊が行っていますが、どのような内容で管理委託を行っていますか。また、カフェなどの事業についてどのような取決めになっているか教えてください。

3点目、市民農園では団体への無償貸出しを行っています、今後もそのような形で行っていくのでしょうか。

4点目が、旧介護予防施設やさくらやまパークなど、活用が少ない町所有施設について、今後の管理、利用はどのように考えているか。4点、御回答をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

○町長（岩井茂樹君） ちょっとお時間いただけないでしょうか。

答弁書がちょっと見当たらないので。

○議長（稲葉義仁君） かしこまりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時02分

○議長（稲葉義仁君） では、休憩を閉じ再開いたします。

第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 失礼いたしました。

町有施設の今後の活用、管理についてということで、幾つか御質問いただいております。

町有施設の活用というのは、すごく、非常に重要な視点でありますので、丁寧にお答えをしたいと思います。

まず、EASTDOCK、ダイロクキッチン、MORIEの管理運営ということでございます。なかなか、これ、町有施設を民間の方に活用していただいているという面で、しっかりと町民の皆様はこの状況を説明するということが、大変重要かと思っております。それを踏まえて、御説明を兼ねましてお話をいたします。

まず、EASTDOCK、ダイロクキッチンはNPO法人ローカルデザインネットワークに、また、MORIEについては合同会社s o - a nに賃貸契約を締結をし、貸与しているという状況であります。町から管理料等は支払ってはおりません。

各町有施設の支払っていただいている使用料、これは使っていただいているということで、使用料をいただいているということですが、EASTDOCKについては月額5,000円、ダイロクキッチンにおきましては月額1,000円、MORIEにつきましては月額1万4,300円という額となっております。

町有施設を貸与しているということで、EASTDOCK、ダイロクキッチンの用途はNPO法人の、また、MORIEはs o - a nの目的に沿ったものに限るというように契約で、用途制限をさせていただいております。それは公共のものを使っていただくということが背景にあると思いますけれども。

また、NPO法人の目的ということですが、地方地域の活性化のために、行政や他団体との連携をして、そして、東伊豆町を中心とした活動を行っていただき、地域の魅力を全国へ発信していくという事業を行うことにより、まちづくりの観点から、地方地域の活性化に寄与することを目的としております。

MORIEの目的につきましては、1つ目としては、空き家のリノベーションによる事業開発、転貸。また、2番目としては、地域体験コンテンツの提供。3番目としては、稲取地区のプロモーション事業。4番目としては、前各号に附帯または関連する一切の業務ということになっております。

MORIEについては、3年間の営業が経過した時点の収支などを確認をして賃料を見直す予定であります。これ、MORIEについては収益を上げる可能性があるということで、適切なタイミングで見直しを図るということであります。

EASTDOCK、ダイロクキッチンは、関係人口の構築に大きな役割を果たしており、地域振興という観点から町に大きなプラスをもたらしているということが言えます。

続きまして、けやき公園の管理を地域おこし協力隊にやっていただきまして、今年の秋に再出発ということになりました。そこについて、管理委託というところで、カフェの事業をやっておりますけれども、どのような取決めになっているかという御質問でございます。

地域おこし協力隊、町の職員であるため、管理は委託ではなく、これはあくまでも町の事業ということで行っている状況です。

カフェについては、地域おこし協力隊の労働時間である週35時間、これが決められておまして、その範囲で行うと大体、週3日程度しか営業ができません。週3日の営業で、なかなかいろんなものが事業として成り立つかというところもあるので、土日については、地域おこし協力隊が副業として営業をしていただいております。切り分けています。町の仕事としてやっている話と、土日についてはあくまでも副業でやっていただくという切り分けて、今の状況は成り立っております。

カフェの収入については、営業開始のための備品購入など、経費に充当しております。かなり経費がかかっているということで、町の仕事としてやっている部分についての売上げについては、そういう経費に使わせていただいているということでもあります。

また、充当が終わった時点で、平日は町の収入となります。この必要経費がもう支払い終わったら、当然、町の収入になります。ということと、あとは、土日については、これはあくまでも副業ということでもありますので、地域おこし協力隊の収入になるということでもあります。

また、地域おこし協力隊は役場職員としての扱いの場合、地方公務員の縛りがありまして、副業は首長の許可が必要でありますけれども、委託契約の場合、地方公務員に縛りはなくて、副業は自由ということがありまして、それで、土日については副業をしていただいているということでもあります。

3番目、市民農園、この間私も市民農園行ってきまして、非常に景色のいいすばらしいところにあるということで、町としても、町の財産として、これをちゃんと活用していかなければいけないというふうに思っております。その市民農園において、団体への貸出しについての御質問であります。

市民農園での団体への無償貸出しについては、1つ目として、ふるさと学級での農業体験で5区画、また、健康づくり課での生きるための支援事業で2区画の合計7区画、これを無償貸出しということで行っております。ただし、この2つの団体というのは、あくまでも公共性の高いという団体でありまして、言い方を変えると、普通の任意団体への無償貸出しと

いうことは行っておりません。現状行われている無償貸出しについては、今、お話ししたように、公共性の高い町の事業であるふるさと学級及び健康づくり課での利用であるため、これらの事業に対しては、町としては引き続き、無償貸出しを行っていきたいと思っております。当然、公共性があるということで、無償貸出しを行う合理性、妥当性があるという認識の下でのこととなります。

そして、4番目について、ここはまず旧介護予防拠点施設とさくらやまパーク等、活用していない町の施設について今後どういうふうにしていくのかということでございます。

一般論として、我が町もそうですけれども、人口減少ということの中で、その人口減少とともに財政状況が厳しくなっている。なるべく、昨日の議会でもありましたふるさと納税等しっかりと増やして、町が使えるお金を増やしていかなければいけないと思っておりますが、やはり財政が厳しくなることが見込まれておりますので、町としては利用が難しい施設等は、公共の福祉に反しないような十分な注意を払いながら、あくまでも公共のものなので、そこは公共の福祉に反しないような十分な注意を払いながら処分して、将来の管理コストを削減するという選択肢、これは大いにあるのではないかなと思っております。

実際に、どのような管理・利用を考えているかについては、私よりも担当課が詳しいので、担当課長に少しお話しをしていただければと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） ただいまの中で、旧介護予防拠点施設、これについてはアスト会館の体育館の部分が町有のものとして残っております。アスト会館本体については既にレップジャパンに譲渡をしまして、レップジャパンのほうで活用いただいております。幾つか活用したいというお話もあったんですが、なかなか諸条件が整わずに、今のところ活用に至っておりません。ただ、レップジャパンさんのほうで、今ちょっとアイデアベースぐらいのお話で聞いているんですが、もしかしたら活用、自分たちでできるんじゃないかというようなお話もいただいておりますので、その内容を、今後具体的になれば検討をして議会の皆様にも御説明をして、町にとってプラスになるものであれば譲渡等の方向も考えられるのかなというようなところでございます。

さくらやまパークについてなんですけど、ここは観光課で建設をしたものですが、その後ちょっと利活用が進んでおりませんで、今年度は地元の有志団体の方が子供向けのイベント等をしていただいたところでございますが、ただ、国道から直接アクセスできずに、旧道から

車同士がすれ違えない道が一本入っているだけということで、非常にアクセスが悪いところなものですから、通年でうまく利活用していくというのはちょっとなかなか難しいのかなというようなところがございます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

4点今回出させてもらっていますが、やっぱり町の施設というのがどうしても、これはうちだけじゃなくて、どこの自治体もよかったときに造ったものがだんだん20年、30年たってきて、なかなか難しくなっている。人口減少も含め税収が減っている中で、どこも地方が抱える問題だと私は思っていて、今回お伺いをしております。

まず、EASTDOCK、ダイロクキッチンに関して、ローカルデザインネットワークあとはMORIEに関してはs o - a nという形で貸出しをしていますが、やっぱりちょっと使用料的な部分というのが、気持ちは非常に分かるんですが、ちょっと安いのかなというのが個人的な意見でございます。

これに関して言うと、例えば、今ローカルデザインネットワークが非常にもう何年もやっていただいて、町のことやっていただいて、実績がある、これからもやっていただきたいという思いは皆さん持っているのかなというところあるんですけども、例えばですけども、ほかでやってきた、例えば、同じような地域おこしじゃないけれども、地域活性化をするようなNPOだったりとか団体が出てきたときに、僕らもっと活用できますよと言ったときに、要はこの賃料でやれるんだったら全然できますよ、もしくは一般企業が出てきたときに、この賃料でやれるんだったら全然、全然もっと活用できますよという話が出てきたときに、やっぱり狙われやすいんじゃないのこの貸出し料金、というのが正直個人的な話です。

何かと言ったら、使用料は一般的な相場、いわゆる相場です。家賃相当というのはいただいてもいいんじゃないですかと。じゃ、もし町がローカルデザインネットワークにこれからも地域活性のために町に尽力してほしいというのであれば、その部分を補助を出して家賃を上げていく、そうすると形上はしっかりいただいている形になるので、そのような形にしていったほうがやっぱり長くやっていく、例えばここで収入が増えていったときにも交渉しやすくなるのかなというのがあるんですけども、ひとつそのところ、MORIEに関して3年後賃料見直しというのがあるんですけども、やっぱり当初から、最初からなかなかこ

う金額というのはそれ相応の相場金額というのが妥当ではないかなと思います。むやみに高くしろという話じゃなくて。

そのところで、やっぱりなかなか実績が出ない中でいきなり高い賃料というのは難しいよということであれば、町がその分を補助をするというのが団体に対して委託をする、地域活性のための委託をするみたいな感じで費用を出すような考え方のほうが私はいいのではないかなと思っています。

これに関しては、例えば市民農園に関しても、市民農園の収支と考えた場合には、無料貸出しするよりかは同じようにその団体に使用分を活動の資金として提供をするという形のほうが、市民農園単体で収支を見たときには当然収入が入ってきて使用料として取れるよという形が取れるので、このような形がいいのではないかなと思っていますので、ちょっとそこだけまず聞きたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 会計上しっかりと分かりやすくしたほうがいいということも含んでいると思います。ただ、今お話にあったEASTDOCKとかダイロクキッチン、MORIEと市民農園って若干違うんじゃないかなという、個人的には思っています。

EASTDOCK、ダイロクキッチン、MORIE等は町の保有している資産・財産を、埋もれていたものを掘り起こして、それを核にして関係人口を増やしていただいているという意味で、スタートアップも含めて大変な労力を払っていただけて進めていただいているし、なおかつ、ある程度一定の結果も出していただいているということ。特にスタートアップ、そういう、こう掘り起こしをして、何ですかね、軌道に乗せていく、結果を出していくというところにおいては、なかなか普通の価格で貸すということよりも、もう少し町は能動的に、補助金というよりは一緒になって応援していくという意味で、今の体系でもしょうがないというか、これが適正ではないかなと考えています。ただ、将来的において、これは一定的に見直すというか、考えてあるべき姿を構築をしていくということは必要ではないかなというふうに思っています。

一方で、市民農園についてですけれども、これはスタートアップと言えばスタートアップなんですけれども、若干、民間企業が入って何かをやっていただいているというよりも、町が所有しているものを貸すという話なんで、全く状況が違うということは御理解いただけるとと思います。

その中で、市民農園については、これ論点同じなんですけれども、公有財産を無償で貸し

付けることに関する最大の論点というのは、先ほどお話ししたように貸付けに合理性・妥当性があるかどうかという話だと思います。この点においては市民農園に関する今回のケースについては、合理性・妥当性はあるというふうに、公共性があるということでそこはまず認識しています。

ただ、一方で、市民農園は起債を起こして、その償還期間を平成28年から令和8年までの11年間ということで、今返しながらやっているということもあって、借金を返済しながら片や無償で持っている資産を提供するということに対して違和感を感じる方もいるかもしれません。

そんなこともあるんですが、実は今回御質問をいただいて、こちらのほうで、当局のほうでいろいろなことを確認をさせていただきました。今回確認をさせていただく中で、実は無償貸出しではなくて、今、議員からお話があったように、結果は、行って来いではなくて、しっかりと形を残すほうが実はメリットがあるんじゃないかというようなちょっと方向性が出てきました。

それは、結果は同じであっても、町の事業ですから、それぞれ予算措置をする方向で県からの支援も実は受けることができるんじゃないか、つまり、しっかりと正規の値段で貸し出して、でもその分を予算措置でやることによって、結局町が払うことになるんですけども、その間に県のいろんな支援策が受けられる可能性もあるので、そういうことも幅広に考えながら、場合によればしっかりと予算措置をして明確にしていくという方向性も大いにあり得ると思います。可能という判断が下れば、令和5年度から教育委員会とか健康づくり課の中で予算計上させていただいて、単独事業として収支が分かりやすいようにする。なおかつ、ほかのいろんな町の財政に後押しになるような方法も入れ込みながらそんなことを考えていければと思っています。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 私のほうからちょっと賃料のことについてでございますが、今、賃料が、例えばEASTDOCKが5,000円でダイロクキッチンが1,000円が安いんじゃないかというお話ですが、ちょっと担当課とすると、相場より安いというふうには考えておりませんで、というのも、今のうちの町の現在の不動産のことを考えていきますと、駅前の一等地にある貸店舗が月額6万6,000円でも長い間埋まらなかったりですとか、あと、EASTDOCKのすぐそばの一戸建ての中古住宅が200万円で売買されているというような状況でございます。その上に先ほど町長が説明をしたように、用途を制限して貸しているとい

うことでございますので、今の金額が相場と比較して安いということは言えないのかなと思っております。

そもそも、相場というのと、こう類似のもの比べて高いか安いかが相場だと思うんですが、そもそもコワーキングですとか、その地域振興のためのスペースということがほかにも比較できるようなものもございませんので、相場と比較してそんなに安いということではないのかなというのが1点と、あとはその関係人口だとかコミュニティの拠点となっていたりとか、ダイロクキッチンからは町内にダイロクキッチンでチャレンジをしていた人たちが、町内で食堂を1件、カフェを2件開業したというようなことも考えますと、トータルでかなり大きなものが町に還元されているのではないかと考えておりますので、賃料が著しく安いというふうには考えていないところです。

あともう一点、やり方として委託みたいなことはどうかということで、委託というのもあり得るかなとは思いますが、ただ委託となると、委託というのは町が本来やらなきゃいけないことをほかの人にお金を払ってやってもらうということになるので、委託で出すのであれば、町側が何に幾らかけてどういうことを具体的にやるかということで契約をして委託をしなければいけないということになります。そうしますと受け手側とすると、今の形よりもかなり、どうしても委託になると自由度が狭くなってしまうということですので、今やっていることがかなりチャレンジングなこととか、試行錯誤しているようなところでございますので、ちょっと現時点ではその自由度が狭まってしまう委託という形があまり適さないのかなというふうに考えております。また、委託するとかなり、自分の肌感覚だと、委託で出すならば150万から200万ぐらいは払わないといけないのかなというようなことやっていただいているので、町としても現在よりも大幅に支出が増えるので、最小限の費用で最大限の効果を発揮するという観点からしても現時点ではちょっと委託にはなじまないのかなというふうに考えています。

あとは、EASTDOCKですとかダイロクキッチンを、NPO法人を特別扱いして今お貸ししているわけではなくて、町長の説明にあったように、効果を出してくれているというところもあって、あとは立ち上げてくれたということもあってお貸ししているので、長い目で見て将来的には笠井議員がおっしゃったように、むしろ、いやいや自分たちがやればもっとうまくできるよというような団体だとか企業だとかが出てきてくれて競争していただけるような状況になれば、町としてはそういった形が望ましいのかなということも考えておりますので、よろしく御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

使用料に関しては、しっかり明確にさせていただいて、町がそのように決めていただけているのであれば、根拠があればいいんです。何かというと、やはり目に見えて町の施設、言い方悪いんですけども、あんまり安く借りていていいななんていう声もなくはないということです。なので、しっかりその辺の根拠をオープンにしながら、こういうことをやってもらっているということで町民の目にとまれば非常にいいのかななんて思います。

けやき等あと管理に関しても、同じようなことが言えると思います。しっかり、地域おこし協力隊などで、町の職員であって、副業がオーケーというのはそれは当然ルールの中にありますので、そこの切り分けをやっぱりしっかりオープンにして分かるようにしていかなければ、やっぱり何も分からない人からすると、町の施設を管理開けてカフェ始めてなんだよという人たちもゼロじゃないということだけを御理解いただければいいのかなと思いますので、2番目に関しても今後にはなってきますけれども、収支のほうとかをやはりオープンにしながらしていただければいいのかなと思います。それが彼らの活動にもつながっていくだろうし、なってくるのかなというところは実績として出てくる。目に見えて分かるようになってくるかと思われまます。

4番目に関しては、例として2つを出しましたが、やっぱりこれから、そうですね、公共の福祉に反しないように処分をしていくよという中なんですけれども、じゃ、何でもかんでも処分していけばいいのかという話になってくると、やっぱりその地方というのは民有地も含めですが、いろんな企業に、単価が安いものですから、狙われやすいというところもあります。

例えば、今回体育館のほうも全協の中で、今日出てきますけれども、解体費用を1回取り消すよというお話があったと思います。これに関しては今レップジャパンさんのほうがちょっとまだ活用をどうするかということがあられるけれども、今話があるから今回ちょっと延ばしますよとお話だったかなと思います。

要は、民間企業に対して、非常に使っていただく、有効に使っていただくことに関しては非常にありがたいことですが、逆に言ってしまうと、民間企業なので、やはりこの先の経済状況だったりとかでやはり会社が傾いてきたときの売却をしまったりとか、例えばの話

ですけれども、してしまったりとか、譲渡をしてしまったときのその後の活用というのが、やっぱり民間に渡ってしまうとちょっと怖いところもリスクとしてはあるんだよなというのが私個人に考えています。

不動産の関係見ると、大体転売禁止の特約というのは付けることは可能なんですけれども、どうしても法律なので、何だろう、一定のところはあるんですけれども、それに対して同等の違約金を払えとかいうのはやっぱり無効になってしまったりとかするので、やはりその辺の処分をしていくよといったときには、ちょっと気をつけながらいかなきゃいけないのかなと思っているんですけれども、町としてちょっとどのように考えているか教えてもらっていいですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） なかなか所有しているものの売却とかというのは普通の経済活動の一環の中でというところもあったりして、法律とかいろいろなもので縛りにくいところがあると思うんですけれども、ただ、特に外資系の企業さんがいろいろな土地の問題に興味を持っている、これは東伊豆のみならず、伊豆全体という話もある中で、そこは十分注意しなければいけないのかなと思います。

例えば、一般競争入札みたいな話が、基本的にはこういう施設については共有というか公の施設については、例えば一般競争入札をして的確な判断でやるということもありますし、場合によれば売却物件の用途制限みたいなのを少しうたうみたいなのところもあるのかもしれませんが。

いろんな方法があるんですけれども、町として町民にしっかりと説明のつくような形で、そういう処分をする場合は、当然議会のところの絡みもあると思いますので、そこはしっかりとオープンな形でやっていければと思います。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） すみません、ありがとうございます。

この4番の処分に関しては、変な話、うまく使っていただければ1番と絡んでくるのかなというのと同じことだと思うんですよ。ただ、やっぱりその民間企業に譲渡だったり、活用をしていただくときに、そのまま売却もしくは無償譲渡で活用してくださいという形は、非常に町としてですけれども、重荷が1つなくなるというところで、ありがたい話ですが、その後ろにはやっぱりリスクがしっかりあるので、議会のほうもその辺は説明をいただいて、

しっかり議論はしていきたいとは思いますが、そういうときは、やっぱり使ってくれるんだからただ使ってもらおうよという考え方は一つはあると思うんですけども、やっぱりただほど怖いものはないよと昔の人はよく言ったようなところであって、リスクというのをしっかり町として取っていきながら、うまく活用をできるところには、さっきの1番の話じゃないですけども、そこも含めての金額というのは出してもいいと思います。

ただ単純に民間企業で、変な話ですけども、そこを使って何かをしたいとかいったときには、収支性とかを考えつつ適正金額だったりとかいう提示というものの交渉も必要だから出てくると思いますので、やっぱり事業だったりとか今後の活用、単純に売却する、処分をする、例えばしていく中でも、しっかりその業務というのを見ながら処分先とかもしっかりしながら町が利用していければいいかなと。

やっぱり、さくらやま公園みたいななかなかこう活用ができない部分というのもどうしても、ただ単純に広場があって使ってくださいねだけだったらいいんですけども、いろんなものがあったりとかして、壊れてくるとか修繕が必要というものは、やはりどこかで利用の価値というのを決めて、もう修繕をしないで活用をやめるという英断というのにも必要かなと思いますので、その辺は新しい町長になっていますので、今後時間をかけて選択をしていただければいいかなと思います。

一応私の質問はここで終わります。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、笠井議員の一般質問を終結します。

この際、10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 山 田 直 志 君

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員より、一般質問で掲示板の使用の申出がありましたの

で、これを許可します。

14番、山田議員の第1問、観光産業の磨き上げについてを許します。

14番、山田議員。

(14番 山田直志君登壇)

○14番(山田直志君) まず、第1問、観光産業の磨き上げについて伺います。

6月に町長が行った所信表明では、3つ目に「東伊豆町の稼ぐチカラの復活」を挙げており、「観光産業の更なる磨き上げ、儲かる一次産業の実現、そして、ふるさと納税の拡大を図る」として「まずは自らが考える」の基本精神にのっとり、「現場の声を大切にしながら効果的な施策立案・実行する」と述べております。その点で伺います。

コロナ禍で大変苦戦を強いられている観光産業にとっては待ち望まれている課題だというふうに思うんですけれども、この観光産業の磨き上げについて「自ら考える」ということを含めて町長はどのようにこれを推進していくのか、このお考えをお伺いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 第1問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) 山田議員の御質問にお答えいたします。

観光産業の磨き上げについてということなんですが、この磨き上げというのが大変重要な今の私の基本的な考え方の一つにあります。磨き上げというのは、今ある、既にあるものをそれがまだ何かの原因で埋もれていたりとか使われていなかったもの、それをもう一度見直しをしてその魅力を最大限に引き出していき、そしてこれからの東伊豆町のために使っていくという基本的な考え方で磨き上げという言葉を使わせていただいております。

観光産業の磨き上げについて、これ一般的な話をまずお話をすると、観光産業の磨き上げというのは、これは特に新型コロナウイルス感染症により観光地が多大なる影響を本当に受けております。今後失われた観光事業をしっかりと回復していくためには、地域に眠る観光資源をここで磨き上げということなんですけれども、磨き上げてより一層地域の魅力を高めるとともに、感染拡大防止策を徹底をしながら、安心・安全な新しい旅のスタイルを普及そして進化させていくということだと思います。

それで、磨き上げを進める上で重要なポイント、個人的に考えていることが幾つかあるんですけれども、まず最初に、まさに地域に眠る観光資源の発掘をしていくということ、そしてもう一つが、これはスピード感ということなんですけれども、この今のこのタイミングで

磨き上げという各省庁、国のほうが言っているその背景というのは、恐らくコロナ禍で観光産業が停滞をしている中で、今の間にコロナがある程度収束をしてこれからインバウンドを呼び込むという新しい国のほうも局面に入ってくるという中で、今の間にしっかりと準備をしておきなさいということなのかなと個人的には受け止めています。ですから、新しい国の補助金とか支援策がここ数年コロナの中で出てきているのではないかなと。それが、その一つがまさにこの磨き上げをするということだと認識をしております。

また、ポイントのもう一つが、当たり前のことかもしれませんが、まず、新鮮な情報を得て、政策にしっかりと生かすことができるアンテナの高さというのをしっかりと持つこと。当然そのためには国・県との連携が必要である。この辺が磨き上げをしっかりと進めていく上でのポイントになるのではないかなと考えています。

これらのポイントを踏まえまして、国の大きな流れを酌み取りながら、東伊豆町の課題も踏まえながら、場当たりのではなくて戦略的に観光施策をつくり上げ実行していくこと、これが重要でございます。補助金とか急に降ってくる場合があります、いきなり降ってきてその場で考えているようじゃ間に合いませんし、本当にこの東伊豆町にとって重要なことというのがそこに盛り込むことがなかなか難しい。であれば、日頃からしっかりと物事を考えて、この東伊豆にとって何が大事なのかということ、日頃から戦略的にいろんな皆さんで意見交換をしたり、方向性を少し考えておくということが私は重要ではないかなというふうに個人的には思っております。

例えば、磨き上げ、具体的な話で言えば、東伊豆町には北川のムーンロードというのがあったり、熱川温泉のしおかぜ広場があったり、まさに稲取で言えば細野高原や東伊豆のクロスカントリーコースがあったり、本当にほかにもたくさんの観光資源があって、それが少し埋もれているところがあるのかもしれませんが。それをしっかりともう一度見つめ直して、しっかりと生かしていくということ、観光資源をしっかりと磨き上げてスピード感を持って活用していくということが、今私たちがやらなければいけないことではないかなと感じているところであります。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、私は町長の立場としての考え方は基本的によく分かったと思っています。

ただ、私は、問題は観光産業というふうなことでいくと、町長1人がこの磨き上げをやっ

ていくということではないと思うんですよね。やっぱり観光に関わる皆さん、またそうでない方々も含めて、観光だけではなくて町長の所信表明でいけば1次産業もそうなんですけれども、どういうふうに町の中で資源を磨き上げていくのかなということを町長が考えるのではなくて、町民が考えていかなきゃならないということが1つのポイントなんだと思うんですよ。

実は、今日この質問の中で、私は町長に特に言いたいことは、私は町長を、例えば昨日もあったふるさと納税みたいに今まで担当課任せだったものがプロジェクトチームをつくり、職員のいろんな意見を入れることによって取組が活性化をしてきたわけじゃないですか。例えば細野高原のことも町長が呼びかけて、稲取財産区の方と観光の方々を一緒になって話し合う中で、いろんな模索も始まっているわけですよね。そういうことがすごく大事なことなのではないのかなと。

リーダーへの有名な格言として、やってみせ、言って聞かせ、やらせてみせ、褒めてやらねば人は動かじというのが有名なリーダーへの格言があるわけなんですけれども、やっぱり既にそういう1つ、2つ動き出している典型的な例を挙げながら、みんなが同じように考えていくような町長がやっぱり指導性を発揮するということが、分かりやすくそれを伝えていくということが1つの仕事だと思うんです。

もう一つは、やっぱり町長施政方針で述べたわけですから、大事なことは担当課だけではなくて職員もそうだし、観光協会や産団連とか町の関係する方々がそういう方向で一緒にやっぱり考えていただくようにまとめていかなきゃいけないと思うんですよ。

ここがしっかりやられていかないと、町長1人が幾ら磨き上げをして新しい価値を発掘したいと言っても、そこは町長1人がやることではないし、1人でできることには限界があるわけで、町長は町長として具体的な例を挙げながら、そういう観光に絡んでいるいろんな人たちも同じ方向に向いてもらっていく、こういう努力を今していかないと、やっぱりいけないわけですよね。

やっぱり畑を耕し種をまくというのが、この一、二年町長にとっては町政においても非常にこれは大事なことだと思うんですよ。私はだからそのことをぜひやってもらいたいなと思っております。

具体的な問題で、町長あれですか、観光の磨き上げとかいう問題について観光協会や産団連あたりと町長のそういう基本姿勢をやっぱり説明をして、話し合ったりとかそういうことはしていますか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

町長に着任をして一番大変なところが、まさに今、議員が言われたところであります。

まず、全体いろいろな方の意見を聞いて、そしてそれを形にしていくということ、それはどの分野でも必要だと思っていて、それはたしか着任当初もそういう話をしたかと思えます。

観光について言うと、個別ではありますけれども、先日も町観の会長に少しお話をして、これからの東伊豆の方向性については役場とホテル、旅館、観光関係の方がもう少しいろいろ意見交換をできる場をつくってほしいというのを具体的にお話をしました。

あと、比較的ホテル、旅館の若い方々に対してももう随分前に、先ほどの答弁でも少し触れましたけれども、場当たりのことではなくて、日頃から意見交換とかそういうことを場を設けてぜひやりたいねというお話はしています。ただ、残念ながらそれが具体的にそういう場が設けられたというのは実はそれがなかなか超えられないハードルなのかもしれないんですけれども、まだ実現はしておりません。ただ、それはしっかりとやっていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 私は、観光協会も一本化されたということと、現在の観光協会長さんは稲取の観光協会のときに、加藤さんは今のまさに雛のつるし飾り自体を発掘して、このイベントをやっぱり企画してきた方ですから、まさに町長言われるような磨き上げというようなことについて言えば、もうそういう実績もあるし経験を持っている方だというふうに思っています。

だから、そういう点ではやっぱりしっかりと同じ方向性を持って、やっぱり取り組んでいかないと、ばらばらの方向で取り組んでいてはやっぱり結果は出せないわけですから、ぜひそういうところもしっかり観光協会、会長さんだけでいいのか分かりませんが、しっかり観光協会の皆さんにもそういうことをお願いする必要があるし、先ほど言ったように、ふるさと納税にしても、細野なんかの例でも、自分たちだけではなくて、やっぱりもう一つほかの人が入ったりする中で、やっぱりヒントやアイデアも出てくるということもあるわけで、そういう面でいうと産団連みたいな組織もあるわけですから、誘客だとか販売という問題も含めてあるんだろうけれども、いろんなせっかくある場所というものを十分活用して、

ぜひ今そういう基本方向で町が動いて、みんながその方向へ努力していくというようなまちづくりを進めていただきたいなというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

正直磨き上げについて、町長1人で何もできないのではないかなと、やっぱりいろんな方の御意見を聞くことが重要だと思っています。

ただ、私の役目として今までの経験も踏まえていろいろなこと、いろいろ接していたこともありますので、その現場サイドから、町民のほうからしっかりと上がってきた話を自分の知識とか経験と合わせて、よりいいものに進化をさせていくということが1つと、あとはその思いを具体化するための、例えば先ほどお話ししましたように県とか国とかとの連携という意味で、そこをつなげていくという仕事があるのかなというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、農業経営基盤強化促進法、地球温暖化対策推進法の改正と町の対応についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 2問目に、農業経営基盤強化促進法、地球温暖化対策推進法の改正と町の対応について伺います。

国会でこの2つの法律の改正が行われました。この2つの法律の改正というのは非常に注目されるべき内容を持っております。その法律改正に伴い、それに基づいて町が計画づくりというふうなこともそれなりに義務化されているかなというふうに思っております、その点で話を伺っておきます。

地球温暖化対策推進法の改正で、国は2050年のカーボンニュートラルを基本理念として脱炭素化の取組を加速させております。法律では、自治体のカーボンゼロシティ宣言の推進や自治体に地球温暖化対策の実行計画に施策の実施に関する目標を加えることとともに、市町村でも地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進するよう定めるよう求めています。この辺について、町としてはどう考えていくのか。

2つ目に、農業経営基盤強化促進法により、町は農業経営基盤強化促進法基本構想なる計画を定めることになるというふうに考えておりますが、基本的にどのようにお考えでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ありがとうございます。

国の流れ、方向性をしっかりと受け止めた上での町の対応ということだと思います。

1つの大事なところとしては、政策にはいろいろな潮目というのがありまして、国のほうも大きな変更とか新しい取組をやるタイミングというのがあります。それをしっかりと受け止めて、そのタイミングであまり遅れることなく足並みをそろえて町の方向性を決めていくというのが実は一番効率がよくて、分かりやすい話でいうと、いろいろな支援の策がそこにあるということで、それをタイミングよく生かすことが大変重要なというふうに思っています。

それを踏まえて、まず改正地球温暖化対策推進法についてなんですけれども、この改正のポイントというのは、2050年までにカーボンニュートラルの実現という基本理念を新設したということ、あと2つ目が、地域における脱炭素化を促すために、ここすごく大事なんですけれども、地方公共団体における再生エネルギーの利用促進などに実施目標の設定を求めたこと、そして3つ目が、こっちは企業の話なんですけれども、企業の温室効果ガス排出量情報のオープンデータ化を図るというようなこと、この3つが改正法の中で重要になるのではないかなと思っています。

環境省は、地方公共団体における再生エネルギーの利用促進のために、カーボンニュートラルを目指す旨を宣言した地方自治体をゼロカーボンシティという、ちゃんと認定というか認めて、それで支援をしていくという方向性を今打ち出しています。

ゼロカーボンシティ宣言については、令和4年10月31日時点で全国で465市、230町、39の村が宣言をしている状況で、町村に限ると宣言している自治体は全体の29%という、今現状がそういうことになっています。

では、ゼロカーボンシティを宣言すると何がいいことあるのかみたいな話なんですけれども、基本的に大きな流れなので、その流れに沿うということが重要なんですが、具体的に何がメリットがあるかという点、環境省からまず支援が受けられるという、先ほど少し触れましたけれども、そういう話があります。あとは、実はそれをやることによって地域の活性化とか地域に貢献できる施策を盛り込みやすいというところがあります。

このようなことを踏まえまして、地球温暖化対策を推進するためには、地方自治体も努力する必要があるという認識は十分持っております。ゼロカーボンシティ宣言をすることは大

変重要な意味があると考えておりますので、当町といたしましても、今後積極的に検討をしていきたいというふうに思っております。

そして、2つ目ですけれども、今度は改正農業経営基盤強化促進法についてでありますけれども、この改正法につきましては国会で、今年ですね、令和4年5月20日に可決をしまして、同じ月の27日付で公布をされ、令和5年、来年の4月1日から施行されるということになっています。

内容につきましては、地域計画の策定が法定化されることとか、あとは農地の集約化等の農地の効率的かつ総合的な利用促進と農業を担う者の確保や育成を図るための措置に関することということを考えていかなければいけないという立てつけになっています。

町が策定をする基本構想につきましては、認定農業者の基準、農地集積の目標を定めるものでございまして、当町の農業の基幹となるものでありまして、その策定に当たりましては、国の法律の施行、それを受けて県の基本方針が策定が行われて、その後町がその内容に沿って基本構想を策定するという、そういう順番になっております。

それを踏まえまして、初めて県農業ビジネス課とか賀茂農林事務所との協議や農業委員会、農協の皆様等からの意見聴取とか、その辺の県の認証を受けて地域計画をつくることになると思います。

町が策定する地域計画につきましては、法律の施行日から2年以内に策定すると義務づけられていますので、東伊豆町といたしましては、国・県の一連の流れが完了次第、速やかに基本構想、地域計画の策定の作業に入りたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） まず、町長、地球温暖化対策促進の関係ですけれども、これなかなか国のほうではずっと議論もされているし、2050年のカーボンニュートラルというのはある面でいうと、本当に高い目標だというふうに思いますし、ただ、ここに掲示させていただきましたけれども、実はこの質問を準備しているときに、既に国のほうではこの地球温暖化に対する対策として、農作物等々に対して、やっぱりこれ対応する法律をもうつくっているわけですね。

現実的な問題として1.5度上がるということを前提にして、ここに書いてあるようなお米やミカンも、また品種改良やいろんなものが既に都道府県レベルでは始まっているというこ

とで、やっぱりこれは国の目標ということだけではなくて、我々が地球の上に住んでいる、またこの環境の中で暮らしているということの中では、やっぱり町としてこの目標に実現できるように、やっぱり町としてもこれに協力していかなきゃいけないというのはあるんだろうと思います。

そのことと、それと若干絡んでいるんですけども、農家の経営基盤の問題についても、これは非常に総合的な何かすごく劇薬みたいな法律だなというふうに、実はちょっと私は読んでいて思ったんですけども、農業経営基盤強化促進法の中でいうと、これかなりの部分で町長言われたように基本構想や何かがそうなんですけれども、いわゆる新規就農支援であったり、認定農業者の問題であったりとか、圃場整備の問題であったりとか、農業委員会を経るの土地の貸付けの問題だとか、トータルにこの計画や構想が絡んでくるんですよ。

全てこの構想や計画の中になれば、新規就農に対する支援だとかできないぐらい、本当に今ある農業施策を1つ束にして市町村にちゃんと対応しろよと、こういうようなことを言っているので、非常に劇薬的な部分もあるんだろうなと。

市町村にとってみると非常に、昨日も少し議論ありましたけれども、新規就農の問題にしても何にしても、やっぱりこの町で農業の将来を考えたときに、もう一つの問題はやっぱり圃場整備とか農業できる基盤をつくらなくちゃいけないという問題が裏腹にあるわけですよ。

昨日町長言っていたように、段々畑で中山間地域のその状況を放置したままで、幾ら若者に農業やれよと言ったってこれは無理なわけですから、当然その構想を進める1番の基盤としては農地の圃場整備というような問題にも取り組まないと計画もできないし、計画もなければ新規就農や認定農業者に対するサポートというものにも事欠いてくるぐらいこの法律の持っている効果が絶大だなという部分と同時に準備としては、この圃場整備の問題について真剣にやっぱりできるところは考えていかないと、この法律に対応した準備ができないのではないかなというふうに考えていますけれども、町長はどうですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず、地球温暖化対策推進法で高い目標で1.5度という話がございました。それを上昇するに対応できるだけの品種改良みたいな話だったと思います。

実は農業だけではなくて、漁業においても、最近では伊勢海老が東北のほうで取れたりということで、温暖化によって南でしか取れなかったものが、だんだん北上しているという状況

もあったり、逆に言うと、今まで取れた物が取れなくなるという可能性もあるということで、そこはしっかりと温暖化等を踏まえたことを考えていかなければいけない。

漁業について言うと、まずは黒潮の蛇行という話もありますけれども、個人的に言っているのは、養殖というようなある程度安定的なやり方がないかということは今後は考えて、いろいろ検討はしなければいけないと思っていることと同時に、農業について言うと、例えば函南町あたりでは、マンゴーをつくりはじめて、食べましたけれども、大変おいしいマンゴーで、そういう新しい環境を踏まえた取組があると。ただし、マンゴーにおいていうと、温室のかなり設定温度を上げなきゃいけないということで、今燃油高騰の中で、なかなか難しいところもあるということも踏まえながら、どういうことがいいのかというのはしっかり考えていかなければいけないというふうに思っています。

改正農業経営基盤強化促進法についてなんですけれども、圃場整備、要は上物を建てるに当たっては、ちゃんと基盤をしっかりしなきゃいけないというお話で、まさにそれはおっしゃるとおりであります。

まだちょっと何とも言えないところはあるんですけれども、県とも連携をしながら、この東伊豆町における例えば耕作放棄地的なものとか、新しく農地にできるようなところがあるかないかというような検討は実は少ししております、その結果次第なところもあるんですけれども、それを踏まえまして、そこに加えて新しい何かものできないかということも当然現場サイド、農業従事者の方とか農協さんとか農業委員会の皆さんとかのお話も聞きながら、新しいチャレンジというか、そういうことをできればいいなというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長と一般質問をやるのは3回目ということになるんですけれども、私、どうも町長の答弁聞いていて感じる場所なんですけれども、この環境の問題もそうだし、農業のほうでも。町長のほうが当然国政の中核にいらっしゃったわけで、やっぱり我々と見ているもの、また情報の量が全然違うんだなというものは感じています。

そこで、さっきの問題とも絡むんですけれども、やっぱり地球温暖化防止の関係で今後の、やっぱりこの間言われたように廃棄物処理計画の問題、いろんな問題が出てきて、町民生活にも関わってくる。この点でいうと、やっぱり私は町長が持っているような情報と我々議員で、もっと言えば町民でも新聞やテレビの中でちょこっと出てくる話題とやっぱり情報量違

うと思うんですよ。質的にも違っていると思います。

この問題について言うと、今後そういうことを念頭に置きながら、何らかやっぱり町民に対するアプローチというのをしていくことが大切なのではないかなというふうに感じております。

2つ目の農業、漁業の問題、まさに町長言われるとおりで、この気象変動適応法ですか、平成30年にできているわけですけども、町長もこれは当然よく知っていることだと思うんですけども、私なんか本当に今回温暖化のやつ調べていたら、こんな法律を国はつくってあったんだと、なるほどもう都道府県の農業試験場がお米やミカンやイチゴやいろんな部分での気候変動対策の対応をしているわけだよなというふうに自分は分かったわけなんですけれども、こういう問題も、町長、農業者の中でもしっかりと体系的なものを伝えていくということも、そういう機会もあってしかるべきだと思います。ただ1.5度上がるぞというような話とか、こんな法律があるぞという話だけではなくて、やっぱりちょっとこの部分は必要かなと。

町長さっき言われたことでいうと、伊勢海老の問題もそうなんですけれども、私、最近聞くのは、キンメの漁に行った人たちがウミヘビを見るんだよねというのを何人かの漁師から聞きました。やっぱり海水温の問題で、本来なら沖縄とか奄美のほうにいるようなウミヘビがキンメを取りに行つて、この伊豆半島の沖でよく見るというふうになってきているという変化も非常に注目すべき問題で、やっぱり農業の経営基盤強化という問題でいくと、枠組みもそうだけでも、本当に町長言われたように、どういう作物をつくってここでやっていくことがいいのかということは、まさに両面あるわけです。

ハードとソフトの両面でやっぱり対応もしていかなきゃいけないということでいくと、本当に農家や漁師の皆さんともこれからの農業、漁業というものについてしっかり情報提供、町長持つておられるような国や何かの動向も含めて伝えながら、やっぱりまず考えるというところが必要になっているんじゃないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） どちらの改正法についても共通して言えるのは、それに絡むことだけではなくて、国なり県なりいろいろな情報をしっかりと現場サイドに伝えることが必要だというお話でありました。

それをやるに当たっては、実は大前提があるなと思っていまして、というか、まずやらなければいけないということなんですけれども、それをやっぱりしっかりと現場サイドと町政、

町の政策をつなげるのは役場の職員でありますので、まずはその役場の職員がそういう情報を共有できることが重要だと思っています。

DXについては、実は内閣府のほうにお願いをして、勉強会というのを開催しました。それはまさにそういう思いでやったんですけれども、今時代がすごくいろいろ変わってしまっていて、各分野で様々な課題をキャッチアップしてやらなきゃいけないということは、私1人ではちょっと限界があるので、それはなるべく役場の職員とシェア、ワークシェアリングではないですけれども、しながら、まずは役場全体でそういう共通認識を持って、その思いの下に町民、もしくは現場サイドのほうにしっかりとそれを伝えていくという順番でやれたらいいのかなと思っています。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第3問、景観上の懸念についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第3問、景観上の懸念について伺います。

自然環境が資源である町にとって、大事な自然環境が脅かされかねない以下の2か所について伺います。

1点目は、奈良本における広大な土地が売却される予定があるようです。売却された土地が乱開発にならないように町は対応できるか、この点をまずお伺いしたいと思います。

2つ目に、稲取の細野高原が未来に残したい草原の里に選ばれました。一方、管理をする町民の皆さん、区民の皆さんは高齢化や人口減少により、今後の維持管理に大きな不安、課題を抱えております。町はこの認定を機に所有者やイベント等の関係者と未来に残す策を真剣に探究すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問の御答弁を申し上げます。

まず、景観上の懸念についての中で最初の質問であります、奈良本における40ヘクタールの公有地についての話であります、御指摘いただいた内容の具体的な動きを確認いたしました、現状具体的な動きというのを確認することができませんでした。

そのような動きがあった場合、すぐに対応できるように今後の推移については注意深く、今回御質問いただいたということもございますので、アンテナを高く上げて注視をしていき

たいと思っております。

一般論として、このような開発についてでありますけれども、2,000平米以上の開発の場合は町の指導要綱による審査を行うこととなっております。太陽光の場合については1,000平米以上ということなんですけれども、特に太陽光発電設備の設置については、伊豆エリアでも様々な問題が発生をしているということで、町の条例では、抑制区域内ではモジュール面積1万2,000平米を超える場合には、町長は開発に同意をしないということになっております。

これ国の上位法との絡みもあるんですけれども、少なくとも条例において町長の姿勢、要は同意をしないという姿勢を明確に示すことは、町的意思を示すことでありまして、乱開発の抑制効果につながるものだと考えております。

続きまして、2点目、細野高原についてでございます。

先般、全国草原の里市町村連絡協議会から国内では初の選定となる未来に残したい草原の里100選として稲取細野高原が認定をされました。議員も御同席いただいたということで、ありがとうございました。

そして、稲取細野高原の所有者で運営管理を行っている稲取地区特別財産運営委員会へは認定書が手渡されておりまして、これもひとえに先人からの意思を受け継いでススキの草原を維持してきた諸先輩方、関係者の御尽力によるものだと思っております。稲取地区の区民の皆様に対して、あとは関係者の皆様に対して、まずは心よりお礼と敬意を申し上げたいと思います。

未来に残したい草原の里100選記念フォーラム参加で、私も会長を務めておりましたので、いろいろな角度からそのフォーラムを眺めさせていただきましたけれども、せっかくですので、幾つか重要な点、気づいた点を少しお話したいと思います。

まず気づいた点なんですけれども、保全、つまり自然環境とか景観、動植物という、それを保全するというのと、活用、これは主に観光の面でその資産を活用していくということ、これをしっかりと両立していくということが今後重要ではないかなと。保全一辺倒でも駄目ですし、保全を考えずに活用ばかりしていくということもよくないということで、その両立をしっかりと考える。それをゾーニングをはじめする地域ビジョンの作成ということも行いながらやっていくことが大変重要だというふうに思いました。

また、地域に根差した歴史、伝統、文化という意味で、その細野高原を先人たちがどのような形で残してきたかということも、今の私たちがしっかりと認識をして、それをまた後世

に伝えていくということも必要なんではないかなと思っています。

また、持続的管理、活用に必要な協議会、いろんな形があると思います。先ほどの御質問の中にもありましたけれども、いろんな主体が参画をして、そして、細野高原の保全と活用についていろいろな話を出し合っていくという意味での協議会ということ、これをつくるのが重要ではないかなというふうに思っております。

また、カヤをはじめとした地域資源、ススキをはじめとした地域資源を活用した、これは今まであまりなかったかもしれないんですけども、もうけるアプローチ、維持管理にはある一定のコストがかかってくるという意味で、その維持管理の中にしっかりと自主財源ではないですけども、お金をある程度収入を得ていくという、そういう工夫も必要ではないかなというふうに思っております。

それと、これは気づかされたところで大きいところなんですけれども、草原の水源涵養力の重要性、水を蓄えるということについて、大変草原というのは優位的な機能があるという紹介がございました。細野高原においても水源地というのがあって、それをもう一度見直して、どういう姿がいいのかというのを考えていくことも重要なのかなと、今思っております。

そして、地域資源のそういう細野高原の魅力とかというものをしっかりと広報を伝えていくという努力、これもしっかりとやっていかなければいけないというふうに思っております。

これらのポイントを踏まえまして、先ほどお話をした保全と活用が両立する新しい細野高原の維持管理、活用に、これから皆さんと一緒にチャレンジをしたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、奈良本の開発の危険性というか懸念について言えば、町長が言われるように同意という問題もあろうかと思えます。

町長言われたように、伊東や函南をはじめとして、このメガソーラーという問題がやっぱり訴訟問題になっているという事案ですけども、聞いてみると、幸いなことに伊東も函南も両方とも条例をつくる前に土地利用を通ったものであって、条例で対応できなかったということが1つ大きな問題なので、ということは、逆に言うと、条例をつくった後は裁判となるような事態、事案というのが伊東も函南も、いろんな動きはあるようですけども、起きてはいないということのようでございます。

そうすると、私ちょっとそこに貼り出したんですけれども、うちの町の太陽光発電の条例と伊豆市、伊東市、函南町その辺の3つの条例を時間があつたもんですから比較をしてみたんですよ。そうすると、町の条例も閲覧であつたり協議会の開催だとかということで、なかなか考えられているなという部分がある反面、幾つかの点でいうと、建設後の維持管理に関わる計画書を出させたりとか、そういう面ではやっぱり伊豆市、函南なんかが持っている条例のほうがより深く入り込んでいる部分もあります。

そういう点では、100%いいということではないんですけれども、私は一応この際、ちょっとそういう今の伊東や函南なんかの地域のものとの比較が、もう一回検証して、いいものはやっぱりより取り入れて、乱開発にとってみれば、あの町は結構ハードル高い町だなということも大事なことでないかなというふうに思っています。

町長、もう一つの問題は乱開発という側面ではないんですが、約4ヘクタールぐらいの売却されるかもしれないというところについて、4ヘクタール分ぐらいのそこにあつた木が伐採をされました。

そのことによって、やっぱり水や土砂が湯ヶ岡赤川線のまだ工事していない部分に流れ込むような状況も出ておまして、この辺はたしか奈良本の区長さんから町のほうにそういう資料も行っていると思うんですけれども、そういうちょっと今後すぐに売る、売られないの問題もあるでしょうけれども、やっぱり4ヘクタールという大きな面積での皆伐をしたわけですから、水や土砂が出て、もう既に作業道なんかの脇はもう50センチぐらい水によって掘れるような状況も出ておきますので、こういう点についてもしっかり今の所有者に指導をしていただくことが必要ではないかなというふうに感じております。

2つ目の細野高原の対応ですけれども、町長言われたように、現状の細野高原では、細野高原の所有者である稲取地区特別財産運営委員会と町と入谷振興会と3団体で共通の管理規則を設けているということで、管理についての最低限のルールしかありません。

町長言われたように、協議会だとか、この先細野高原をどうしていくのかということについては、まさに地主さんの中では何ら今まで対応はされてこなかった。これはもう財産区なんかもやっぱり4つの町内会の区長さんなんかで構成されていますから、2年ごとにどんどん区長さんも変わっていかれるということで、なかなか長期的な構想というのは立てにくい部分もあつたのかというふうに思っています。

そういう点で、町長言われたようなことで、今後本当にそういう協議会なり構想をつくっていくということは大事だと思いますし、既に近くにテントがまたできるとか、グランピン

グだとかいろんな計画もまたできてきているような話も聞いておりますから、やっぱり周辺の地主さんを含めて1つの会というものができたりすることによって、一緒に守り、やっぱり活用していくという道ができることが望ましいというふうに思いますので、ぜひその辺は推進をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず、乱開発の件、太陽光についてですけれども、今伊豆市とか伊東市、函南町というお話がありましたので、それは非常に参考にするべきところがあるのであれば、しっかりと比較をさせていただいて、場合によれば、今の現状を変えるということもあり得るということも踏まえながら、少し検討させていただければと思います。

あと、当該地区の樹木を伐採することによって出た土砂については、先般もそういうお話をいただきまして、対処療法でありますけれども、土砂については撤去をさせていただいたかと思えます。

今後の対応、抜本的な対応というのはなかなか難しいところもあるんですけれども、様々なことを考えながらちょっと検討、ほかの話も、今の話も含めていろいろ起こってくる可能性がありますので、そこも踏まえて検討していきたいと思っております。

また、細野高原についてですけれども、まさにこれからの中長期的ないろんなビジョンみたいなものは先ほど言った委員会とか協議会というようなもので少し考えていくと大変いいのかなと思っておりますので、ぜひそれはもしその段階になったら御協力のほどよろしくお願いをいたします。

あと、これはいろいろ考え方があろうと思うんですけれども、グランピングとかいろんなテントの話があるという話を聞いています。それぞれの皆さんが努力とかアイデアを基に地域を盛り上げるということは大変ありがたい話だとまず思っています。

一方で、あの地域全体をどう考えるかというところを本当は最初にしっかりつくってからその中でそれぞれが考えるということが私はふさわしいと思っておりますので、今後、この中の動きについて、ちょっと協議会の設置が遅れているというのが一番の原因なんですけれども、速やかにそういう協議会とかを設置させていただいて、そのような民間の方々の参画も場合によればしていただきながら進めていくのがいいのかなというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 細野の問題について言うと、やっぱりあの隣接地、昔はずっと野だったんですけども、伊豆急行が引かれる段階で代替地として土地を分けてもらった人たちの土地というのが隣接にもあります。さらにその奥にはミカン畑をつくるということで、昭和40年代にパイロット事業というのが行われて、その後あまり使われていない土地もある。

逆に言うと、その使われていない土地というのがそういう点でも大半あるということなので、いろんな形でそういう人たちにもできるだけ地主さんなんかも関わりを持って、包括的にやっぱりやっていかないといけないのかなという点があるということだけ1つお伝えしておきたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第4問、学校給食への支援、無償化についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 4点目に、学校給食への支援、無償化についてお伺いいたします。

この間、国の臨時交付金を通じての支援も行ってきましたし、太田前町長時代からの500円の支援というのも町ではやってきました。

しかし、現状物価高というものが続いておまして、これまでの学校給食への500円の支援というものを今後継続していくのかどうかという問題がやっぱり1つあるのではないかと思います。

さらに、学校給食の無償化の流れというものがかなり広がってきたというふうに見ておりますけれども、町長はこの辺についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 第4問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 学校給食に対する町の支援の在り方という御質問だということでお答えいたします。

現状500円の支援ということで行わせていただいておりますけれども、当面はこの500円の支援、これは続けたいと思っております。

燃油とか物価が高騰していることに対して、給食費をそれだからという理由で下げる、1つのやり方としてはそれはあり得ると思いますけれども、燃油高騰とか物価高に対する支援

のやり方というのはいろんな選択肢がありますので、町全体のバランス、あとは効果的なやり方という配分があると思いますので、そこを踏まえてやっていきたいというふうに思っております。

無償化についてなんですけれども、全国的にいうと、なかなか無償化増えてきてはいるものの、全体の比率からすると、まだそこまで増えてきているのではないのかなと。その理由に多分一番大きく挙げられるのが継続的に予算を確保どうするのかと。各自治体の財政力によるところも大きいと思うんですけれども、そういうところがあると思います。

ただ、これ無償化によっていろんな効果も考えられます。例えば少子化対策という中で移住促進につながるのではないかという話もあります。私もベビーファースト宣言というのをしておりますので、その点は十分考えなければいけないというふうに思っております。

個人的には無償化については、逆に言うと、東伊豆町のような規模、要はあまり大きくない規模の町だからこそできるという可能性もあるかなという認識はあります。ただ、今お話ししたような課題も同時にありますので、そこはしっかりと踏まえながら無償化を排除することなく政策的なバランスの中で何ができるかということをちょっと真剣に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 財源の問題があるということは十分承知しております。

ただ、町長、私が知り得ているところかというと、来年春の実施で葛飾区46万、千葉県市川市49万、青森県青森市27万というようなところでも来年春からそういうことになるということが1つあります。

現状では256の自治体が完全無償化と。そのほかなかなかいろんなところ財政の問題があるんですけれども、半額補助をすとか、第3子のみ無償化にするとか、あと中学生のみ無償にするとか、やっぱり財源を考えながらいろいろやっているというのが1つの特徴としてあります。

もう一つ町長の言われたことの関係でいうと、やっぱり移住定住の関係でも絡んでくるんですけれども、例えば私ども静岡県にある東伊豆町ともしかすると移住という環境で首都圏からライバルになるであろう、例えば山梨県とか長野県というところで見ると、山梨県なんかは富士吉田、甲州、早川、身延、南部、道志、忍野、山中湖村、鳴沢、富士河口湖町とかこういうところがやっぱりそういうことはもうやっている。

長野県のほうにいきますと、佐久穂町とか川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢、御代田町、長和、青木村、王滝村とか、こういう村部分でやっぱり移住定住やなんかを中心にするとところも、こういうところにやっぱり、小さいからできる部分もあるんですけども、やっているという面もあるということをも十分考える必要もあるのかな。

町長言われたように、財源のある問題ですから、そういうことを含めて、総合的に今後の対応についてお考えいただくことが必要かなというふうに思っておりますので、その点要望して質問は終わります。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、山田議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時00分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

◇ 須 佐 衛 君

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員より、一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

7番、須佐議員の第1問、町内産業の労働力不足解消に向けた取組についてを許します。

7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） こんにちは。

最後の質問者になりましたけれども、今回、2問通告しておりますので、よろしくお願ひします。

まず1問目ですが、町内産業の労働力不足解消に向けた取組についてということで、町内産業の現状を見ると、各業種に労働力不足の懸念がある。観光ではインバウンド需要の回復、

一次産業では後継者不足の問題、さらに、介護現場では超高齢化社会を背景に、人手不足の声を多く耳にするようになった。それらを踏まえて、以下の点について伺う。

(1) 昨年の12月定例会において、移住者に仕事面の対策を考えられないかと質問した。その際に、労働者派遣事業として特定地域づくり事業協同組合の提案をさせてもらったが、庁内での検討はいかがか。

(2) 全国に目を向けると、人手不足が原因で廃業に追い込まれる介護施設も多くあると聞くが、一方で、軽度生活支援事業や訪問介護サービスをシルバー人材センターに担ってもらっている自治体もあるという。当町でも同じような対応が検討できないか。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） 須佐議員の質問に御答弁を申し上げます。

まず、町内産業の労働力不足の解消に向けた取組ということで、最初でありますけれども、特定地域づくり事業協同組合という絡みの御質問でございます。

今回、御質問を受けまして、当該組合のその取組ということなんですが、確認をさせていただいたところ、特定地域づくり事業協同組合に関する庁内での検討は現在行っていないということでありました。

特定地域づくり事業協同組合は、地域人口の急減に直面している地域において、複数の事業者の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、地域産業における担い手を確保する総務省の制度であります。いろんな業種にこだわることなく、農業や観光業、建設業などの職種によって違う繁忙期を調整して派遣先を決めることができ、慢性的な人材不足の解消にもつながるという制度であります。政府の取組ということもありまして、取組事例もじわじわと増えているというふうな認識しております。ただ、具体的な成果というのはまだ、たしか令和2年ぐらいからのスタートだったかと思っておりますけれども、まだそんなに出ていないのかなという認識でもあります。

また、新しい取組ということで、課題も多くあると認識しています。事業協同組合の運営面での課題、この取組を行っていく上で、採算が合うのか、かかるコストも問題であって、移住して組合で働く皆さんの住居確保の問題等々、多くのハードルがあるのも事実だと思います。

一方で、人口減少社会において不足するあらゆる資源を活用する大切な考え方が、日頃から私も言っているんですけども、シェアリングの考え方、シェアリング・エコノミーということでもありますけれども、限られた資源をお互いに共有することでこの難局を乗り越えていくというこのシェアリングの考え方は、その処方せんとして、難局を乗り越えるという処方せんにおいて、大変あらゆる分野に今広がっているところだと思っています。当町で進めている関係人口の創出において、滞在場所や移動手段の確保に対してシェアリングは効果があるとされておりまして、今回取り上げられた特定地域づくり事業協同組合の根底に流れる人材のシェアリング、公共サービスだけに頼らず、市民1人1人がシェアし合うことであるあらゆる課題を解決し、自治体の負担を削減しながらサステナブルで暮らしやすいまちづくりを実現するというシェアリングシティの考え方というのもありまして、未来に避けては通れない、これらの考え方というのは、未来に新しい可能性を開く上ではなくてはならない考え方だとも思っています。

その考え方に基づき、少なくとも可能な限り考え得る分野にこのシェアリングの考え方、当町でも取り入れるべきだと私は思っておりまして、特定地域づくり事業協同組合についても、今までは検討はしていなかったんですけども、少なくとも検討ぐらいはしなければいけないのではないかなと思っています。これに当たっては、役場のマンパワー不足という課題もあるかもしれません。ここに対しても、それを補うために、まさに仕事を時間や日数で区切り、複数の人が一つの仕事をシェアしながら業務を行うという考え方、ワークシェアリングでありますけれども、こんなことも場合によれば役場の中でチャレンジをしながら、担当課と調整をしっかりと図りながら進めていく。できない理由を考えるよりは、できる理由をしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

続きまして、今度は、シルバー人材センターという切り口で御質問いただきました。

軽度生活支援事業というのは、65歳以上のみの世帯で日常生活上の援助が必要な方を対象に、草取りとか植木の剪定などの庭の手入れ、部屋の掃除とか買物、簡単な照明器具の交換など軽易な日常生活上の援助を行うものでありまして、事業主体は各自治体で、自治体の判断で適切な事業運営が確保できると認める者に委託するというのが一般的でありまして、この事業の委託先としては、例えば御指摘のように、シルバー人材センターとか社会福祉協議会などに委託するというケースが多く見られるようです。

当町におけるシルバー人材センターの活用について、現状を交えて御説明をいたします。

当町では、シルバー人材センターの会員数は、令和4年4月1日時点で51人であります。

シルバー人材センターに入会が可能な当町の60歳以上の方の人数は6,170人で、60歳以上の方に比べ、シルバー人材センターの会員になる方が少ないというのが一つ課題なのかなと思っております。

結論から申し上げますと、当町においてはシルバー人材センターの会員数が少なく、様々な事業を受ける余力が今のところはないというのが現状であります。一方で、高齢者が働くことを通じて社会参加を図り、日々の生活を充実したものにする、また、高齢者の皆さんが持つ能力を生かした活力ある地域づくりを行うということは大変重要な視点でありまして、シルバー人材センター会員数をどうやったら増やせるのかということをもまずは調べて、そしてそれに基づいて検討していく必要があるというふうに考えております。

このようなことを背景に当町においては、今年度から社会福祉協議会に業務委託をし、「支えあう東伊豆」事業として高齢者の移動支援をもう既に行っておりまして、来年度からはその移動支援に加えて、軽易な生活支援も実施できるように計画をしているところであります。

訪問介護サービスにつきましては、シルバー人材センターの会員数が多い自治体では、シルバー人材センターが介護事業所として指定を受けて、基準に基づき専門職を配置して訪問介護サービスを実施している事例はありますが、先ほどお話を申し上げましたとおり、当町においてはなかなかシルバー人材センターの会員数が少ないという現状もありまして、なかなか活用には至っていないということが考えられます。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 御答弁ありがとうございます。

今、検討はされていないということでありまして、しかし、町長が今できないことを考えるよりもできることをちょっと考えていこうというようなお話をされたということで、非常に今心強いなという気持ちでおります。

昨年の12月に一般質問でこういう制度がありますよという話をした中で、そのとき実は、企画調整課長が県のほうにちょっと勉強会といいますかね、そういうところに行かれたという話があって、ただ、経費的にはちょっと難しいというような話も出たところではありますけれども、今回、私ども総務経済常任委員会では、視察研修で取組を始められている山梨県の早川町というところにお邪魔して、話を伺いに行ったところでございます。町長の答弁に

もありますように、令和2年から始まった制度だということですがけれども、実際に成果がどれくらいあるのかということは、まだちょっと乏しい部分もあります。その早川町に伺って、そこも、そちらも始めたばかりだったんですけれども、実際に雇用をして、そして農業の手伝いと商品開発、一方で町内にある旅館に勤めるなどという形で、雇用を始めているところだったということです。

全国へ目を向けますと、今年だけでも70の自治体が採択されているというようなこともございますので、積極的にこういうことを行っていく、進めていくべきではないかなと。冒頭にも申し上げましたように、コロナによって雇用の変動といいますか、私も観光業をやっていますけれども、なかなか繁忙期はお客さんがすごく来るんですけども、それ以外のときは来ないということが、広くホテルや旅館さんなんかでもこうあるのではないかとということが見えております。

今日は、あちらに資料、お手元にも資料をお配りしておりますけれども、カメラでも見られるような形にこう資料を置かせていただいております。この資料の一番左側のところから、繁忙期の人手を確保できない、安定した雇用機会を提供できない、求人しても応募がないといったようなことがございまして、一番左のところからですね。で、開いてみますと、その仕組みがこう書いてありますね。3枚目のこの掲示でいいますと、3枚目の紙ですけども、特定地域づくり事業協同組合の運営イメージというところがこうあります。例えばどうということかといいますと、1、2、3と3パターンこうあるんですけども、この1のブルーのところでは困っているところですけども、4月は農業を行って、5月から10月は飲食業を行う。そして、11月から3月は酒造業ですか、そういったことを行うというようなパターンがあったりですとか、例えば2のパターンですと、2月から4月にかけて水産業、5月、6月から9月、これは宿泊業なんかも忙しい時期、で、宿泊業に従事する。6月から10月、1月、食品加工業であるとか。それから3番目のパターンでいいますと、介護事業がこうありまして、そしてこども園で働く、で、午後は小売業で働くというような形で、うまくその事業を組み合わせるということが大切だ。

何が大切なのかというと、やはりパート、非正規雇用といいますか、そういう形で、不安定な形でのその雇用が、こう組み合わせることによって正規雇用な形で雇用されるということになるわけですね。そうすることによって移住者も増えていくだろうし、やはり地域の若者が地域に残って、あるいは戻って、そういう形でその事業を行う、働くことができるのではないかとというような、そういうような形で、シェアリングという町長も話がありました

けれども、こういう仕組みがあるということがあります。

今、これ、最近の新聞のチラシをこうちょっと持ってきてみたんですけども、例えばこういうかんきつ類の収穫スタッフ等大募集ということで、スタッフ募集ということ。これはJAがこういう形でチラシを配布しているものです。この季節、10月、11月ぐらいの季節にこういう折り込みが入ってきます。あるいは、町内のやはり事業所ですけども、介護、介護職員、ケアマネ募集といったような募集がこういう形でこう出てきている。で、社協などでも、社協のその会報を見ますと、やはりこういう形で訪問介護職員募集というような形で、こういうふうに大きくうたっていると。人材不足というような形のものがこういうチラシまで入れて、こう深刻であるというようなことが、もちろんその観光のチラシも多く入っているわけなんですけれども、出てきているということです。

人手不足感というのは、これから人口減少がますます進みますと、どんどん深刻になってくるというようなことで、早急にこれはちょっと考えていただいて、その人の問題、事務職員の問題、どういう形で組織するのか。例えば早川町でいいますと、観光協会の中に人材が、県の職員を退職された方がいて、その方を中心に準備段階で始めていったということがございまして、それ自治体によっていろいろあるかと思うんですけども、具体的な話は、それは先の話になるかと思えますけれども、仕組みづくりというものを考えていく必要があるんじゃないかと思えます。町長、もう一度答弁のほう、その辺のところをお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

おっしゃっていること、まさにそのとおりだと思います。ただ一方で、今思ったんですけども、人材不足に対応するための人材がないという状況が1つある、分かりやすく言うのですね。この制度を、特定地域づくり事業協同組合という制度を運用するために、では誰がどうやるかというところについて、ここをしっかりとやらないとなかなか実現が難しいというふうに思っております。

今、JAさんのチラシの話がありまして、実はもう何年前でしょうか、数年前なんですけれども、静岡県の子Aの中央会さんといろんな話をする中で、JAの中で収穫期が違うので、それをうまく、まさに同じ発想でシェアリングというか、していこうというそんな企画がたしかあったような記憶をしております。ただ、それがどこまで実現できたかというのは、多分いろいろなハードルがあったんじゃないかなという中で、農業だけではなくてほかの他職種をも巻き込んで、それを取り組むというのが総務省のやり方だと思うので、それはどこま

でできるかというのをちょっと少し考えるぐらいはしたほうがいいのかなと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 前向きにお考えいただきまして、ありがとうございます。

中には、地域づくり協力隊の方は卒業されてそういう組織づくりをしたりとか、実際に協力隊の人が在職中にそういうことを取り組みしているというようなこともお聞きしました。ですので、いろいろ考え方もあるかと思いますが、この、お金のことを言うと生臭いですが、助成金も10年ぐらい、早川町で聞いたところによりますと、助成金が出るんだよという話もあったりとかということで、ぜひその雇用ということに関して前向きに捉えていただきたいなというふうに思います。

同じように、シルバー人材センターのこの人材不足、人材不足といいますか、シルバー人材センターを活用した町内の人材不足ということへの対応ということで、私も町内の介護施設さんの方とちょっと話をしたときに、今、本当に人が少ないんだと、人手不足で大変だということをよく耳にします。コロナで利用控えということもあったにせよ、コロナの関係で仕事を離れる方というものも出てきたりとか、慢性的な人材不足に加えてそういうような状況があってということをお聞きです、何とかしてもらえないかということで。

そう考えたときに、このシルバー人材センターで、地域によってはその軽度の生活支援であるとか、あるいは、資格を取って訪問介護等をやってもらっているという人材センターもあるんだということをお聞きしました。今、町長から会員数が51名ということで、私も監査をやっているときにいろいろお話を聞いた中で、会員さんも男性の方が多いということをお聞きしました。女性にも同じようにその仕事を、事務職であるとか、そういった形の仕事はあるんだけれども、女性の会員数が少ない。仕事もそういう形で、今はお掃除ぐらいしかないというようなことも聞いたりなんかする中で、町もシルバー人材センターに助成金ということで毎年払ってやってもらっているという部分もあるものですから、その辺のところでも介護の研修ですね、昔はヘルパー2級というふうに言っていましたけれども、初任者研修制度というのがあるかと思いますが。そういったような研修制度を受けさせるような、今、町内を見ますと、女性のほうが人口の比率が高いということもございます。で、ちょっと仕事をしてみたいという人もいないかと思うんです。そういう形の中で、こううまくその助成制度を利用しながら人材育成を図っていただければ、シルバー人材センター

をうまく活用していただけないかというのが私の今回の質問の趣旨でございます。

お手元にやはり資料を配らせていただいております。それで、これは静岡県シルバー人材センター連合会のホームページから取らせていただいたものでございます。令和4年度「高齢者活躍人材確保育成事業」ということでこう出てきているわけなんですけれども、主旨の1番目だけちょっと読ませていただきます。

「労働力人口の減少等により、サービス業等での人手不足や、育児・介護等の現役世代を支える分野での担い手不足が問題となる中、該当分野での高齢者の就業を推進することは喫緊の課題」であるというようなことが出ておまして、下に一覧表のような形でこうあるわけです。その真ん中の段をちょっと見ますと、シルバー人材センターを通じた就業体験というようなことがありまして、スーパー・コンビニ、あるいはホテル・旅館、保育・介護施設、食品加工企業というようにこう出てきているわけなんですけれども、その下をちょっと見ますと、シルバー人材センターでの就業に必要な技能講習というのがございまして、これは何かといいますと、シルバー人材センターで講習が受けられるということですね。研修が受けられる、そういうようなことが出てきているんですね。まさに、そこに出ております接遇・ホスピタリティですとか、食品衛生管理、介護技術とかと出てきておりますけれども、実際問題、ちょっとホスピタリティとかということでいいますと、旅館ですとかホテルに勤められている方なんていうのは、それなりに皆さんホスピタリティとか接客の技術を持っておられる方が多くいらっしゃるのか、食品衛生管理とかその調理の責任者だったりする方もいらっしゃるというようなことで、そういう技術を持っている人が結構いるということもあるかと思っております。今回の質問は介護に関してだものですから、その介護ということに見ますと、先ほど申し上げましたような初任者研修制度みたいな形のもの、三万幾らかのお金がかかるわけなんですけれども、少し援助してあげることによって資格を取って、それまでのその生活支援的なものしかできなかった人材センターの仕事から一歩出て、訪問介護等の仕事に就けるような技術を習得してもらおう、研修してもらおうと。それによって多くの仕事をやっていただくことによって、それで町内の今の労働力不足、担い手不足というものが解消できないか、そういうことが私の質問の趣旨になるところでございます。町長のお考え、御意見等を伺います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 有効的な御提案だと思っております。今のお話、一連の中で大きく2つあって、1つは人材の確保についてと、それができたという前提条件で、次にその人材をど

う育成していくかという話だと思います。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、当町において何がその2つで重要かと、最優先は何かというと、まず人材の確保、要は、シルバー人材センターのところにいかに会員数を少し増やしていくかということが先にやらなければいけないのかなというふうに思っております。同時進行でもいいのかもしれませんが、まずはこの会員数が少ない当町におけるシルバー人材センターの会員数を、女性の比率を増やすというお話もありましたけれども、その話も含め、どうやったらより多くの方々が参画をしていただけるかというところをまず少し考えていければというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） ぜひお考えいただいて、また、こういった人材育成事業、研修制度については、地方創生臨時交付金等とかそういったものも幅広く使えるようなところも聞いたりもしますので、お願いしたいなということであります。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、町の水道事業についてを許します。

7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 町の水道事業についてということで質問させていただきます。

町の水道事業について、以下の点を伺う。

（1）地方創生臨時交付金を活用した減免措置がなされるというが、その内容とスケジュールは。

（2）今年度までの新規井戸整備の進捗状況と今後の予定について伺う。また、新風車建設の際に、運搬や掘削の影響を受けないか。

（3）新浄水場の建設はどのような計画になっているか。

（4）災害時の断水において、飲料水の貯水能力はどれぐらいあるのか。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問について御答弁を申し上げます。町の水道事業についてということであります。

まず最初に、先般話題に出ました地方創生臨時交付金を活用した減免措置についての御質問でございます。

コロナ禍における原油価格や物価高騰の影響による経済的な負担軽減を図るために、国からの交付金を活用して、水道料金の基本料金免除を実施しております。

実施の経緯についてですが、新たに制度を構築するとなると、日数も事務手続も多くなり対応が遅くなるということで、既存の水道料金という仕組みを活用することで住民の皆様幅広く速やかに支援できるということから、この方法を用いて支援策を実施したという経緯がございます。

第1回目といたしまして、先月11月末納期限の第4期分の免除を実施いたしました。免除の金額は用途区分にもよりますけれども、大半のお客様は、一般用で1期2か月分の基本料金2,860円となっております。また、来月1月末納期限の第5期分につきましても、第2回目として同様の免除を行うため、現在準備を進めているところでございます。

次に、新規の井戸整備事業についてということで、新規の井戸整備事業につきましては、令和元年度の測量調査、基本設計からスタートし、令和2年度に詳細設計を実施いたしました。令和3年度に着工し、現状は4号、5号、井戸施設整備工事と導水管新設工事が完了した状況であります。

今後の予定につきましては、来年度、滅菌設備、そして遠方監視装置及び流入管の設置工事を行い、令和6年度供用開始の予定となっております。

この新規井戸を整備する狙いの一つとして、水源が増えることにより災害時や渇水時のリスク分散が挙げられます。そのほかにも、井戸を優先的に活用することにより白田から稲取地区へのポンプアップの抑制が可能となり、動力費の削減にもつながるというふうに考えております。さらには、白田浄水場のコンパクト化も可能となりますので、今後の新浄水場整備においても重要な役割を持つ施設となってまいります。そのため、先日、各井戸で同時に揚水したときの相互の影響を調査する揚水試験を実施いたしました。試験の結果、水位の変動はごく僅かであり、運用においては支障がないことが確認できましたので、今後の経費削減に期待をしているところであります。

新風車建設予定地は、新規に掘削された井戸とは標高差が130メートルから150メートル程度あることから、影響は出ないというふうに考えております。また、その風車の運搬のときの影響ということで、風車の運搬は全国的に一般的な道路を使って行われておりまして、地下に埋設された水道管等に影響を及ぼすことは考えられておりません。

そして、3つ目でありますけれども、新浄水場の話出ましたので、その建設はどのような計画かということであります。

現状の白田浄水場の施設能力日量2万2,000トンに対して、計画策定時、これは平成29年度の状況でございますが、1日最大配水量が1万1,000トンと約5割程度となっております。さらに、現在作成中の基本計画では、新規井戸の活用などダウンサイジングの検討を重ねた結果、日量7,000トン弱の施設能力で設計の最終調整を今行っているところでございます。この新浄水場につきましては、水道事業の基幹施設でもあり、今後長期間使用していくこととなりますので、ランニングコストについてもしっかりと検討をし、将来負担を少しでも減らせる方法を考えながら、建設に向けて事業を進めているところであります。

なお、基本設計の中で、施設の規模やレイアウトなども固まってきました。建設予定地の中で無理なく配置できる見込みとなっております。

そして最後に、災害時の断水ということで、飲料水の貯水能力ということでございます。

町では災害時の断水に備えて、各家庭で1人当たり1日3リットルの飲料水を7日間分備蓄することをお願いしております。加えて、東伊豆町内には10か所の飲料水兼用貯水槽が設置されております。貯水槽の容量は、1か所当たり60平米、60トンでございます。災害時に1人1日当たり必要とされる飲料水の量3リットルを基準にすると、貯水槽1か所当たり2万人分となります。町の人口、これは令和4年、今年の9月30日時点でございますけれども、1万1,469人ということでありまして。また、宿泊している観光客の分、これ、大体宿泊定員と、あと交流客数というのを加えてざくっと考えると、大体8,000人少し超えるぐらいであります。そうすると、大体2万人の中に収まっていくということで、この数でいうと、現状の設備能力で大体10日間ぐらいは維持できるというか、それは全て飲み水に使ったということで前提条件ですけれども、ほかにもちょっと生活用水的な話が入ると少し変わりますけれども、飲み水だけで全部使ったとすれば、10日間ぐらいはキープできるのではないかなということになっております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 水道事業ということで御答弁いただきまして、ありがとうございます。

この水の事業については、やはり町民の皆さんも興味を持って、井戸が造られた、で、その井戸はどうなっているのかという関心ね、持たれている方も多いと思いました。

また、その水のことについて今御答弁いただいた中で、減免措置がなされたということについて、一町民として助かるということがございます。またその次のところも、第5期についても検討されているということで、そのことも、今町民聞かれている方も、そういうことなのかということで納得されたのではないかというふうに思います。

井戸についてなんですけれども、その井戸、進捗状況、4号井戸、5号井戸というのがございまして、どちらも試掘段階からどうなのかなんていうことで私も関心を持っていただけなんですけれども、実際にいい水が出てきていると。そして、十分稲取地区の水をカバーできる分量ができているんだというような話があったので、それはそれで本当によかったなというふうに思います。

町長今言われたように、動力費が今本当に問題になっている中で、白田の浄水場から揚げなくても済むというようなこと、それから新浄水場の建設、水道ビジョンを見ますと、ちょっとその計画が遅れているのかなということがありますけれども、このアセットマネジメント計画ですか、そういう形の中で長期的な計画をもって、またその浄水場も聞くところによりますと、今まで、その水、取水口から上に揚げて、それからそのところ、その浄水場で、今の浄水場のところで、そこで浄水してということがある。

災害があつたりして、台風であつたわけなんですけれども、この災害に遭わないような場所を選んでいるんだと思いますし、今確保している用地というところは、ダウンサイジングで用地内で十分賄えるということで。今の技術というのは、私も以前水道課がデモンストラーションっていうんですかね、小さなコンパクトな浄水装置を持った車が役所に来まして、その車で少し濁った水を浄水にして、それでそこで飲んだ覚えがあるんですけれども、災害時にも、そういったような形のコンパクトな形でも浄水機能を備えたものがあるというようなことも聞いておりますので、それはそれで進めていける。

ただ、気になるのは、そういう形で新浄水場ができるという形になって、動力機器も抑えられるということになると。その費用面でどういうふうになっているのかということがやっぱり水道事業は心配なんです。これから先、一町民として考えるのは、水道料金がこれからまた上がるのかどうなのかということもちょっと心配ではありますし、その辺のところの検討といいますか、先々を見たところは、町長はどういうふうにお考えになっているのかなと、ちょっとその辺のところお聞きします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 水道料金について、4号、5号の井戸の、先ほどお話ししました用水

試験というところは終わったばかりということで、特に影響はないという。

具体的に、その井戸を使ってどういう運用ができるかということについては、なかなか予測がまだつきにくいところもあるということだと思います。実際に使っている中で、またいろいろ修正をするところもあるかもしれません。

総合的な金額で、今ちょっと、どれぐらい可能かということについては、ここで明言をすることもなかなか難しいとは思いますが、少なくとも4号、5号機を使って、稲取地区、季節にもよるところが多分、繁忙期についてはなかなかやっぱり状況が変わってくるということもあるんですけれども、大まか賄えるのではないかなというところで、単純にその分ポンプアップする量が減れば、井戸自体のポンプアップの電気料はかかるんですけれども、そこを相殺した額が多少削減をされてくる可能性があるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 実際にちょっと無理な質問だったかもしれませんが、水道料金まですることは、なかなかこれから先ですね。

ただ、ちょっと懸念材料がございまして、やはり新風車建設に当たっては、風車を運んでいくのに、5号井戸は、何といいます、体育館のほうにあるかと承知しますのであれなんですけれども、4号井戸、それから3号井戸のところを通過して、恐らくその風車の運搬がされるのではないかなというふうに思うんです。

そうしたときに、かなりの大きな車両がそこを通過していくことについて、先ほど町長は、道から入っていくからということで、具体的なことはちょっと私も計画は聞いていないので。ただ、あそこを通過して行くことによってその心配があるのと、先ほど130メートル、150メートルぐらいの深さを掘るということだから、私、町長はやはり土木の専門家ですから、これあえてお聞きしたいんですけれども、本当にそれ、大丈夫と言えるのかどうか。今の風車よりかなり下を掘っている、基礎を造ったりということがあるものですから、やっぱり水脈を確保しなきゃいけないというのは、やはり4号井戸、5号井戸、大切な問題であって、3号井戸の問題もあります、今順調に出てきている。それが台無しにならなければいいというのが私の思いなんですけれども、その辺のところをもう一度、ちょっと町長のお考え、よろしいでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

実際の運搬時については、専門のチームが恐らく運搬をするということで、一般道を使って、例えば集中荷重がかからないような、分散させるような配慮とか、いろんなやり方があるのかなとは思っておりますけれども、詳細については担当課のほうから説明をさせていただきます。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 今度、もし民間の事業者が風車を建てることになるのと、今建っている町の風車よりはかなり大きいものになるんですが、ただ、その風車が、今現在、日本国内でこれから建つ風車と比べて大きいかというと、あんまり大きくないんです。今もっとすごく大きくて重い風車が国内でたくさん計画されていて、たくさん建ちます。

そういった風車は、全て一般的な道路を通過して輸送をされます。今までもそうですし、ですので、通常重い荷物をしょったトラックが走っても、町長も言いましたけれども、タイヤがたくさんついたトラックで運ぶことになりますので、その井戸の上に一点に力が集中するというような心配はございませんし、既にもっと大きくて重い風車が日本全国あちこち走り回っていますが、何か地下の構造物に影響が出たというような事例も聞いておりませんので、特に御心配することはないのかなというふうに思います。

また、井戸についても、風車の基礎を設計するのに既に山の上でボーリング等も行っていきますが、特に何か水脈に当たってそこから水が噴き出して、150メートル下にある井戸の水脈に影響が出るというような、そういう心配があるよというような報告も事業者のほうからも受けておりませんし、常識的に考えて、標高差が150メートルあるところで、井戸の水脈、そのそばで掘るのはもちろん影響があると思うんですけれども、150メートル高い山の上で掘って、基礎ぐいは何メートル入るかまだ分かりませんが、それが下のほうにある井戸の水脈に影響があるということは、ちょっと一般論でいって考えづらいのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 一般論といいますか、常識で考えればというお話でしたけれども、私も議員として質問させていただくからには、やはり何かそういうような心配、そういったことがあれば質問させてもらうのは当然だと思うんです。ですので、今のその答弁を伺います

とそういうことはない。

ただ、もちろん道から入っていくわけですが、その山に入っていくに際して、やはり井戸の付近を通っていくということは、それは通っていかなければ上に行けませんので、その辺のところの心配を申し上げているわけですし、井戸の掘削についても、その辺のところでは本当に心配はないのかということを確認させていただいたということなんです。

もう一点、質問の中で、災害時の断水においてという質問をさせていただきました。私もこの辺、よく知らなかったんですけども、町内に10か所、そういうような水のタンクといえますか、貯水があったということなんですけど、これ各地区1か所あるというような感じの考えでよろしいのかということで、またそこを御答弁いただきたいのと、意外と町民の方というのはそういうことを知らないのではないかなど。例えば、避難訓練のときにそういう場所にこういうのがありますよと言っておけば、そこに水を取りに行かなきゃいけないのか、そこから水を配ってくれるのかということも含めて、何かそういったことも一つの訓練というのか、そういう形の中に、町民に知識としてあったほうがいいんではないかなと思ったものですから、その辺のところはどういうふうになるのかなど。

○議長（稲葉義仁君） 防災課長。

○防災課長（国持健一君） 今、7番議員がおっしゃられたことにつきましては、防災訓練で実際にやっていただいております。ついこの間の12月4日の地域防災訓練のときにも、私ちょっと少ししか行けなかったんですけども、片瀬地区で飲料水兼の貯水槽から水を上げる訓練をしております。

実際に、有事のときにそれを配るのかというお話なんですけれども、それを持って配りに行くということは非常に難しいと思います。もちろん7日間の備蓄をしていただいて、その水を使っていた後に、必要となった場合には取りに行ってください、そこで給水をするような形になろうかと思っております。

給水につきましては、手押しポンプ等で、無圧の状態ですので、上げるような形で、それも訓練でやっておりますので、毎回毎回ということではないんですけども、例えば9月にやっているところ、12月にやっているところ、それぞれありますので、そういった形で対応させていただいております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 訓練の中でやられているということで、ごめんなさい。それは失礼しました。

実際に訓練に参加できない方もいるんでしょうし、そういった方には私のほうからもこういう説明をさせていただきながら。また、当局といたしましてもそういった形のことを、貯水能力がどれくらいあるということなんかも町民に広報してあげれば、多少安心といたしますか、そういったことにもつながるのではないかと。

ただ、一人一人がその、1日3リットルでしたっけ、というものをいつも持っていないといけないということ、それはあると思いますので、その辺のところは了解いたしました。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、須佐議員の一般質問を終結します。

この際、14時5分まで休憩とします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時05分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ、再開します。

◎日程第2 発議第5号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（稲葉義仁君） 日程第2 発議第5号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 発議第5号の提案理由について、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議第5号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年12月7日提出。

東伊豆町議会議長 稲葉義仁様。

提出者 東伊豆町議会議員 山田直志。

賛成者 東伊豆町議会議員 西塚孝男。

今回の改正は、人事院勧告に準じ、議員の期末手当の支給率の引上げを行うため、条例の一部を改正するものです。

3枚目の新旧対照表を御覧ください。

2枚目の改正文、第1条の関係の改正内容となります。

第4条第2項の下線部分、「、100分の165」を「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改め、12月の支給率を100分の10引き上げるものです。

4枚目の新旧対照表を御覧ください。

2枚目の改正文、第2条関係の改正内容となります。

第4条第2項の下線部の「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「、100分の170」に改め、議員の期末手当の支給率について、平準化を図るものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用します。ただし、第2条の規定は令和5年6月1日から施行します。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、発議第5号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号））

○議長（稲葉義仁君） 日程第3 専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業等を速やかに実施する必要が生じたため、令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）を処分したものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについての令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）について、概要を御説明いたします。

令和4年度東伊豆町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,579万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,675万6,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、補正前の金額に1億2,194万8,000円を追加し、1億8,760万5,000円といたします。

1節社会福祉費補助金、細節9電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金1億1,500万円及び事務費補助金694万8,000円の増につきましては、非課税世帯等へ5万円を給付する国の事業における国庫補助金であります。

7目総務費国庫補助金、補正前の金額に4,384万5,000円を追加し、2億2,783万6,000円といたします。

1節総務費補助金、細節4新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,384万5,000円の増については、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金限度額を計上しています。

7ページ、8ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、17目財政調整基金費、補正前の金額に1,838万7,000円を追加し、2億4,461万2,000円といたします。

事業コード1財政調整基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金1,838万7,000円の増につきましては、今回の補正予算における財源余剰分を調整するために増額するものであります。

19目地域住民生活等緊急支援費、補正前の金額に2,400万円を追加し、4,800万円といたします。

事業コード1新型コロナウイルス感染症対応事業（地域住民生活等緊急支援費）、27節繰出金、細節1水道事業会計繰出金2,400万円の増につきましては、臨時交付金を活用し、水道基本料金1期2か月分を免除するため、水道事業会計へ繰り出す内容でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、11目子育て世帯等への臨時特別給付金給付事業費、補正前の金額に1億2,194万8,000円を追加し、1億6,529万7,000円といたします。

事業コード3電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業、12節委託料、細節1給付事務委託料484万2,000円の増及び18節負担金補助及び交付金、細節1電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金1億1,500万円の増につきましては、国の事業である非課税

世帯等への5万円給付金経費でございます。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額59億9,096万3,000円に1億6,579万3,000円を追加し、61億5,675万6,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額59億9,096万3,000円に1億6,579万3,000円を追加し、61億5,675万6,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が1億6,579万3,000円の増といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第4 専決承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号））

○議長（稲葉義仁君） 日程第4 専決承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました専決承認第8号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。

この専決処分につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けている住民の経済的な負担軽減を図るため、第2回目の水道料金免除を行う予算措置といたしまして、令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第3号)を処分したものであります。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 水道課長。

○水道課長(鈴木貞雄君) ただいま提案されました専決承認第8号 専決処分の承認を求めることについての令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第3号)について、概要を御説明いたします。

総則。

第1条 令和4年度東伊豆町水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

収益的収入及び支出の補正。

第2条 令和4年度東伊豆町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入。

第1款水道事業収益、既決予定額4億3,818万9,000円に2,400万円を追加し、4億6,218万9,000円といたします。

第2項営業外収益、既決予定額4,076万7,000円に2,400万円を追加し、6,476万7,000円といたします。

支出。

第1款水道事業費用、既決予定額4億5,419万4,000円に2,400万円を追加し、4億7,819万

4,000円といたします。

第3項特別損失、既決予定額に2,400万円を追加し、4,720万円といたします。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開きください。

参考資料により、補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的収入についてですが、1款水道事業収益、2項営業外収益、5目1節他会計補助金を2,400万円増額します。水道料金、基本料金免除に要する経費の財源であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を一般会計を通じて水道事業会計へ繰入れする内容であります。

次に、収益的支出についてですが、1款水道事業費用、3項特別損失、1目75節その他特別損失2,400万円の増につきましては、基本料金免除額を営業収益に充当するための科目の増額措置であります。

なお、今回の事業は、前回の第4期分の免除に引き続きまして、第2回目の事業となっております。前回は10月に検針を行い、11月納期限の基本料金を減額いたしました。今回につきましては、今月12月に検針を行い、来月1月が納期限となっている第5期分の基本料金を減額させていただく内容となっております。

前回と同様で、利用者の皆様が特に手続や申込みなどを行う必要はございません。基本料金を差し引いた形で請求や口座引落としをさせていただくこととなりますので、御認識いただけたらと思います。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第48号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（稲葉義仁君） 日程第5 議案第48号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第48号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

令和4年8月8日の人事院勧告を受け、国家公務員の給与法改正が令和4年11月11日に成立し、これに準じた措置を講ずるため、当町職員の給与条例を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、民間給与との格差を埋めるための令和4年度における給料表水準の引上げ、また民間の特別給の支給割合との均衡を図り、職員の勤勉手当100分の10か月分を引き上げる改正となっております。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） それでは、ただいま提案されました議案第48号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の新旧対照表により概要を説明させていただきます。

令和4年8月8日に国家公務員の給与に対する人事院勧告がなされ、令和4年11月11日に国会において国家公務員の給与法改正が成立しましたので、これに準拠し、当町の給与条例を改正するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧ください。

初めに、第15条の8の勤勉手当についてですが、人事院勧告で示されました勤勉手当を民

間の支給状況に見合うよう、100分の10月分引き上げ、現行100分の95月である12月支給分を100分の105月とする内容です。

なお、12月の勤勉手当は12月9日に従来100分の95月で支給し、この条例が可決された後、差額の100分の10月分を追加支給するという形になります。

次に、新旧対照表1ページ下段から12ページまでは、行政職給料表第1表及び第2表の改正となります。

民間給与との格差0.23%となります。これを埋めるため、令和4年度における給料表の水準を引き上げる内容です。この改正により、主に比較的若年層の号俸が改定となっております。

例えば、月額で大卒初任給は3,000円、短大卒初任給は3,900円、高卒初任給は4,000円それぞれ引上げとなっております。

また、行政職給料表第2表におきましても、短大卒初任給は4,100円、高卒初任給は3,900円の引上げとなっております。

お手数ですが、改正文の最後のページの附則を御覧ください。

附則1につきましては、この条例は交付の日から施行、改正後の条例は令和4年4月1日から遡及適用とします。

附則2につきましては、条例改正前に支給済みの給料及び手当は、今回改正する条例の規定による支払いの内払いとし、差額のみ追加支給する内容であります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第48号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第49号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（稲葉義仁君） 日程第6 議案第49号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第49号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

職員の人事院勧告による期末勤勉手当支給率の引上げに準拠し、常勤特別職の12月分期末手当支給率を10分の10月分引き上げる内容でございます。

詳しくは総務課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第49号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の新旧対照表により概要を説明させていただきます。

令和4年度人事院勧告に伴う職員勤勉手当支給率100分の10月を引き上げる改正に準拠し、町長、副町長、教育長の12月期の期末手当支給率を100分の10月分引き上げる内容でございます。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧ください。

第4条第2項において、一般職の改正に準じて、100分の10月分引上げ、現行100分の215月である12月支給分を100分の225月とする内容です。これにより、年間の期末手当支給割合が4.05月から4.15月となります。

以上の改正につきましては、公布の日から施行し、令和4年12月から適用します。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 先ほど上程を読み上げさせていただきましたけれども、100分の10月と申し上げるべきところを10分の10月と言っておりました。100分の10月に訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第49号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第50号 東伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（稲葉義仁君） 日程第7 議案第50号 東伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第50号 東伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

町立幼稚園の統合を決定し、新幼稚園の名称も決まったことから、条文の改正を行いたいため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） ただいま提案されました議案第50号 東伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

町長の提案理由にありましてとおり、町立幼稚園を統合し、令和5年4月1日から新幼稚園としてスタートすることが決定したため、東伊豆町立稲取幼稚園、東伊豆町立熱川幼稚園という名称を、東伊豆町立ひがしいず幼稚園に改めることとなりましたので、条文の改正をさせていただきます内容です。

恐れ入りますが、3枚目の新旧対照表を御覧ください。

別表3の改正となりますが、名称、位置の順に読み上げます。

東伊豆町立稲取幼稚園、東伊豆町稲取1569番地の6、東伊豆町立熱川幼稚園、東伊豆町立奈良本745番地の145を、東伊豆町立ひがしいず幼稚園、東伊豆町奈良本745番地の145に改めるものです。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行します。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第50号 東伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第51号 東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長(稲葉義仁君) 日程第8 議案第51号 東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第51号 東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

先ほど御審議いただいた議案第50号同様、幼稚園の名称変更をしたため、条文の改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(梅原 巧君) ただいま提案されました議案第51号 東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

町長の提案理由にありましたとおり、議案第50号同様、幼稚園の名称を改めるため、条文の改正をさせていただく内容です。

恐れ入りますが、3枚目の新旧対照表を御覧ください。

第1条中の東伊豆町立稲取幼稚園、同熱川幼稚園を、東伊豆町立ひがしいず幼稚園、以下、幼稚園というに改めます。

また、第2条及び第3条中の東伊豆町立稲取幼稚園、同熱川幼稚園を幼稚園といたします。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行します。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第51号 東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第52号 東伊豆町立学校給食センターの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（稲葉義仁君） 日程第9 議案第52号 東伊豆町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第52号 東伊豆町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

令和5年度から町立幼稚園はひがしいず幼稚園として新たなスタートをするわけですが、これを機に学校給食についても提供していく計画であります。

これまでは、給食の提供先に幼稚園が含まれていないことから、条文の改正を行いたいた

め、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） ただいま提案されました議案第52号 東伊豆町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

町長の提案理由にありましたとおり、町立学校給食センターの供給先はこれまで小中学校のみとなっておりましたが、新たに幼稚園への提供を始めたいため、条文の改正をさせていただく内容です。

恐れ入りますが、3枚目の新旧対照表を御覧ください。

第6条給食の対象、第1項給食は東伊豆町立小学校及び中学校に在学する児童生徒並びに教職員及び次条に規定する職員に対して実施するを、給食は東伊豆町立幼稚園、小学校及び中学校に在園及び在学する園児・児童及び生徒並びに教職員及び次条に規定する職員に対して実施するに改めます。

また、第8条経費の負担、第1項法第6条第2項に定める経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童、生徒の保護者及び第6条に規定する教職員並びに前条の職員の負担とするを、法第6条第2項に定める経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける園児、児童並びに生徒の保護者及び第6条に規定する教職員並びに前条の職員の負担とするに改めます。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行します。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第52号 東伊豆町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第53号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の
数の減少及び規約の変更について

○議長(稲葉義仁君) 日程第10 議案第53号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共
団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第53号 静岡縣市町総合事務組合を組織
する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、提案理由を申し上げます。

今回の変更は、静岡縣市町総合事務組合の構成団体である太田川原野谷川治水水防組合の
脱退に伴い、所要の変更を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいた
します。

○議長(稲葉義仁君) 総務課長。

○総務課長(村木善幸君) ただいま提案されました議案第53号 静岡縣市町総合事務組合を
組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、静岡縣市町総合事務組合の構成団体である太田
川原野谷川治水水防組合が、令和5年3月31日をもって解散し、静岡縣市町総合事務組合か
ら脱退することに伴い、同組合規約を変更するものであります。

また、施行は令和5年4月1日からとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。御審議のほどよろしくお

願いたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第53号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第54号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（稲葉義仁君） 日程第11 議案第54号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第54号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1億1,496万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を62億7,172万4,000円とするものであります。

まず、歳入の主な内容ですが、道路関係の補助金交付決定による国庫補助金、地方債の減や旧アスド会館体育館解体事業延期に伴う地方債の減もありましたが、ふるさと納税を2億

円増としたため、全体としては増額となりました。

また、一般寄附金では1件、企業版ふるさと納税では4件の御浄財をお寄せいただきましたので、御意向に沿って有効に活用させていただきます。

次に、歳出の主な内容ですが、新型コロナウイルスワクチン接種事業やふるさと納税増に伴う記念品、基金積立金等の増加及び工事・選挙関係の実績に基づく減額を計上しました。

また、全体としては光熱水費や人事院勧告に基づく人件費等を予算措置いたしたところがあります。

必要な財源配分を行った後、財源不足を財政調整基金の基金積立金で調整しておりますので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第54号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）について、概要を御説明いたします。

令和4年度東伊豆町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,496万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億7,172万4,000円といたします。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為の補正。

第2条債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正によります。

地方債の補正。

第3条地方債の変更は第3表地方債補正によります。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、補正前の金額から637万円を減額し、1,114万8,000円といたします。

2節児童福祉費負担金、細節2保育所保育料負担金479万6,000円の減、及び細節11小規模保育所保育料負担金200万9,000円の減は、認定こども園移行に伴う保育料直接納付により減

額するものであります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正前の金額に268万8,000円を追加し3,731万2,000円といたします。1節保健衛生費負担金、細節2新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金268万8,000円の増は、ワクチン接種事業における国庫負担金であります。

2項国庫補助金、6目土木費国庫補助金、補正前の金額から1,323万3,000円を減額し6,866万7,000円といたします。

1節道路橋りょう費補助金、細節1社会資本整備総合交付金1,036万1,000円の減、及び細節2道路局所管補助金287万2,000円の減は、国の交付決定により減額するものであります。

7目総務費国庫補助金、補正前の金額から204万5,000円を減額し2億2,579万1,000円といたします。

1節総務費補助金、細節2社会保障・税番号制度システム整備費補助金（住民福祉課）463万7,000円の増は、令和6年度から全国どこでも戸籍の交付等ができるようにするためのシステム改修等に係る国庫補助金であります。

10ページ、11ページを御覧願います。

細節3デジタル基盤改革支援補助金675万3,000円の減は、マイナンバーオンライン申請に係る国庫補助金で実績に基づく減額であります。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、補正前の金額に544万6,000円を追加し4,055万7,000円といたします。1節社会福祉費補助金、細節7子ども医療費助成事業補助金544万6,000円の増につきましては、歳出の子ども医療費増額に伴うものであります。

18款1項寄附金、1目ふるさと納税寄附金、補正前の金額に2億円を追加し4億円といたします。1節、細節1ふるさと納税寄附金2億円の増につきましては、10月までの実績に基づき増額としております。

2目一般寄附金、補正前の金額に50万4,000円を追加し100万4,000円といたします。1節、細節1、一般寄附金50万4,000円の増につきましては、明治安田生命相互会社様より御浄財を賜りましたので、御意向に沿って有効に活用させていただきます。

3目事業版ふるさと納税寄附金、補正前の金額に370万円を追加し370万円といたします。1節、細節1企業版ふるさと納税寄附金370万円の増につきましては、4件の企業から御浄財を賜りましたので、御意向に沿って有効に活用させていただきます。

12ページ、13ページを御覧願います。

22款 1項町債、2目土木債、補正前の金額から960万円を減額し6,660万円といたします。
1節土木債、細節1社会資本整備総合交付金事業930万円の減につきましては、国補助金の交付決定により地方債を減額するものであります。

9目総務債、補正前の金額から6,830万円を減額し1,890万円といたします。1節総務債、細節1公共施設解体事業6,830万円の減につきましては、旧アスト会館体育館解体事業延期により地方債を減額するものであります。

14ページ、15ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の金額に8,816万円を追加し、6億2,351万2,000円といたします。

事業コード15ふるさと納税寄附推進事業、7節報償費、細節1ふるさと納税寄附謝礼6,000万円の増。

11節役務費、細節3ポータルサイトシステム等利用料2,200万円の増、及び12節委託料、細節1ふるさと納税事務業務委託料につきましては、ふるさと納税増額に伴う経費の予算措置となります。

6目旧アスト会館費、補正前の金額から7,565万円を減額し151万8,000円といたします。

16、17ページを御覧願います。

12節委託料、細節2旧介護予防拠点施設解体工事設計業務委託料490万円の減、及び14節工事請負費、細節1解体工事の減は事業延期による減額であります。

10目自治振興費、補正前の金額に289万6,000円を追加し4,140万2,000円といたします。

事業コード2安全で安心なまちづくり推進事業、10節事業費、細節4光熱水費200万円の増につきましては、防犯灯における電気料高騰により増額するものであります。

13目電算費、補正前の金額から1,351万3,000円を減額し7,061万円といたします。

事業コード2基幹系システム管理事業、12節委託料、細節2申請管理システム改修業務委託料1,351万3,000円の減につきましては、マイナンバーオンライン申請において仕様の変更等により契約差金が出たため減額するものであります。

15目ふるさと納税基金費、補正前の金額に1億1,388万8,000円を追加し2億1,325万8,000円といたします。

事業コード1ふるさと納税基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金1億1,388万8,000円の増につきましては、寄附金増に基づく積立てで経費を除いた分を計上しております。

す。

17目財政調整基金費、補正前の金額から3,590万7,000円を減額し2億870万5,000円といたします。

事業コード1財政調整基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金3,590万7,000円の減につきましては、今回の補正予算歳入歳出調整額の財源として積立金を減額するものであります。

なお、補正後の財政調整基金残高は約14億7,300万円となります。

18ページ、19ページを御覧願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正前の金額に524万8,000円を追加し5,902万6,000円といたします。

事業コード1戸籍住民基本台帳管理事業、12節委託料、細節1戸籍電算システム改修委託料413万6,000円の増につきましては、令和6年度から全国の自治体どこでも戸籍の交付等ができるようにするためのシステム改修費であります。

24ページ、25ページを御覧願います。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正前の金額に644万7,000円を追加し、2億4,555万4,000円といたします。

事業コード2地域型保育事業、12節委託料、細節2小規模保育入所委託料200万9,000円の減及び事業コード4保育園事業、12節委託料、細節1保育所入所委託料479万6,000円の減につきましては、認定こども園に移行したことに伴い、保育料等が直接徴収となったため、これに関連する歳入歳出予算を減額するものであります。

事業コード7子ども医療費助成事業、19節扶助費、細節1子ども医療費扶助費1,325万2,000円の増につきましては、長期入院患者の増により増額措置いたしました。

26ページ、27ページを御覧願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正前の金額に311万6,000円を追加し9,025万4,000円といたします。

事業コード4新型コロナウイルスワクチン接種事業、12節委託料、細節1個別接種委託料268万8,000円の増につきましては、見込みに対する不足額を計上させていただきました。

32ページ、33ページを御覧願います。

5款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費、事業コード2優良景観樹木保全事業、12節委託料、細節1松くい虫等防除事業委託料399万円の増につきましては、松くい虫によ

り枯れた木の伐倒駆除費でございます。

3 項水産業費、4 目漁港管理費、事業コード1 漁港整備事業、18 節負担金補助及び交付金、細節1 稲取漁港整備事業地元負担金544 万円の減につきましては、県の全額負担により町負担がなくなった事業や事業の延期により減額となりました。

6 款1 項商工費、2 目商工振興費、補正前の金額に1,610 万円を追加し1 億8,197 万2,000 円といたします。

34 ページ、35 ページを御覧願います。

事業コード4 新型コロナウイルス感染症対策事業（商工費）、18 節負担金補助及び交付金、細節5 新事業参入者支援補助金460 万円の増につきましては、申請者増により増額するものであります。

細節6 物価高騰等緊急対策事業者支援金1,150 万円の増につきましては、30 万円を限度額として急激な光熱水費の上昇に対する一部補助を計上しております。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、3 目道路新設改良費、補正前の金額から2,800 万円を減額し1 億5,599 万2,000 円といたします。

事業コード1 道路新設改良事業、12 節委託料、細節1 道路構造物定期点検業務委託料（橋りょう・トンネル）600 万円の減及び細節3 橋りょう補修設計業務委託料400 万円の減につきましては、実績に基づく減額であります。

36 ページ、37 ページを御覧願います。

また、14 節工事請負費、細節1 湯ノ沢草崎線法面対策工事及び細節2 稲取片瀬線改良工事につきましては、国補助金の交付決定に合わせて減額をしております。

44 ページ、45 ページを御覧願います。

9 款教育費、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費、補正前の金額に216 万4,000 円を追加し2,599 万6,000 円といたします。

事業コード3 総合グラウンド等管理事業、14 節工事請負費、細節3 野球場フェンス等改修工事の増につきましては、ベンチ改修に伴いフェンス等の改修が必要となったため増額とさせていただきます。

2 目学校給食費、補正前の金額に716 万6,000 円を追加し5,996 万2,000 円といたします。

事業コード1 学校給食センター事業、10 節需用費、細節1 消耗品費257 万2,000 円の増につきましては、企業版ふるさと納税を活用させていただき、給食用食器を購入する予定です。

細節4 光熱水費223 万9,000 円の増では、燃料・電気代等の高騰により増額措置いたしました。

た。

細節 5 修繕料228万8,000円の増につきましては、浄化槽用のブロワーや冷蔵施設が故障したことによる増額であります。

恐れ入りますが、4 ページへお戻りください。

第2表債務負担行為であります。電話機等借上料、資源ごみ・可燃ごみ等収集業務委託及び一般廃棄物処理基本計画策定業務委託を追加しておりますので、御確認願います。

5 ページを御覧ください。

第3表地方債補正であります。社会資本整備総合交付金事業、道路局所管補助金事業、消防署衛生設備改修事業及び公共施設解体事業について変更しておりますので、御確認願います。

6 ページ、7 ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額61億5,675万6,000円に、1億1,496万8,000円を追加いたしまして、62億7,172万4,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額61億5,675万6,000円に、1億1,496万8,000円を追加いたしまして、62億7,172万4,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が504万6,000円の減、地方債が7,870万円の減、その他財源が1億9,786万4,000円の増、一般財源を85万円といたします。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） あらかたの説明は受けておりますけれども、説明の上に質疑をさせていただきます。

まず、1点目に、17ページのふるさと納税の基金積立金1億1,388万8,000円ということで、ふるさと納税事業が非常に取組が強化されて、こういう積立てになるということなんです。昨日も町長、ふるさと納税についての質問、一般質問等で議論をしておりましたけれども、この使い道等についての、町長は今お考えはどのように考えていらっしゃるか、まずお伺いしたいと思います。

2点目に、25ページの敬老会実施事業の関係なんです。本当3年ぐらい敬老会開けない

ということがあるんですが、そもそも敬老会自体、今、町で1会場でやるというやり方を取っているところ自体が少なくなっているとかという問題も含めて、開催の在り方というのは検討をされているのでしょうか。その点をお伺いしたいと思います。

3点目に、29ページでございますけれども、ごみの減量化対策啓発事業ということで、ごみ堆肥化の実証実験委託料というのが計上されております。これは、どのくらいの規模の施設、実証実験、その実証実験する機械の規模、多分何キロとか何トンとか、それが何日ぐらいでどうなるのかとかという、この規模について、お聞かせいただきたいと思います。

最後、4点目なんですが、33ページの松くい防除事業の委託のところですが、おむねどの辺の場所について、何本ぐらいの伐採になるのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 4点の御質問の中で、最初のふるさと納税の使い道ということでございますが、ふるさと納税を納めるときに、自らが使用先というのを選べるということ、その他ということで、ある程度町長に任せている部分もあるということであります。

基本的に、御協力いただいた方々の御意思を、まずは尊重するという中で、もし町長に任せるというところがあれば、そこは状況に応じて、役場にとって必要なところに、まずは配分をしたいと思います。ただ、将来的には、せっかくふるさと納税で集まってきた金額ということもありますので、なるべく効果が大きいやり方というのを、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（前田浩之君） 敬老会につきましては、3年中止ということで、来年度からどうするかということについてはまだ決めておりません。これから来年度の予算をヒアリング等やるんですけど、そこでどうするか検討したいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） ごみの実証化実験の規模ということでございますけれども、1日100キロ、これを20日間程度行う予定であります。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 観光産業課長。

○観光産業課長（山田義則君） 松くい虫の被害の場所及び伐採本数でありますけれども、主にふれあいの森、あと黒根周辺、トモロ岬、クロスカントリーコースということになります。合計本数ですけれども、112本の伐採を予定しております。以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長、ふるさと納税、昨日の一般質問でのやり取りも聞いておりました。町長言われたところ、そのとおりだと思うんですけども、過去、やはり議会の中で、予算決算のたびに、このふるさと納税の町長に任せるといふ部分の使い道については、非常に使い方について、議員の中からも結構疑問の声もあったところもございます。今後の予算編成の中で使われていくんだと思う、来年度予算の中で、ぜひ、その辺の内容について、またその部分だけでも十分に、町長のお考えなり、その使おうという部分の意思が分かるような、またそういう機会を設けていただいて、説明していただけるといいのかなというふうに思っております。

2つ目の敬老会の問題なんですけれども、一時より、大分敬老会、参加者が減ってきているんですよね。後期高齢者が多くなったというようなこともあるのかもしれませんが、そうすると、今までみたいに、本当に1会場で1か所まとめてやるというやり方自体も考える時期ではないのかなと、毎回こういう、コロナもあるんですけども、開催できないということであれば、できるようなやり方というのを、もう考えることも必要な時期ではないかと思っておりますので、これはまた言われたとおり、参事が言われたとおり、来年度予算において、ぜひ、そういうことも含めて御検討いただいて、結論を出していただきたいと思っております。

3点目のごみ処理の問題ですけれども、100キロを20日間で処理するということについて、1回100キロ入れたら20日間かかるということですか。それとも毎日、その辺のちょっと、性能というのはどういうことか、今、意味をちょっと、もう少し具体的に説明をしていただけるとありがたいと思います。

4点目なんですけれども、松くい虫の問題について、町民の皆さんも非常に、ふれあいの森、クロスカントリー、黒根、非常に心を痛めているところではあるんですが、一部分、やはりその影響が私有地のほうにもあると思うので、私有地での松くい虫の問題についても、ぜひ町からの指導もしていただいて、今後の被害が拡大することがないように、最大限取り組み、努力していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） 20日間で処理するのではなくて、1日100キロを持ち込んで、20日間を成分とかいろいろ検査して、結果を出すということの内容です。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 観光産業課長。

○観光産業課長（山田義則君） 松くい虫の民有林に対する指導についてですが、先般、伊豆急、土地ありまして、ちょうど伊東方面から稲取が見える黒根の道路の周辺、あそこら辺、伊豆急の土地になっているんですけども、伊豆急のほうに相談したところ、今年度やってくれると、伐採してくれるということで、随時そういう形で相談かけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第54号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、15時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時25分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ、再開します。

◎日程第12 議案第55号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)

○議長(稲葉義仁君) 日程第12 議案第55号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第55号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1億1,170万円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ18億6,296万4,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では療養給付費保険者負担金等の増に伴う普通交付金の増額、歳出につきましては、今年度の実績から療養給付費保険者負担金等及び特定健診委託料の増額を行うものであります。

詳細につきましては健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事(齋藤徳人君) ただいま提案されました議案第55号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、概要を説明させていただきます。

令和4年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,296万4,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について御説明をいたします。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、補正前の金額に1 億1,170 万円を追加し、13 億9,672 万円といたします。

1 節、細節 1 普通交付金の1 億1,160 万1,000 円の増額ですが、これは歳出において同額の保険給付費を計上しておりますことから、それに伴う県の交付金でございます。

7 ページ、8 ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について御説明いたします。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、補正前の金額に9,325 万3,000 円を追加し、11 億5,435 万円といたします。

18 節負担金補助及び交付金、細節 1 一般被保険者療養給付費被保険者負担金の9,325 万3,000 円の増は、今年度当初に想定していた以上に療養給付費が伸びておりますので、この先の推計から増額補正するものでございます。

同じく 2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、補正前の金額に1,834 万8,000 円を追加し、1 億8,932 万7,000 円といたします。

18 節負担金補助及び交付金、細節 1 一般被保険者高額療養費被保険者負担金の1,834 万8,000 円の増は、1 項療養諸費と同様に給付費が伸びておりますので、この先の推計から増額補正するものでございます。

6 款保健事業費、2 項 1 目特定健康診査等事業費、補正前の金額に78 万9,000 円を追加し、2,801 万1,000 円といたします。

12 節委託料、細節 1 特定健診委託料の78 万9,000 円の増は、今年度特定健診の受診状況により、委託料の不足が見込まれるため、増額補正するものでございます。

9 ページ、10 ページをお開きください。

7 款 1 項基金積立金、1 目国民健康保険事業基金積立金、補正前の金額から78 万9,000 円を減額し、1,248 万4,000 円といたします。

24 節積立金、細節 1 国民健康保険事業基金積立金の78 万9,000 円の減は、特定健診委託料が78 万9,000 円の増となることから、財源調整のため同額を減額補正するものです。

恐れ入ります、3 ページ、4 ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額17 億5,126 万4,000 円に1 億1,170 万円を追加いたしまして、18 億6,296 万4,000 円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額17億5,126万4,000円に1億1,170万円を追加いたしまして、18億6,296万4,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金1億1,170万円の増といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 1億1,100万円からの増額という医療費の伸びということですがけれども、要因というのは、患者さんが病院にかかれる回数が増えたのか、または特定の疾病患者さんが増えたのか、その辺の要因というのはどのように把握しておりますか。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤徳人君） 今年度は、想定した以上に給付費が伸びております。特に7月の療養費が大きく、費用額は、コロナ控えが解消された3年度の同月の療養分と比較して2,800万ほど高くなっております。

県から提供された東伊豆町のデータを確認したところ、制度改正前の平成29年度以降におきましては、それまでになく給付費が突出して高くなっております。要因としては、入院患者数の増加が挙げられます。先週、県は今年度の普通交付金の執行見込額が当初予算を上回る見込みであるとのことから、年間執行見込額調査依頼書を各市町に発出をしましたが、県全体で保険給付費が上がっている状況があるとのことでした。

この状況について、令和2年度にはコロナによる受診控えの影響で状況の悪化した患者が多く発生をいたしました。今年に入り、コロナの第6波、第7波とあった中で、それに似たようなイレギュラーな状況があったのではないかなど、推測ではございますが、現時点はそのように考えております。

今年度は、県全体がそのような状況にあると思われまますので、保険給付費の増額につきまして御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） ほか、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第55号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第56号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(稲葉義仁君) 日程第13 議案第56号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第56号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出の予算の総額からそれぞれ133万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億8,141万3,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では介護保険料の減額補正を行い、歳出につきましては、保険給付費の増額及び財源調整のための基金積立金の減額補正を行うものであります。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 健康づくり課長。

○健康づくり課長(齋藤和也君) ただいま提案されました議案第56号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、概要を説明させていただきます。

令和4年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ133万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,141万3,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明いたします。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正前の額から159万6,000円を減額し、2億7,397万5,000円といたします。

1節現年度分保険料、細節1特別徴収保険料438万1,000円の増額及び細節2普通徴収保険料597万8,000円の減額は、本算定及び異動見込みによる増減です。

9ページ、10ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明いたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、8目居宅介護住宅改修費、補正前の額に18万3,000円を追加し、298万3,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1居宅介護住宅改修費保険者負担金18万3,000円の増は、支給見込額が増加したことによるものでございます。

11ページ、12ページをお開きください。

4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金、補正前の額から166万5,000円を減額し、936万6,000円といたします。

24節積立金、細節1介護保険料給付費準備基金積立金166万5,000円の減は、収入において保険料を減額補正したことにより、財源調整のため基金積立金を減額するものでございます。

3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出予算事項別明細書に総括してあります。

まず歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額13億8,274万5,000円から133万2,000円を減額いたしまして、13億8,141万3,000円といたします。

次に歳出ですが、補正前の額13億8,274万5,000円から133万2,000円を減額いたしまして、13億8,141万3,000円といたします。

次に補正額の財源内訳ですが、特定財源の国・県支出金が8万2,000円、その他で6万6,000円、一般財源が148万円の減といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第56号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第57号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第14 議案第57号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第57号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的支出の既決予定額に2,182万2,000円を追加し、総額を5億1万6,000円とするものであります。

主な補正内容としたしましては、電気料金高騰に伴う動力費の増額や人事院勧告に基づく給与費の調整などを行っております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第57号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）について、概要を御説明いたします。

総則。

第1条 令和4年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

収益的支出の補正。

第2条 令和4年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出第1款水道事業費用、既決予定額4億7,819万4,000円に2,182万2,000円を追加し、5億1万6,000円といたします。

第1項営業費用、既決予定額3億9,878万4,000円に2,182万2,000円を追加し、4億2,060万6,000円といたします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めます。

第1号 職員給与費、既決予定額9,264万5,000円に171万2,000円を追加し、9,435万7,000円といたします。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお開きください。

参考資料により主な補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的支出についてですが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、26節動力費を600万円増額します。電気料金高騰による不足額の増額です。

2目配水及び給水費、2節手当52万3,000円の増は、人事院勧告に基づく増額及び時間外勤務手当の不足額の増額であります。

22節修繕料300万円の増は、漏水等の突発的な修繕が増加しているため、今後の不足見込額を増額しております。

26節動力費1,100万円の増は、先ほどの原水及び浄水費と同じく、電気料金高騰による不

足額の増額であります。

5目総係費、1節給料から6節法定福利費引当金繰入額につきましては、全て給与費関係で、人事院勧告に基づく増額や時間外勤務手当の不足額増額などの調整をさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第57号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。
この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 報告第6号 令和4年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和3年度分）の提出について

○議長（稲葉義仁君） 日程第15 報告第6号 令和4年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和3年度分）の提出についてを議題とします。

報告書につきましては、事前に配付したとおりでございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

◎日程第16 陳情・要望書等の審査について

○議長（稲葉義仁君） 日程第16 陳情・要望書等の審査についてを議題とします。

審査を付託した総務経済常任委員長の報告を求めます。

7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

令和4年12月7日。

東伊豆町議会議長、稲葉義仁様。

総務経済常任委員会委員長、須佐 衛。

陳情・要望書等審査報告書。

本委員会に付託された陳情・要望書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受付番号、223番。

付託年月日、令和4年12月6日。

件名、稲取細野高原の作業道新設に伴う助成の要望について。

審査の結果、採択であります。

委員会の意見。

稲取細野高原にある湿原は、静岡県指定天然記念物となる県内でも貴重な湿原で、この湿原を維持するためには山焼きが不可欠である。加えて、同高原はワラビ狩り、ススキイベントなど観光的にも活用されており、重要な観光資源ともなっている。そのことを鑑みれば、本要望は公共性の高い工事であるということがいえる。

また、急峻な地形が続く同高原の山焼きを行うに当たっては、火災による延焼が懸念されることから、安全面を考慮すれば、作業道を設けることには合理性がある。

以上のことから、総務経済常任委員会として「採択」とするものである。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） ただいま総務経済常任委員長より報告のありました陳情・要望書等の審査について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより陳情・要望書等の審査についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の審査報告は採択であります。

この審査報告について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、陳情・要望書等の審査については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第17 意見書案第2号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書について

○議長（稲葉義仁君） 日程第17 意見書案第2号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） それでは、意見書案第2号について、朗読をもって説明とさせていただきます。

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和4年12月7日提出。

東伊豆町議会議長、稲葉義仁様。

提出者、東伊豆町議会議員、栗原京子。

賛成者、東伊豆町議会議員、楠山節雄、笠井政明、定居利子、村木 脩、西塚孝男、鈴木

勉、内山慎一、藤井廣明、須佐 衛、山田直志。

1枚おめくりください。

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書。

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるともいわれている。

そこで政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月7日。

静岡県東伊豆町議会。

1枚おめくりください。

送付先については、国会及び関係行政庁に対し、一覧のとおりとなります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより意見書案第2号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（稲葉義仁君） 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会議日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（稲葉義仁君） これをもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

令和4年第4回東伊豆町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

閉会 午後 3時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____